

龍ヶ崎市地域防災計画

(一般災害等対策計画編 資料編)

令和6年1月

龍ヶ崎市防災会議

目 次

1-1-1	市が締結している災害協定一覧	1
1-1-2	防災行政無線固定系拡声子局所在地一覧（令和4年1月1日現在）	4
1-1-3	MCA無線機一覧表	7
1-2-1	防災対策拠点地区の整備	9
1-2-2	指定緊急避難場所位置図	11
1-3-1	ヘリコプター離着陸場候補地	13
1-3-2	指定避難所一覧	15
1-3-3	龍ヶ崎市公共施設の井戸及び飲料水兼用防火水槽所在	17
1-3-4	保育施設等一覧	19
1-3-5	保育ルーム	20
1-3-6	指定文化財一覧	21
1-3-7	要配慮者利用施設一覧	23
2-1-1	災害時職員配備計画兼動員状況報告書	24
2-1-2	『災害対策本部備品一覧』・『本部室配置概要図』	25
2-2-1	警察電話使用申込書	27
2-2-2	被害報告関係（様式）	28
2-2-3	被害の分類 認定基準	40
2-2-4	広報の例文	42
2-3-1	緊急に災害派遣を必要とする場合の連絡先	44
2-3-2	自衛隊災害派遣要請・撤収（様式）	45
2-4-1	配車計画簿	47
2-4-2	緊急通行車両確認証明書	48
2-5-1	避難所関係様式	49
	避難所受入れ者名簿報告書	49
2-6-1	災害救助法関係様式	51
2-6-2	「茨城県災害救助法施行細則に定める救助の程度、方法及び期間」早見表	52
2-7-1	行方不明関係様式	55
2-8-1	労務供給関係様式	58
3-1-1	義援金関係様式	60
3-1-2	り災証明様式関係	63
3-1-3	災害弔慰金・災害障害見舞金・災害援護資金	68
3-1-4	『生活福祉資金貸付条件一覧』	69
3-1-5	被災者生活再建支援法の適用にかかる被害状況報告書	71
3-1-6	激甚災害基準	72
3-1-7	激甚法により財政援助等を受ける事業	76
3-2-1	小貝川・利根川洪水避難計画	77
3-3-1	いわき市原子力災害広域避難計画に基づく龍ヶ崎市広域避難受入計画	114

1-1-1 市が締結している災害協定一覧

○公的機関など

番号	協定の相手方	協定内容	締結年度
1	茨城県取手市	消防相互応援	昭和 57 年度
2	茨城県内全市町村	災害時における相互応援	平成 6 年度
3	陸上自衛隊霞ヶ浦駐屯地	霞ヶ浦飛行場周辺における航空事故等の連絡調整	平成 7 年度
4	竜ヶ崎郵便局	災害時における相互協力	平成 9 年度
5	静岡県裾野市	災害時に係わる相互応援	平成 19 年度
6	国土交通省関東地方整備局	災害時における情報連絡員の派遣	平成 22 年度
7	群馬県館林市	大規模災害時における相互応援	平成 24 年度
8	福島県相馬市	災害時等における相互応援	平成 24 年度
9	千葉県茂原市	大規模災害時における相互応援	平成 24 年度
10	牛久市・稲敷市・阿見町・利根町・河内町・美浦村、各市町消防団	稲敷地方広域市町村圏内の消防団の相互応援協定書	平成 27 年度
11	牛久市・稲敷市・阿見町・利根町・河内町・美浦村	稲敷地方広域市町村圏内市町村間における災害時相互応援に関する協定書	平成 28 年度
12	茨城県竜ヶ崎警察署	災害時における施設使用に関する協定書	平成 29 年度
13	福島県いわき市	原子力災害時における広域避難受入れ	平成 29 年度
14	茨城県ひたちなか市	原子力災害時における広域避難受入れ	平成 29 年度
15	新潟県三条市	災害時における相互応援協定	平成 30 年度
16	小貝川下流域構成市町村	大規模水害時の広域避難に関する協定	令和元年度
17	社会福祉法人龍ヶ崎市社会福祉協議会	災害ボランティアセンターの設置及び運営等に関する協定	令和 5 年度

○民間企業・団体など

番号	協定の相手方	協定内容	締結年度
1	いばらきコープ生活協同組合	災害救助に必要な物資の調達	平成 11 年度
2	東日本電信電話(株) 茨城支店	NTT の通信サービス停止に伴う防災行政無線の利用	平成 12 年度
3	(一社)龍ヶ崎市医師会	災害時の医療救護活動に関する協定	平成 13 年度
4	利根コカ・コーラボトリング(株)	災害時における飲料水等の提供	平成 18 年度
5	茨城県南地区電気センター協同組合	災害時等応急復旧工事等	平成 18 年度
6	龍ヶ崎市建設業組合	災害時等応急復旧工事等	平成 18 年度
7	学校法人日通学園流通経済大学	大規模災害時における協力体制	平成 19 年度
8	東京電力パワーグリッド(株)	停電時等における龍ヶ崎市防災行政無線の利用	平成 20 年度
9	龍ヶ崎市管工事業協会	災害時等応急復旧工事等	平成 20 年度
10	龍ヶ崎料理旅館飲食業組合連合会	災害時における炊き出し等	平成 20 年度
11	(社)茨城県トラック協会県南支部	災害時における物資輸送業務	平成 22 年度
12	龍ヶ崎市中心建設共同会	災害時におけるボランティア協力及び応急復旧工事等	平成 22 年度
13	茨城県石油商業組合牛久・龍ヶ崎支部	災害時における燃料優先供給等の協力	平成 23 年度
14	関東電気保安協会茨城事業本部	災害時における電気設備の復旧	平成 23 年度
15	ヤフー(株)	災害に係る情報発信等	平成 23 年度
16	龍ヶ崎市歯科医師会	災害時の歯科医療救護活動	平成 23 年度
17	東日本旅客鉄道(株)水戸支社	地震等大規模災害に関する覚書	平成 23 年度
18	(株)アペックス	災害時における支援協力	平成 23 年度
19	(株)ランドロームジャパン	災害時における物資の供給協力	平成 24 年度
20	水郷つくば農業協同組合	災害時における支援協力	平成 24 年度
21	関東乳業(株)	災害時における物資の供給協力	平成 24 年度
22	NPO 法人コメリ災害対策センター	災害時における物資の供給協力	平成 24 年度
23	(株) レンタルのニッケン 龍ヶ崎営業所	災害時における資機材調達の協力	平成 24 年度
24	東日本電信電話(株)茨城支店	特設公衆電話の設置・利用に関する覚書	平成 24 年度
25	茨城県高圧ガス保安協会江戸崎支部 竜ヶ崎部会	災害等の発生時における応急・復旧活動の支援協力	平成 24 年度
26	土浦ケーブルテレビ(株)	災害時における放送等の協力	平成 24 年度
27	龍ヶ崎市建築技能者組合	災害時における応援協力	平成 25 年度
28	大和ハウス工業(株) 竜ヶ崎工場	災害時における支援協力	平成 26 年度
29	(株) L I X I L ビバ	災害時における物資の支援協力	平成 26 年度
30	(株) オートリペアイトウ	災害時における支援協力	平成 26 年度
31	東京ガス(株)	災害に係る情報発信等	平成 26 年度
32	筑波都市整備(株)	災害時における支援協力	平成 27 年度
33	茨城県弁護士会	災害時における法律相談業務	平成 27 年度

34	茨城県行政書士会	災害時における支援協力	平成 27 年度
35	(株) セブン - イレブン・ジャパン	災害時の物資供給及び店舗営業の継続 又は早期再開に関する協定	平成 27 年度
36	龍ヶ崎市薬剤師会	災害時の医療救護活動における薬剤師 の派遣に関する協定	平成 27 年度
37	東電タウンプランニング(株)茨城総支社	地域貢献型電柱広告に関する協定	平成 27 年度
38	セツカートン (株)	災害時における簡易ベッド等の調達に 関する協定	平成 28 年度
39	日立建機日本 (株)	災害時におけるレンタル資機材の優先 供給に関する協定	平成 28 年度
40	(株) 茨城放送	災害時における放送要請に関する協定	平成 28 年度
41	龍ヶ崎市電設業組合	災害時等応急復旧工事等に関する協定	令和元年度
42	(株) アクティオ	災害時における物資の供給に関する協 定	令和元年度
43	ニッポン冷食 (株) 竜ヶ崎工場	災害時における物資の供給協力に関す る協定	令和元年度
44	(株) 栄林	災害時における支援協力に関する協定	令和 2 年度
45	(株) カインズ	災害時における生活物資などの供給協 力に関する協定	令和 2 年度
46	東京電力パワーグリッド (株)	災害時における停電復旧の連携等に関 する基本協定	令和 3 年度
47	(株) 諸岡	災害時における支援協力に関する協定	令和 3 年度
48	(株) カンセキ	災害時における生活物資などの供給協 力に関する協定	令和 4 年度
49	東京電力パワーグリッド(株)	災害時における停電復旧に係る応急措 置の実施の支障となる障害物等の除去 等に関する覚書	令和 4 年度
50	(株)ゼンリン	災害時における地図製品等の供給等 に関する協定	令和 5 年度

1-1-2 防災行政無線固定系拡声子局所在地一覧（令和4年1月1日現在）

局番号	屋外拡声子局名称	設置場所
1	龍ヶ崎市役所	茨城県龍ヶ崎市 3710
2	龍ヶ崎小学校	茨城県龍ヶ崎市 3316
3	出し山第二児童公園	茨城県龍ヶ崎市出し山町 72
4	横町中央	茨城県龍ヶ崎市 2921-3 付近
5	竜ヶ崎保健所	茨城県龍ヶ崎市 2983-1
6	緑町第一児童公園	茨城県龍ヶ崎市緑町 100-8
7	松並児童遊園地	茨城県龍ヶ崎市 4946
8	旧城南中学校	茨城県龍ヶ崎市 1736
9	市営富士見住宅	茨城県龍ヶ崎市奈戸岡 2-198
10	米町会館	茨城県龍ヶ崎市米町 3919
11	姫宮第二児童公園	茨城県龍ヶ崎市姫宮町 93
12	龍ヶ崎西小学校付近	茨城県龍ヶ崎市 8824-6 付近
13	龍ヶ崎第一児童遊園	茨城県龍ヶ崎市高砂 7516-2
14	高砂体育館	茨城県龍ヶ崎市 7053-1
15	直鮒集会所	茨城県龍ヶ崎市 6104
16	大徳町上大徳	茨城県龍ヶ崎市大徳町 5337-2
17	深堀コミュニティセンター	茨城県龍ヶ崎市大徳町 880
18	永福寺	茨城県龍ヶ崎市大徳町 2315
19	大宮小学校	茨城県龍ヶ崎市大徳町 4945
20	大徳町久夫	茨城県龍ヶ崎市大徳町 3018-1
21	満願寺	茨城県龍ヶ崎市宮沢町 64-2
22	上佐沼中央	茨城県龍ヶ崎市大徳町 5040
23	千秋	茨城県龍ヶ崎市宮沢町 3219
24	北河原中央	茨城県龍ヶ崎市大徳町 7012
25	長沖新田町公民館	茨城県龍ヶ崎市長沖新田町 5
26	高須橋付近	茨城県龍ヶ崎市高須橋付近
27	須藤堀町集会所	茨城県龍ヶ崎市須藤堀町 1540
28	北文間運動広場	茨城県龍ヶ崎市長沖町 1490
29	豊田町集会所	茨城県龍ヶ崎市豊田町 762
30	小貝川豊田	茨城県龍ヶ崎市豊田町 1245 付近
31	豊田町根柄集会所	茨城県龍ヶ崎市豊田町 1749-1
32	羽黒公園	茨城県龍ヶ崎市南が丘 1 丁目 8
33	南が丘公民館	茨城県龍ヶ崎市南が丘 6 丁目 25-5
34	龍ヶ崎南高校北	茨城県龍ヶ崎市北方町 370
35	馴柴小学校	茨城県龍ヶ崎市若柴町 3135
36	佐貫第四児童公園	茨城県龍ヶ崎市佐貫 1 丁目 17-10
37	佐貫第二児童公園	茨城県龍ヶ崎市佐貫 4 丁目 9

38	浅間ヶ浦第一児童公園	茨城県龍ヶ崎市佐貫町 929-72
39	佐貫駅西	茨城県龍ヶ崎市佐貫町 523 付近
40	文化村児童公園	茨城県龍ヶ崎市若柴町 3320
41	昭和区会館	茨城県龍ヶ崎市小通幸谷町 467-1
42	若柴八坂神社付近	茨城県龍ヶ崎市若柴町 824-2
43	竜ヶ崎警察官舎	茨城県龍ヶ崎市川原代町 6181 付近
44	川原代小学校	茨城県龍ヶ崎市川原代町 3518
45	知手集会所	茨城県龍ヶ崎市川原代町 3966
46	南中島街区公園	茨城県龍ヶ崎市南中島町 226-1
47	花丸会館	茨城県龍ヶ崎市川原代町 1282
48	城西中学校	茨城県龍ヶ崎市川原代町 710
49	県南水道配水管北	茨城県龍ヶ崎市川原代町 498-1
50	川原代町中郷	茨城県龍ヶ崎市川原代町 2204 付近
51	道仙田集会所	茨城県龍ヶ崎市川原代町 2800-1
52	サプラ付近	茨城県龍ヶ崎市小柴 1 丁目 1-1
53	松葉 6 丁目東	茨城県龍ヶ崎市松葉 6 丁目 24
54	松葉小学校	茨城県龍ヶ崎市松葉 2 丁目 9
55	松葉第二児童公園	茨城県龍ヶ崎市松葉 4 丁目 7
56	松葉 1 丁目西	茨城県龍ヶ崎市若柴町 1741
57	県南水道	茨城県龍ヶ崎市長山 1 丁目 5-2
58	長山中学校	茨城県龍ヶ崎市長山 3 丁目 1
59	長山小学校	茨城県龍ヶ崎市長山 5 丁目 7-1
60	長山第三児童公園	茨城県龍ヶ崎市長山丁 4 目 2-11
61	馴馬財産区会館	茨城県龍ヶ崎市馴馬町 2260-8
62	平台第二児童公園	茨城県龍ヶ崎市平台 5 丁目 10-20
63	平台 2 丁目西	茨城県龍ヶ崎市平台 2 丁目 1-4 付近
64	小柴第一児童公園	茨城県龍ヶ崎市小柴 3 丁目 6-9
65	中根台児童公園	茨城県龍ヶ崎市中根台 4 丁目 15-1
66	北竜台公園	茨城県龍ヶ崎市小柴 1 丁目 8
67	久保台小学校	茨城県龍ヶ崎市久保台 2 丁目 3
68	久保台第二児童公園	茨城県龍ヶ崎市久保台 3 丁目 19-13
69	行部内公園	茨城県龍ヶ崎市久保台 1 丁目 20
70	別所公民館	茨城県龍ヶ崎市別所町 33-2
71	女化稲荷	茨城県龍ヶ崎市若柴町 2240-1035 付近
72	若柴町長山前	茨城県龍ヶ崎市若柴町 2240-178
73	城ノ内第二街区公園	茨城県龍ヶ崎市城ノ内 2 丁目 13-4
74	貝原塚西公園	茨城県龍ヶ崎市藤ヶ丘 6 丁目 21-32 付近
75	八原小学校	茨城県龍ヶ崎市藤ヶ丘 1-22-4
76	藤ヶ丘第二街区公園	茨城県龍ヶ崎市藤ヶ丘 2 丁目 6-8

77	龍ヶ岡市民農園	茨城県龍ヶ崎市藤ヶ丘 4 丁目 7-11
78	八原八坂神社東	茨城県龍ヶ崎市貝原塚町 2036
79	松ヶ丘第一街区公園	茨城県龍ヶ崎市松ヶ丘 1 丁目 12-1
80	松ヶ丘第二街区公園	茨城県龍ヶ崎市松ヶ丘 2 丁目 17-24
81	松ヶ丘第三街区公園	茨城県龍ヶ崎市松ヶ丘 3 丁目 11-1
82	下羽原公民館	茨城県龍ヶ崎市羽原町 1373-2
83	上羽原公民館	茨城県龍ヶ崎市羽原町 1091-2 付近
84	東洋鍛工東	茨城県龍ヶ崎市貝原塚町 3048-5
85	女化公民館	茨城県龍ヶ崎市貝原塚町 3621
86	中貝原塚集会所	茨城県龍ヶ崎市貝原塚町 2951 付近
87	姫宮神社	茨城県龍ヶ崎市貝原塚町 3522
88	泉原口	茨城県龍ヶ崎市泉町 1592-6 付近
89	上泉集会所	茨城県龍ヶ崎市泉町 1814
90	下泉消防小屋	茨城県龍ヶ崎市泉町 2046-1
91	八代町上八代	茨城県龍ヶ崎市八代町 1984 付近
92	八代町中八代	茨城県龍ヶ崎市八代町 1337-3 付近
93	八代町下八代	茨城県龍ヶ崎市八代町 3262-1 付近
94	城ノ内第三街区公園	茨城県龍ヶ崎市松ヶ丘 3 丁目 11-1
95	城ノ内第五街区公園	茨城県龍ヶ崎市城ノ内 5 丁目 18-6
96	長峰西公園	茨城県龍ヶ崎市白羽 1 丁目 13-11
97	白羽第二街区公園	茨城県龍ヶ崎市白羽 3 丁目 12-28
98	長峰町	茨城県龍ヶ崎市長峰町 1240-3
99	半田町	茨城県龍ヶ崎市半田町 1263
100	上塗戸	茨城県龍ヶ崎市塗戸町 2175 付近
101	下塗戸	茨城県龍ヶ崎市塗戸町 4426
102	旧長戸小学校	茨城県龍ヶ崎市半田町 65
103	薄倉公民館	茨城県龍ヶ崎市薄倉町 1702
104	つくばの里工業団地	茨城県龍ヶ崎市向陽台 1 丁目 2 付近
105	つくばの里向陽台公園	茨城県龍ヶ崎市向陽台 3 丁目 5-1
106	湯ったり館	茨城県龍ヶ崎市板橋町 440
107	板橋町東	茨城県龍ヶ崎市板橋町 1678 付近
108	板橋用水機場	茨城県龍ヶ崎市板橋町 2129 付近
109	大塚公民館	茨城県龍ヶ崎市大塚町 2205
110	白羽第一街区公園	茨城県龍ヶ崎市白羽 2 丁目 11

1-1-3 M C A無線機一覽表

	設置施設	無線機種別	番号	呼称名称	本部 G	出張所 G	学務 G	市民協働 G	備考
1	防災安全課	指令局	999	対策本部	○				一斉通信
2	防災安全課	携帯型	101	101	○				
3	防災安全課	携帯型	102	102	○				
4	防災安全課	携帯型	103	103	○				
5	防災安全課	携帯型	104	104	○				
6	防災安全課	携帯型	105	105	○				
7	防災安全課	携帯型	106	106	○				
8	防災安全課	携帯型	107	107	○				
9	防災安全課	携帯型	108	108	○				
10	防災安全課	携帯型	109	109	○				
11	茨城県南水道企業団	携帯型	110	110					
12	保健センター	携帯型	111	111	○				
13	西部出張所	半固定型	201	西部出張		○			
14	東部出張所	半固定型	202	東部出張		○			
15	龍ヶ崎消防署	半固定型	203	消防署					
16	保健センター	半固定型	301	保健セ		○			
17	たつのこアリーナ	半固定型	301	アリーナ					
18	教育総務課	半固定型	500	教育総務課			○		
19	龍ヶ崎小学校	半固定型	501	龍小			○		
20	龍ヶ崎西小学校	半固定型	502	西小			○		
21	大宮小学校	半固定型	503	大宮小			○		
22	八原小学校	半固定型	505	八原小			○		
23	城ノ内小学校	半固定型	506	城ノ内小			○		
24	馴柴小学校	半固定型	507	馴柴小			○		
25	川原代小学校	半固定型	508	川原代小			○		
26	北文間運動広場	半固定型	509	旧北文間小			○		
27	松葉小学校	半固定型	510	松葉小			○		
28	長山小学校	半固定型	511	長山小			○		
29	馴馬台小学校	半固定型	512	馴馬台小			○		
30	久保台小学校	半固定型	513	久保台小			○		
31	龍ヶ崎中学校	半固定型	551	愛宕中			○		
32	旧城南中学校	半固定型	552	城南中			○		

	設置施設	無線機種別	番号	呼称名称	本部G	出張所G	学務G	市民協働G	備考
33	城西中学校	半固定型	553	城西中			○		
34	長山中学校	半固定型	554	長山中			○		
35	中根台中学校	半固定型	555	中根台中			○		
36	城ノ内中学校	半固定型	556	城ノ内中			○		
37	八原保育所	半固定型	561	八原保育			○		
38	地域づくり推進課	半固定型	600	コミュニティ推進				○	
39	龍ヶ崎コミセン	半固定型	601	龍ヶ崎コ				○	
40	龍ヶ崎西コミセン	半固定型	602	龍西コ				○	
41	大宮コミセン	半固定型	603	大宮コ				○	
42	長戸コミセン	半固定型	604	長戸コ				○	
43	八原コミセン	半固定型	605	八原コ				○	
44	城ノ内コミセン	半固定型	606	城ノ内コ				○	
45	馴染柴コミセン	半固定型	607	馴染柴コ				○	
46	川原代コミセン	半固定型	608	川原代コ				○	
47	北文間コミセン	半固定型	609	北文間コ				○	
48	松葉コミセン	半固定型	610	松葉コ				○	
49	長山コミセン	半固定型	611	長山コ				○	
50	馴染馬台コミセン	半固定型	612	馴染馬台コ				○	
51	久保台コミセン	半固定型	613	久保台コ				○	
52	馴染馬財産区会館	半固定型	614	財産区				○	

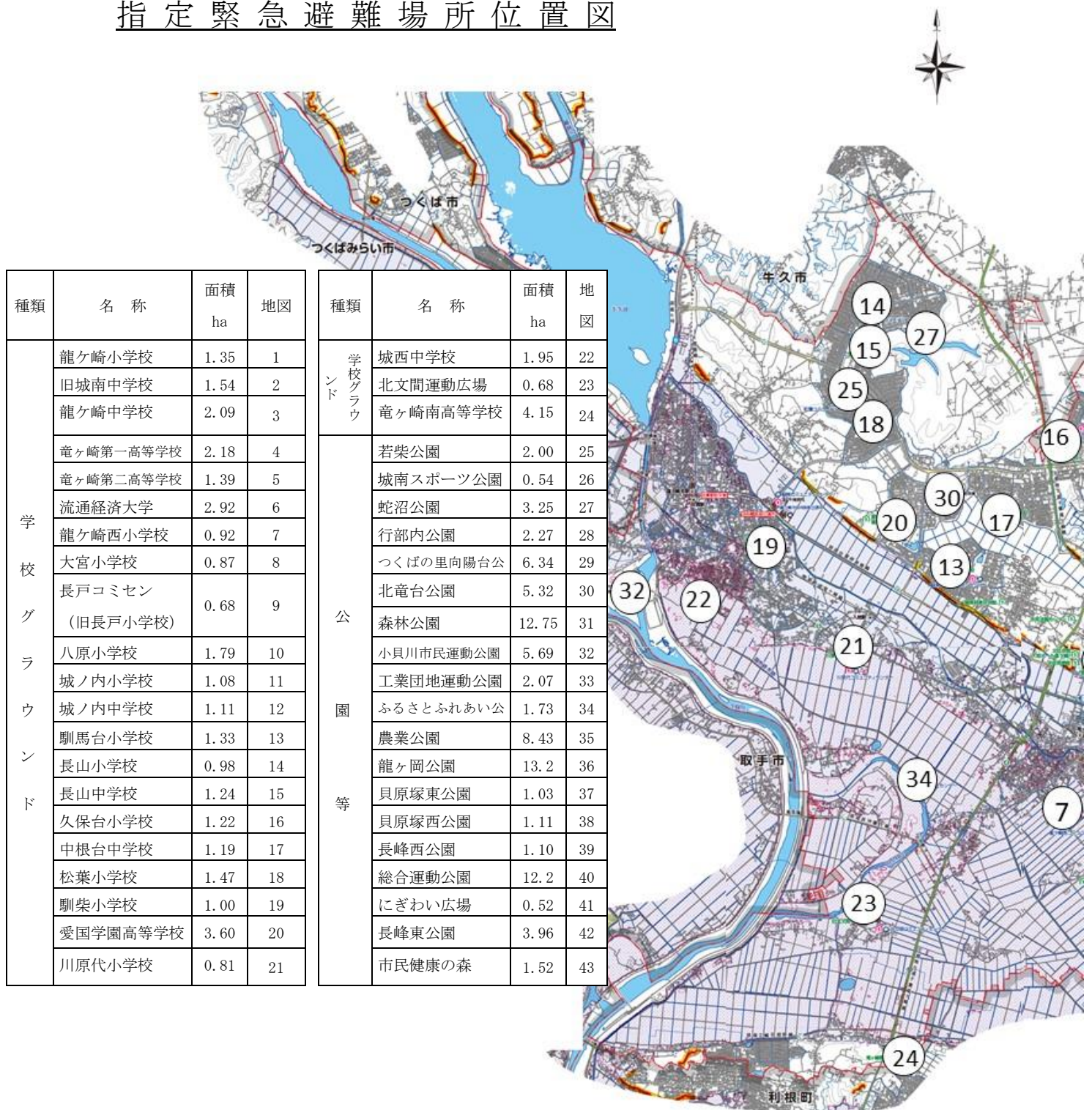
1-2-1 防災対策拠点地区の整備

地区名	施設名称	拠点整備方針		
		備蓄拠点	災害時に使用する主な目的	整備のための留意事項
龍ヶ崎地区	龍ヶ崎小学校	主拠点	拠点指定避難所 (遺体安置所)	1. 流通経済大学と避難所開設のための事前協議が必要（連絡体制・開設基準・管理体制等） 2. 龍ヶ崎西地区からの避難者がある可能性が高いため、収容面積及び備蓄数量等に余裕を持たせておく必要がある。 3. 龍ヶ崎小学校を備蓄拠点として運用する。 4. 旧城南中学校及び龍ヶ崎中学校を補完的備蓄拠点として運用する。 5. 龍ヶ崎小学校は遺体安置所となっているが、高砂体育館を優先して使用する。
	龍ヶ崎コミュニティセンター		指定避難所 避難行動要支援者用避難所	
	旧城南中学校	補完拠点	指定避難所	
	龍ヶ崎中学校	補完拠点	指定避難所	
	竜ヶ崎第一高等学校		指定避難所	
	竜ヶ崎第二高等学校		指定避難所	
	流通経済大学		指定避難所	
龍ヶ崎西地区	龍ヶ崎西小学校	主拠点	拠点指定避難所	1. 収容人員が不足する場合、龍ヶ崎中学校等龍ヶ崎地区の施設を避難所とする。 2. 龍ヶ崎西小学校は備蓄拠点として運用する。
	龍ヶ崎西コミュニティセンター		指定避難所 避難行動要支援者用避難所	
	高砂体育館		遺体安置所 (指定避難所)	
大宮地区	大宮小学校	主拠点	拠点指定避難所	1. 大宮小学校を備蓄拠点として運用する。
	大宮コミュニティセンター		指定避難所 避難行動要支援者用避難所	
長戸地区	長戸コミュニティセンター (旧長戸小学校)	主拠点	拠点指定避難所	1. 長戸コミュニティセンター(旧長戸小学校)を備蓄拠点として運用する。
	長戸コミュニティセンター		指定避難所 避難行動要支援者用避難所	
八原地区	八原小学校	主拠点	拠点指定避難所	1. 八原小学校を備蓄拠点として運用する。
	八原コミュニティセンター		指定避難所 避難行動要支援者用避難所	
城ノ内地区	城ノ内小学校	主拠点	拠点指定避難所	1. 城ノ内小学校を備蓄拠点として運用する。 2. 城ノ内中学校を補完拠点として運用する。
	城ノ内コミュニティセンター		指定避難所 避難行動要支援者用避難所	
	城ノ内中学校	補完拠点	指定避難所	
駒馬台地区	駒馬台小学校	主拠点	拠点指定避難所	1. 歴史民俗資料については、独自の災害マニュアルを策定し、展示資料等の落下防止措置及び被災後の展示資料、飛散ガラス等の処理体制を整備する。 2. 駒馬財産区と避難所開設のための事前協議が必要（連絡体制・開設基準・管理体制等） 3. 駒馬台小学校を備蓄拠点として運用する。
	市民活動センター		指定避難所 (遺体安置所)	
	駒馬台コミュニティセンター		指定避難所 避難行動要支援者用避難所	
	文化会館		指定避難所	
	歴史民俗資料館		他市町村からの応援者用宿舎	
	中央図書館		指定避難所	
	駒馬財産区会館		指定避難所	

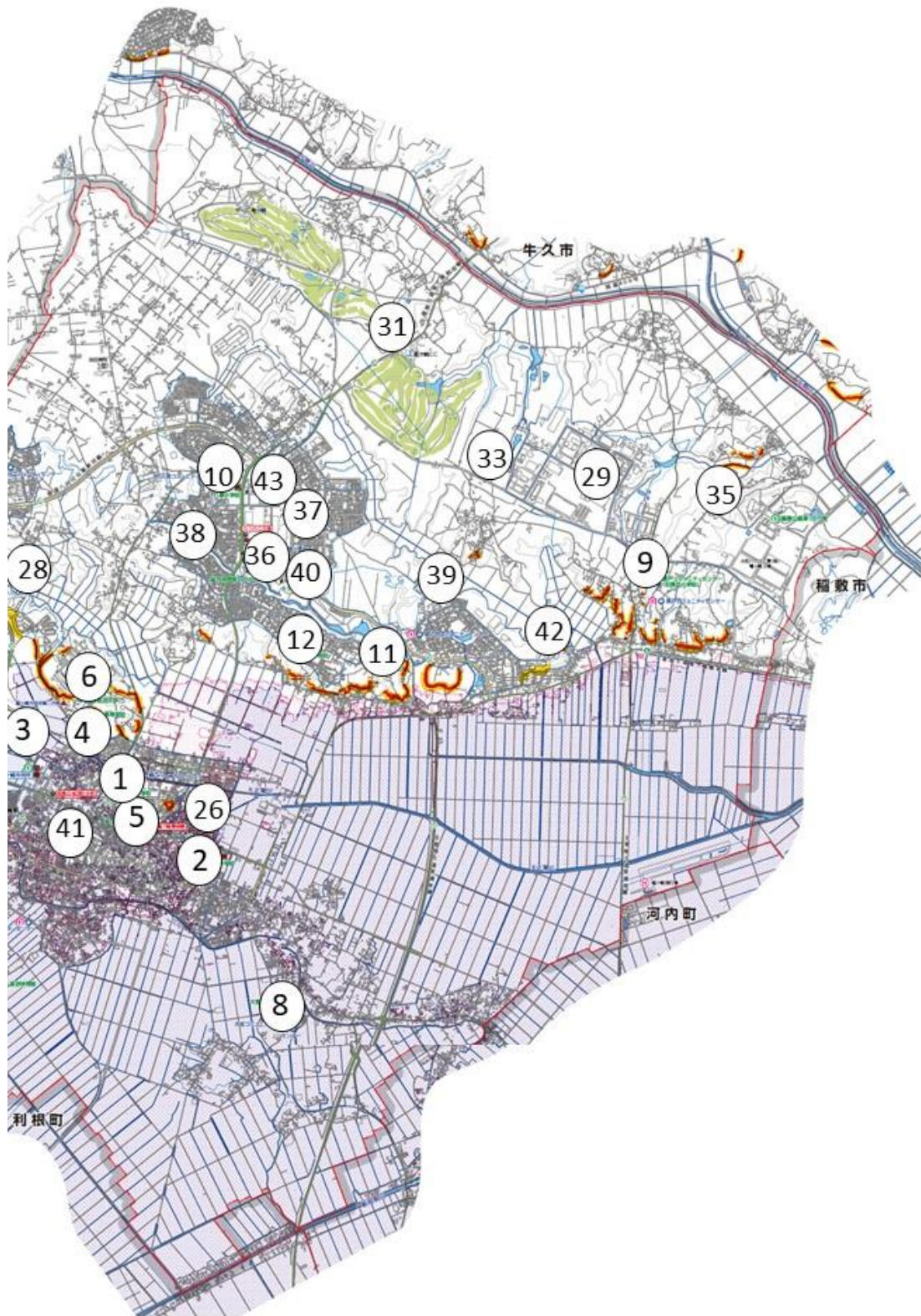
地区名	施設名称	拠点整備方針		
		備蓄拠点	災害時に使用する主な目的	整備のための留意事項
長山区	長山小学校	主拠点	拠点指定避難所	1. 長山小学校を備蓄拠点として運用する。 2. 長山中学校を補完的備蓄拠点として運用する。
	長山コミュニティセンター		指定避難所 避難行動要支援者用避難所	
	長山中学校	補完拠点	指定避難所	
久保台区	久保台小学校	主拠点	拠点指定避難所	1. 久保台小学校を備蓄拠点として運用する。 2. 中根台中学校に補完的備蓄拠点として運用する。 3. 中根台中学校は遺体安置所となっているが、高砂体育館を優先して使用する。
	久保台コミュニティセンター		指定避難所 避難行動要支援者用避難所	
	中根台中学校	補完拠点	指定避難所 (遺体安置所)	
松葉区	松葉小学校	主拠点	拠点指定避難所	1. 松葉小学校を備蓄拠点として運用する。
	松葉コミュニティセンター		指定避難所 避難行動要支援者用避難所	
馴柴区	馴柴小学校	主拠点	拠点指定避難所	1. 愛国学園大学附属龍ヶ崎高等学校と、避難所開設のための事前協議が必要（連絡体制・開設基準・管理体制等） 2. 収容人員が不足する場合、松葉地区及び川原代地区の施設を避難所とする。
	馴柴コミュニティセンター		指定避難所 避難行動要支援者用避難所	
	愛国学園大学附属 龍ヶ崎高等学校		指定避難所	
川原代区	川原代小学校	主拠点	拠点指定避難所	1. 川原代小学校を備蓄拠点として運用する。 2. 城西中学校を補完的備蓄拠点として運用する。
	川原代コミュニティセンター		指定避難所 避難行動要支援者用避難所	
	城西中学校	補完拠点	指定避難所	
北文間区	北文間運動広場	主拠点	拠点指定避難所	1. 竜ヶ崎南高等学校には、利根町から避難者として移動しうる可能性があるため、被災者保護の役割分担について利根町と協議しておく必要がある。 2. 北文間運動広場を備蓄拠点として運用する。
	北文間コミュニティセンター		指定避難所 避難行動要支援者用避難所	
	総合福祉センター		指定避難所 避難行動要支援者用避難所	
	竜ヶ崎南高等学校		指定避難所	
その他の	森林公園		自衛隊宿舎 緊急消防援助隊宿舎	1. たつのこアリーナは災害対策本部・竜ヶ崎警察署代替施設となるため備蓄品や資機材等を整備する。また、応援物資受入れ拠点として運用する。 2. にぎわい広場は、市街地の避難場所として整備し、補完的備蓄拠点として運用する。 3. 地域福祉会館は災害ボランティアセンターとして運用し、災害ボランティアコーディネーター・リーダーを配置する。
	農業公園豊作村 湯ったり館		指定避難所 入浴施設	
	市営斎場		火葬施設	
	給食センター第1調理場 給食センター第2調理場		生活必需品集積所・炊き出し等施設	
	たつのこアリーナ	補完拠点 応援物資受入拠点	指定避難所 災害復旧支援者宿舎 災害対策本部代替施設	
	たつのこフィールドメインスタンド1階	補完拠点	竜ヶ崎警察署代替施設	
	たつのこスタジアム	受入拠点	緊急消防援助隊宿営場所	
		補完拠点	龍ヶ崎消防署代替施設	
	にぎわい広場	補完拠点	避難場所 炊き出し等施設	
	地域福祉会館	主拠点	災害ボランティアセンター	
旧市営住宅跡地		応急仮設住宅建設候補地		

1-2-2 指定緊急避難場所位置図

指定緊急避難場所位置図



1-2-2 指定緊急避難場所位置図



1-3-1 ヘリコプター離着陸場候補地

NO	候補地	区分	所在地	連絡先	管理者	備考
1	龍ヶ崎小学校	中型ヘリ	龍ヶ崎市 3316	62-0042		
2	龍ヶ崎西小学校	中型ヘリ	龍ヶ崎市 8810	64-3989		
3	大宮小学校	小型ヘリ	大徳町 4945	62-0055		
4	八原小学校	中型ヘリ	藤ヶ丘 1-22-4	62-0533		
5	城ノ内小学校	中型ヘリ	城ノ内 5-27	62-3160		
6	馴柴小学校	中型ヘリ	若柴町 3135	66-1559		
7	松葉小学校	中型ヘリ	松葉 2-9	66-4439		
8	長山小学校	中型ヘリ	長山 5-7-1	66-7092		
9	馴馬台小学校	小型ヘリ	平台 4-23-1	65-0088		
10	久保台小学校	中型ヘリ	久保台 2-3	66-7601		
11	川原代小学校	中型ヘリ	川原代町 3518	66-2737		
12	龍ヶ崎中学校	大型ヘリ	龍ヶ崎市 3777	62-1209		
13	城西中学校	大型ヘリ	川原代町 710	66-4157		
14	長山中学校	大型ヘリ	長山 3-1	66-1766		
15	中根台中学校	大型ヘリ	中根台 1-12	65-2270		
16	龍ヶ崎市森林公園	小型ヘリ	泉町 1966 他	60-1554	道路公園課	
17	若柴公園	小型ヘリ	松葉 6-1	60-1554	道路公園課	
18	長峰西公園	小型ヘリ	白羽 2-11	60-1554	道路公園課	
19	龍ヶ岡公園	大型ヘリ	中里 3-1	60-1554	道路公園課	
20	牛久沼水辺公園	大型ヘリ	稗柄町地内	60-1554	道路公園課	
21	ふるさとふれあい公園	大型ヘリ	高須町 4145	62-7628	社会福祉協議会	
22	龍ヶ崎市陸上競技場	大型ヘリ	中里 2-1-7	64-1111	スポーツ推進課	既登録
23	北竜台公園野球場	大型ヘリ	小柴 1-8-1	64-1111	スポーツ推進課	既登録
24	龍ヶ崎市小貝川市民運動公園（野球場）	大型ヘリ	川原代町 33-1	64-1111	スポーツ推進課	既登録
25	龍ヶ崎市小貝川市民運動公園（多目的広場）	大型ヘリ	川原代町 33-1	64-1111	スポーツ推進課	
26	龍ヶ崎市横田川運動公園（サッカー場）	小型ヘリ	平台 5-13	64-1111	スポーツ推進課	
27	龍ヶ崎市高砂運動広場（野球場）	小型ヘリ	龍ヶ崎市 7053-1	64-1111	スポーツ推進課	
28	龍ヶ崎市工業団地運動公園（野球場）	大型ヘリ	薄倉町 2364-1	64-1111	スポーツ推進課	
29	龍ヶ崎市羽原川運動公園（多目的広場）	大型ヘリ	久保台 1-20-1	64-1111	スポーツ推進課	
30	龍ヶ岡テニスコート駐車場	大型ヘリ	中里 3-1	64-1111	スポーツ推進課	
31	湯ったり館運動広場（芝生グラウンド）	大型ヘリ	板橋町 440 番地	60-1125	農業政策課	

32	流通経済大学 ラグビー場	大型ヘリ	平畑 120	60-1151	流通経済大学	
33	流通経済大学 サッカー場	大型ヘリ	平畑 120	60-1800	流通経済大学	
34	新中央航空株式会社	大型ヘリ	半田町 3177	62-1271	新中央航空(株)	
35	ザ・ゴルフクラブ竜ヶ崎	大型ヘリ	泉町原口 1592-77	64-0110	ザ・ゴルフクラブ 竜ヶ崎	

1-3-2 指定避難所一覧

地区名	名 称	所在地	収容人員	電話番号
龍ケ崎地区	龍ケ崎小学校	龍ケ崎市 3316	220	62-0042
	龍ケ崎コミュニティセンター	龍ケ崎市 488	140	62-8885
	旧城南中学校	龍ケ崎市 1736	320	
	龍ケ崎中学校	龍ケ崎市 3777	300	62-1209
	竜ヶ崎第一高等学校	龍ケ崎市 248	520	62-2146
	竜ヶ崎第二高等学校	龍ケ崎市 3087	426	62-3078
	流通経済大学	龍ケ崎市 120	547	64-0001
	龍ケ崎市役所	龍ケ崎市 3710	62	64-1111
龍ケ崎西地区	龍ケ崎西小学校	龍ケ崎市 8810	150	64-3989
	龍ケ崎西コミュニティセンター	龍ケ崎市 8897-1	129	64-0624
	高砂体育館	龍ケ崎市 7053-1	251	64-8674
大宮地区	大宮小学校	大徳町 4945	120	62-0055
	大宮コミュニティセンター	大徳町 4901	126	64-8149
長戸地区	長戸コミュニティセンター (旧長戸小学校)	半田町 65	140	
	長戸コミュニティセンター	高作町 162-9	130	64-8193
八原地区	八原小学校	藤ヶ丘 1-22-4	120	62-0533
	八原コミュニティセンター	藤ヶ丘 1-21-14	129	64-8246
城ノ内地区	城ノ内小学校	城ノ内 5-27	230	62-3160
	城ノ内コミュニティセンター	白羽 1-5-2	134	62-3222
	城ノ内中学校	城ノ内 5-3	260	62-2372
駒馬台地区	駒馬台小学校	平台 4-23-1	200	65-0088
	市民活動センター	駒馬町 2445	190	63-0030
	駒馬台コミュニティセンター	平台 5-12-3	136	65-4040
	文化会館	駒馬町 2612	181	64-1411
	中央図書館	駒馬町 2630	66	64-2202
	駒馬財産区会館	駒馬町 2260-8	54	60-7511

地区名	名 称	所在地	収容人員	電話番号
長 山 区	長山小学校	長山 5-7-1	230	66-7092
	長山コミュニティセンター	長山 3-13-1	128	66-7285
	長山中学校	長山 3-1	250	66-1766
久 保 台 区	久保台小学校	久保台 2-3	250	66-7601
	久保台コミュニティセンター	久保台 4-1-12	128	65-4788
	中根台中学校	中根台 1-12	340	65-2270
松 葉 区	松葉小学校	松葉 2-9	140	66-4439
	松葉コミュニティセンター	松葉 5-1	132	66-7307
馴 柴 区	馴柴小学校	若柴町 3135	260	66-1559
	馴柴コミュニティセンター	馴柴町 21-1	277	66-7214
	愛国学園大学附属龍ヶ崎高等学校	若柴町 2747	832	66-0757
川 原 代 区	川原代小学校	川原代町 3518	130	66-2737
	川原代コミュニティセンター	川原代町 1665	128	66-7263
	城西中学校	川原代町 710	210	66-4157
北 文 間 区	北文間運動広場	長沖町 1490	130	64-8675
	北文間コミュニティセンター	長沖町 813	130	64-8249
	総合福祉センター	川原代町 5014	178	62-5851
	竜ヶ崎南高等学校	北方町 120	485	64-2167
そ の 他	農業公園豊作村湯ったり館	板橋町 440	309	60-1126
	たつのこアリーナ	中里 3-2-1	1,036	64-8674

収容人数は、次により算出した。

- ・学校施設については、屋内運動場の床面積に 3 m²/人を除して算出した。
- ・その他施設については、避難可能な部屋の床面積に 3 m²/人を除して算出した。

1-3-3 龍ヶ崎市公共施設の井戸及び飲料水兼用防火水槽所在

	施設等の名称	住 所	施設管理連絡先	備 考
1	龍ヶ崎市役所庁舎	龍ヶ崎市 3710	0297-64-1111	○飲用可
2	第二庁舎	龍ヶ崎市馴馬町 3215	0297-62-5137	×飲用不可
3	龍ヶ崎小学校	龍ヶ崎市 3316	0297-62-0042	○飲料水兼用防火水槽
4	市宮砂町住宅	龍ヶ崎市 5210-1	0297-60-1533	×飲用不可
5	城南スポーツ公園	龍ヶ崎市 1572	0297-60-1533	○飲用可
6	龍ヶ崎西小学校	龍ヶ崎市 8810	0297-64-3989	×飲用不可
7	大宮小学校	龍ヶ崎市大徳町 4945	0297-62-0055	×飲用不可
8	長戸コミュニティセンター (旧長戸小学校)	龍ヶ崎市半田町 55		工事中
9	農業公園豊作村	龍ヶ崎市板橋町 440	0297-60-1720	×飲用不可
10	農業公園湯ったり館	龍ヶ崎市板橋町 440	0297-60-1126	○飲用可
11	つくばの里向陽台公園	龍ヶ崎市向陽台 4-2-1	0297-60-1533	○飲用可
12	森林公園	龍ヶ崎市泉町 1966	0297-64-6612	○飲用可
13	城ノ内小学校	龍ヶ崎市城ノ内 5-27	0297-62-3160	×飲用不可
14	城ノ内中学校	龍ヶ崎市城ノ内 5-3	0297-62-2372	×飲用不可
15	龍ヶ岡公園	龍ヶ崎市中里 3-1	0297-60-1533	○飲用可 飲料水兼用防火水槽
16	八原小学校	龍ヶ崎市藤ヶ丘 1-22-4	0297-62-0533	×飲用不可
17	たつのこフィールド	龍ヶ崎市中里 2-1-7	0297-60-1564	×飲用不可
18	たつのこスタジアム	龍ヶ崎市松ヶ丘 2-16-1	0297-60-1564	×飲用不可
19	龍ヶ岡市民農園	龍ヶ崎市藤ヶ丘 4-7-1	0297-64-0036	×飲用不可
20	歴史民俗資料館	龍ヶ崎市馴馬町 2448	0297-64-6227	×飲用不可
21	松葉小学校	龍ヶ崎市松葉 2-9	0297-66-4439	×飲用不可
22	長山小学校	龍ヶ崎市長山 5-7-1	0297-66-7092	×飲用不可
23	馴柴小学校	龍ヶ崎市若柴町 3135	0297-66-1559	×飲用不可
24	城西中学校	龍ヶ崎市川原代町 710	0297-66-4157	×飲用不可
25	西部出張所	龍ヶ崎市馴柴町 21-1	0297-66-5667	○飲料水兼用防火水槽
26	北文間運動広場	龍ヶ崎市長沖町 1490	0297-62-1525	×飲用不可
27	総合福祉センター	龍ヶ崎市川原代町 5014	0297-62-5851	○飲用可
28	ふるさとふれあい公園	龍ヶ崎市高須町 4145	0297-62-7628	×飲用不可
29	ひまわり園	龍ヶ崎市高須町 4207	0297-64-2772	×飲用不可

コミュニティセンター防災井戸

	施設名称	住 所	施設管理連絡先	備 考
1	龍ヶ崎コミュニティセンター	龍ヶ崎市 488	0297-62-8885	○飲用可
2	龍ヶ崎西コミュニティセンター	龍ヶ崎市 8897-1	0297-64-0624	×飲用不可
3	大宮コミュニティセンター	大徳町 4901	0297-64-8149	×飲用不可
4	長戸コミュニティセンター	高作町 162-9	0297-64-8193	○飲用可
5	八原コミュニティセンター	藤ヶ丘 1-21-14	0297-64-8246	○飲用可
6	城ノ内コミュニティセンター	白羽 1-5-2	0297-62-3222	×飲用不可
7	馴馬台コミュニティセンター	平台 5-12-3	0297-65-4040	×飲用不可
8	長山コミュニティセンター	長山 3-13-1	0297-66-7285	○飲用可
9	久保台コミュニティセンター	久保台 4-1-12	0297-65-4788	×飲用不可
10	松葉コミュニティセンター	松葉 5-1	0297-66-7307	×飲用不可
11	馴柴コミュニティセンター	馴柴町 21-1	0297-66-7214	○飲用可
12	川原代コミュニティセンター	川原代町 1665	0297-66-7263	○飲用可
13	北文間コミュニティセンター	長沖町 813	0297-64-8249	×飲用不可

1-3-4 保育施設等一覧

(令和3年4月1日現在)

施設名	所在地	電話
市立八原保育所	龍ヶ崎市藤ヶ丘 1-19-1	62-1663
ときわ保育園	龍ヶ崎市中根台 4-17-2	66-4748
ことり保育園	龍ヶ崎市小通幸谷町 30-2	66-3167
あすなる保育園	龍ヶ崎市泉町 1769-1	63-0193
まつやま中央保育園	龍ヶ崎市 6691-1	62-5562
まつやま大宮保育園	龍ヶ崎市大徳町 4921	85-5062
なないろ保育園	龍ヶ崎市長沖町 552	85-5011
認定こども園 あいゆう園	龍ヶ崎市八代町 2901	64-3333
認定こども園 ぶどうの木 竜ヶ崎幼稚園	龍ヶ崎市羽原町 1366-3	62-0573
認定こども園 北竜台ふたば文化	龍ヶ崎市若柴町 1507	66-3777
認定こども園 竜ヶ崎みどり	龍ヶ崎市佐貫 1-6-6	66-1400
ながと夢認定こども園	龍ヶ崎市貝原塚町町 3072-4	62-3309
しらはね認定こども園	龍ヶ崎市白羽 1-5-2	61-3319
竜ヶ崎愛宕幼稚園	龍ヶ崎市馴馬町 496	62-4140
めばえ幼稚園	龍ヶ崎市 8362	62-8300
龍ヶ崎文化幼稚園	龍ヶ崎市川原代町 543-3	66-0343
富士見幼稚園	龍ヶ崎市 2-98	62-6249
かるがも保育園	龍ヶ崎市川崎町 81-1	63-5055
リオン保育園龍ヶ崎園	龍ヶ崎市久保台 1-1-19	75-4386
つむぎ保育龍ヶ崎園	龍ヶ崎市佐貫 1-13-2	84-1311
ひなた・kids	龍ヶ崎市愛戸町 3-1	85-2944
アドバンスキッズ	龍ヶ崎市久保台 2-2-2	85-6363
龍ヶ崎とまと保育園	龍ヶ崎市馴馬町 3075-1	86-8112
Elly's House	龍ヶ崎市羽黒町 88	080-4832-4111

1-3-5 保育ルーム

(令和3年4月1日現在)

保育ルーム名	所在地	電話
龍ヶ崎小学校保育ルーム	龍ヶ崎市 3316 番地	070-7591-6752
大宮小学校保育ルーム	龍ヶ崎市大徳町 4945 番地	070-7591-6774
八原小学校保育ルーム	龍ヶ崎市藤ヶ丘 1 丁目 22 番地 4	070-7591-6768
馴柴小学校保育ルーム	龍ヶ崎市若柴町 3135 番地	070-7591-6758
川原代小学校保育ルーム	龍ヶ崎市川原代町 3518 番地	070-7591-6775
龍ヶ崎西小学校保育ルーム	龍ヶ崎市 8810 番地	070-7591-6756
松葉小学校保育ルーム	龍ヶ崎市松葉 2 丁目 9 番地	070-7591-6754
長山小学校保育ルーム	龍ヶ崎市長山 5 丁目 7 番地 1	070-7591-6762
馴馬台小学校保育ルーム	龍ヶ崎市平台 4 丁目 23 番地 1	070-7591-6764
久保台小学校保育ルーム	龍ヶ崎市久保台 2 丁目 3 番地	070-7591-6766
城ノ内小学校保育ルーム	龍ヶ崎市城ノ内 5 丁目 27 番地	070-7591-6776

1-3-6 指定文化財一覧

(令和5年11月2日現在)

指定種目	種別	名称	所在地	所有・管理者	指定年月日
国	絵画	絹本着色十六羅漢像	茨城県立歴史館寄託	金龍寺	T6. 4. 5
国	建造物	多宝塔	馴馬町 2362	来迎院	H18. 12. 19
国選択	無形民俗	龍ヶ崎の撞舞		龍ヶ崎市 撞舞保存会	H11. 12. 3
国登録	建造物	旧小野瀬家住宅店舗	市 4252	個人	H16. 2. 17
国登録	建造物	旧小野瀬家住宅主屋	市 4252	個人	H16. 2. 17
国登録	建造物	旧諸岡家住宅煉瓦及び 塀	市 4274	市	H30. 5. 10
県	無形民俗	龍ヶ崎の撞舞		龍ヶ崎市 撞舞保存会	H22. 11. 18
県	史跡	馴馬城跡	馴馬町 2507	個人	S15. 4. 5
県	工芸品	鰐口	川原代町 1050	安楽寺	S33. 3. 12
県	考古資料	丸木舟	馴馬町 2488	市	S50. 3. 25
県	天然記念物	龍ヶ崎のシダレザクラ	市 3341	般若院	S28. 7. 9
市	史跡	道標	若柴町 3135	市	S53. 3. 22
市	彫刻	十一面観音像	小通幸谷町 7-1	慈眼院	S54. 3. 22
市	歴史資料	仙台領柱	馴馬町 2488	市	S53. 3. 22
市	歴史資料	内行花文鏡	馴馬町 2488	市	H19. 2. 28
市	無形民俗	貝原塚おこど囃子	貝原塚町 2081	貝原塚おこど 囃子保存会	S53. 3. 22
市	考古資料	板碑	貝原塚町 2228	金剛院	S54. 3. 22
市	彫刻	金剛力士立像	城ノ内 5-22	桂昌寺	S53. 3. 22
市	彫刻	阿弥陀如来三尊像	長沖町 1067-1	阿弥陀寺	S57. 3. 25
市	史跡	蓼太句碑	市 5147	医王院	S54. 3. 22
市	建造物	八坂神社本殿	市 4279	八坂神社	S54. 3. 22
市	天然記念物	樺（けやき）	市 4279	八坂神社	S56. 3. 30
市	天然記念物	竹柏（なぎ）	市 4189	大統寺	S56. 3. 30
市	天然記念物	寒山竹	市 4269	個人	S55. 3. 18
市	天然記念物	寒山竹	大塚町 2539	個人	S55. 3. 18
市	史跡	矢口家長屋門、筆子塚	大留町 671	個人	H26. 12. 24
市	歴史資料	後藤新平筆「自治三訣」	市 3316	龍ヶ崎小学校	H26. 12. 24
市	工芸品	石造宝篋印塔（伝平国 香供養塔）	川原代町 1058-1	安楽寺	H27. 11. 18

指定種目	種別	名称	所在地	所有・管理者	指定年月日
市	歴史資料	4号機関車	馴馬町 2488	市	H28. 11. 16
市	古文書	山崎家文書	馴馬町 2488	市	H28. 11. 16
市	歴史資料	龍崎校木造扁額及び龍崎学校扁額	馴馬町 2488	市	R4. 11. 16

1-3-7 要配慮者利用施設一覧

要配慮者利用施設一覧(洪水浸水想定区域, 土砂災害警戒区域対象箇所抜粋)											
【病院・診療所】担当課:健康増進課											
番号	施設名	所在地	電話番号	施設の種別	土砂災害	浸水想定	浸水区域		避難確保	避難訓練	
					警戒区域	区域	小貝川	利根川	計画作成	実施	
1	牛尾病院	龍ヶ崎市馴柴町1-15-1	0297-66-6111	病院	●	●	0.5m未満	利根川	○	○	
計					0	1			1	1	
【障がい者関連施設】担当課:障がい福祉課											
番号	施設名	所在地	電話番号	施設の種別	土砂災害	浸水想定	浸水想定区域		避難確保	避難訓練	
					警戒区域	区域	小貝川	利根川	計画作成	実施	
1	グループホームトンビ	龍ヶ崎市川余郷4708-10	0297-79-4987	グループホーム	●	●	0.5m~3.0m	0.5m未満	○	○	
2	生活介護事業所 リーフ	龍ヶ崎市柏ヶ作747-2	0297-75-3978	生活介護事業所	●	●	-	0.5m未満	○	○	
計					0	2			2	2	
【高齢者関連施設】担当課:福祉総務課											
番号	施設名	所在地	電話番号	施設の種別	土砂災害	浸水想定	浸水区域		避難確保	避難訓練	
					警戒区域	区域	小貝川	利根川	計画作成	実施	
1	特別養護老人ホーム 竜成園	龍ヶ崎市半田町1388	0297-62-2735	短期入所生活介護	●	●	0.5m未満	0.5m未満	○	○	
2	竜成園 居宅介護支援事業所			居宅介護	●	●			○	○	
3	特別養護老人ホーム やすらぎの里	龍ヶ崎市大徳町4965-1	0297-64-3234	短期入所生活介護	●	●	0.5m~3.0m	0.5m~3.0m	○	○	
4	やすらぎの里 居宅介護支援事業所			居宅介護	●	●			○	○	
5	指定居宅介護支援事業所 もみじ館	龍ヶ崎市3937-10	0297-63-2115	居宅介護	●	●	0.5m未満		○	○	
6	特別養護老人ホーム リカステ	龍ヶ崎市馴柴町3120	0297-86-6881	短期入所生活介護	●	●	0.5m未満		○	○	
7	ご長寿くらぶ龍ヶ崎下町	龍ヶ崎市4907	0297-86-8300	サービス付き高齢者向け住宅(兼有料老人ホーム)	●	●	0.5m未満		○	○	
8	ショートステイ ときわぎ	龍ヶ崎市若菜町1225	0297-66-6000	短期入所生活介護	●	●	0.5m~3.0m	-	○	○	
9	特別養護老人ホーム ときわぎ			短期入所療養介護	●	●			○	○	
10	介護付き有料老人ホーム ひのき	龍ヶ崎市馴柴町739	0297-85-6660	特定施設入居者生活介護	●	●	0.5m~3.0m	-	○	○	
11	ご穏居長屋 和楽久 龍ヶ崎	龍ヶ崎市川原代町1283-1	0297-79-5875	サービス付き高齢者向け住宅(兼有料老人ホーム)	●	●	0.5m~3.0m	0.5m未満	○	○	
12	モルセラ龍ヶ崎	龍ヶ崎市馴馬町620-1	0297-85-2730	サービス付き高齢者向け住宅(兼有料老人ホーム)	●	●	0.5m未満	-	○	○	
13	牛尾病院 介護医療院	龍ヶ崎市馴柴町1-15-1	0297-66-6111	介護療養型医療施設	●	●	0.5m未満		○	○	
14	グループホーム 美里	龍ヶ崎市4353-1	0297-61-1666	グループホーム	●	●	0.5m未満	0.5m~3.0m	○	○	
15	エクセレントホーム なごみ	龍ヶ崎市川原代町875	0297-60-2302	グループホーム	●	●	0.5m未満	-	○	○	
計					0	15			15	15	
【幼児施設】担当課:保育課											
番号	施設名	所在地	電話番号	施設の種別	土砂災害	浸水想定	浸水区域		避難確保	避難訓練	
					警戒区域	区域	小貝川	利根川	計画作成	実施	
1	こどり保育園	龍ヶ崎市小通幸谷町30-2	0297-66-3167	保育園	●	●	0.5m~3.0m	-	○	○	
2	こどり保育園分園	龍ヶ崎市若菜町3039	0297-60-8070	保育園	●	●	0.5m~3.0m	-	○	○	
3	まつやま中央保育園	龍ヶ崎市高砂6691-1	0297-62-5582	保育園	●	●	0.5m~3.0m	0.5m~3.0m	○	○	
4	まつやま大宮保育園	龍ヶ崎市大徳町4921	0297-85-5082	保育園	●	●	0.5m~3.0m	0.5m~3.0m	○	○	
5	なないろ保育園	龍ヶ崎市長沖町552	0297-85-5011	保育園	●	●	0.5m~3.0m	0.5m~3.0m	○	○	
6	龍ヶ崎とまと保育園	龍ヶ崎市馴柴町3075-1	0297-86-8112	保育園	●	●	0.5m~3.0m	-	○	○	
7	かるがも保育園	龍ヶ崎市川崎町81-1	0297-63-5055	事業所内保育事業	●	●	0.5m未満	-	○	○	
8	つむぎ保育園龍ヶ崎園	龍ヶ崎市佐貫1-13-2クーラントビル1F	0297-84-1311	小規模保育事業	●	●	0.5m未満	-	○	○	
9	認定こども園 龍ヶ崎みどり	龍ヶ崎市佐貫1-6-6	0297-66-1400	幼保連携型認定こども園	●	●	0.5m~3.0m	-	○	○	
10	龍ヶ崎愛宕幼稚園	龍ヶ崎市馴馬町496	0297-62-4140	幼稚園(旧制度)	●	●	0.5m~3.0m	-	○	○	
11	めばえ幼稚園	龍ヶ崎市中谷原8362	0297-62-8300	新制度幼稚園(私立)	●	●	0.5m~3.0m	0.5m~3.0m	○	○	
12	龍ヶ崎文化幼稚園	龍ヶ崎市川原代町543-3	0297-66-0343	新制度幼稚園(私立)	●	●	3.0m~5.0m	0.5m~3.0m	○	○	
13	Elly's House	龍ヶ崎市羽黒町88番地	080-4832-4111	家庭的保育事業	●	●	0.5m~3.0m	-	○	○	
14	ひなたkids	龍ヶ崎市愛戸町3-1	0297-85-2944	小規模認可保育園	●	●	-	-	○	○	
計					1	13			14	14	
【学校施設】担当課:教育総務課											
番号	施設名	所在地	電話番号	施設の種別	土砂災害	浸水想定	浸水区域		避難確保	避難訓練	
					警戒区域	区域	小貝川	利根川	計画作成	実施	
1	馴柴小学校	龍ヶ崎市若菜町3135	66-1559	小学校	●	●	0.5m~3.0m	-	○	○	
2	川原代小学校	龍ヶ崎市川原代町3518	66-2737	小学校	●	●	0.5m~3.0m	-	○	○	
3	龍ヶ崎西小学校	龍ヶ崎市8810	64-3989	小学校	●	●	0.5m~3.0m	0.5m~3.0m	○	○	
4	城ノ内小学校	龍ヶ崎西城ノ内5-27	62-3160	小学校	●	●	-	-	○	○	
5	大宮小学校	龍ヶ崎市大徳町4945	62-0055	小学校	●	●	0.5m~3.0m	0.5m~3.0m	○	○	
6	城西中学校	龍ヶ崎市川原代町710	66-4157	中学校	●	●	0.5m~3.0m	0.5m未満	○	○	
7	城ノ内中学校	龍ヶ崎西城ノ内5-3	62-2372	中学校	●	●	-	-	○	○	
8	龍ヶ崎第一高等学校附属中学校	龍ヶ崎市平畑248	62-2146	県立中学校	●	-	-	-	○	○	
9	龍ヶ崎第一高等学校			県立高等学校	●	-	-	-	○	○	
10	龍ヶ崎第二高等学校	龍ヶ崎市古城3087	66-3078	県立高等学校	●	-	-	-	○	○	
11	愛国学園大学付属龍ヶ崎高等学校	龍ヶ崎市若菜町2747	66-0757	私立高等学校	●	-	-	-	○	○	
計					6	5			11	11	
番号	施設項目	担当課	施設数	土砂	浸水						
1	病院・診療所	健康増進課	1	0	1						
2	障がい者関連施設	障がい福祉課	2	0	2						
3	高齢者関連施設	福祉総務課	15	0	15						
4	幼児施設	保育課	14	1	13						
5	学校施設	教育総務課	11	6	5						
計				43	7	36					

2-1-1 災害時職員配備計画兼動員状況報告書

	年	月	日	時	分	部 班		備考
						(部	課)	
確認	参集時刻		職 名	氏 名		班 名	変更後	
1		:						
2		:						
3		:						
4		:						
5		:						
6		:						
7		:						
8		:						
9		:						
10		:						
11		:						
12		:						
13		:						
14		:						
15		:						

警戒体制：指定された部の部長、課長、課長が示した職員（総務部・都市整備部）

第一次非常体制：課長補佐以上、最優先の初動活動を担当する課の職員

第二次非常体制：ほぼ全員

2-1-2 『災害対策本部備品一覧』・『本部室配置概要図』

区分	担当班	使用資機材	摘 要
机・椅子等の配備	本部事務局	会議室等の常備品	
有線通信設備	本部事務局	管財課管理分 防災安全課管理分	設備のため要員確保、NTTとの連絡
無線通信設備	本部事務局	防災行政無線固定系 防災行政無線移動系 MCA 無線	ケーブル等の準備
庁内放送設備	本部事務局	常設設備	
テレビ・ラジオ	本部事務局	防災安全課備品	アンテナ・フィーダーの準備
各種標示	本部事務局	防災安全課作成	本部室前面に「龍ヶ崎市災害対策本部」の標示をするほか、別記「本部室配置概要図」により標示する
印刷関係事務機	本部事務局	会計課備品	
管内大地図	本部事務局	防災安全課備品	
被害状況表示板	本部事務局	会議室等の常備品	
非常用発電	本部事務局	備品	

2-2-1 警察電話使用申込書

警察電話使用申込書

使用の理由	
通信事項	
発信者名住所 及び電話番号	
着信者名住所 及び電話番号	
処 置	利用又は利用できなかった場合、その理由を記入 利用又は使用させた場合は利用、使用の別、送信者名、相手方の受 信者名並びに連絡済みの時間を記入

年 月 日

○ ○ 警 察 署 長 殿

龍ヶ崎市長

(印)

(注) 本申込書は正、副の複写とし、市長氏名印は正のみとする。

2-2-2 被害報告関係（様式）

様式第1号

被害概況報告書

報告者氏名		報告日時	年 月 日
			午前・午後 時 分現在
報告内容	要救助箇所	家屋倒壊 土砂災害 火災 その他（ ）	
	交通情報	通行不能箇所（ ）	
	医療情報	診療不能医療機関（ ）	
情報入手先	警察 消防本部 消防団 工事事務所 市民 市職員（ ） 課		
被害箇所	住宅地図		
要救助者氏名	歳 男・女 歳 男・女 歳 男・女 歳 男・女 歳 男・女 男 名、女 名		
被害の状況・その他必要事項			

人・住家の被害報告書（速報、確定）														
No.														
年 月 日 時 分現在					受信時刻		月 日 時							
発信機関					発 信 者									
受信機関					受 信 者									
人の被害	死 者		人		住家の被害	床上浸水	棟 数		棟					
	行方不明		人				世帯数		世帯					
	負傷	重傷者		人		人 員		人						
		軽傷者		人		床下浸水	棟 数		棟					
全壊	棟 数		棟		世帯数		世帯							
	世帯数		世帯		人 員		人							
	人 員		人		非住家の被害	全壊棟数		棟						
半壊	棟 数		棟			半壊棟数		棟						
	世帯数		世帯		被害の発生状況									
	人 員		人											
一部破損	棟 数		棟											
	世帯数		世帯											
	人 員		人											
全焼	棟 数		棟							必要な応急対策				
	世帯数		世帯											
	人 員		人											
半焼	棟 数		棟											
	世帯数		世帯											
	人 員		人											
部分焼	棟 数		棟											
	世帯数		世帯											
	人 員		人											

建築物被害状況報告書

1 被災市町村名									
2 災害種別		火災・風水害・震災・その他				3 火災件数		件	
7 用途別	4 被害区分	全焼・全壊・全流出		全焼・全壊・全流出		計		8 建築物の被害見積額 (千円)	
	5 建物の数	建築物の数 (戸数)	床面積の合計 (㎡)	建築物の数 (戸数)	床面積の合計 (㎡)	建築物の数 (戸数)	床面積の合計 (㎡)		
6 構造別									
住宅	木造								
		戸		戸		戸			
	その他								
		戸		戸		戸			
公共	木造								
	その他								
商業	木造								
	その他								
工鉱業	木造								
	その他								
その他	木造								
	その他								
	木造								
	その他								
計									

注 イ 2、4欄は該当文字を○で囲むこと。

ロ この被害は災害の種別ごとに作成のこと。

商工関係被害状況報告書

(単位 万円)

事 項		中小企業者	その他の事業者	計
建物、設備等の有形	全壊 (注1)	件 数		
		損害額		
固定資産の被害	その 他の 破損	件 数		
		損害額		
事業協同組合、商工組合 の共同施設の被害(注2)		件 数		
		損害額		
製 品 仕 掛 品 (注3)	原 材 料 の 損 壊	損害額		
小 計				
床 上 浸 水	戸 数			
床 下 浸 水	戸 数			
除雪、排水等の災害対策に要した経費				
その他災害の発生により生じた損害額(注4)				
総 計				
復 旧 に 要 す る 費 用				

注1 全流失、全埋没、全焼、その他被害程度においてこれらに類するものを含む。

注2 事業協同組合、事業協同商組合若しくは、協同組合連合会又は商工組合若しくは商工組合連合会の共同施設、共同作業場及び原材料置場についての物的被害

注3 流失、埋没、焼失、その他被害の程度においてこれらに類するものを含む。

注4 季節的商品の出荷遅延による価値の減少類等

衛生関係被害状況報告書

送 信 地	市町村	月	日	時	分現在
受信者氏名		月	日	時	分

(1) 発生患者数

項目		発 生 患 者 数				
		患 者	疑 似	保 菌 者	計	死 者
地域名	病名					

(2) 隔離病舎被害状況

病 舎 名	流 失	屋根破損	壁 脱 落	窓 硝 子	そ の 他

火災速報

報告者

受報者

1 出火場所 市 町 丁目 氏名又は事業所名

郡 町村 番地

2 出火日時 月 日 時 分

3 鎮火日時 月 日 時 分

4 火元の業態及び用途

5 出火箇所及び出火原因

6 死者数

(1) 死者 人 (氏名) (歳)

(2) 負傷者 人

7 死者の生じた理由

8 罹災世帯数 世帯 人

9 焼損程度

(1) 焼損棟数 棟

(2) 焼損面積 m^2 (林野のときはアール)

10 消防活動状況

(1) 消防署 台 人

(2) 消防団 台 人

11 その他参考事項

公立学校被害報告書

調査年月日 年 月 日

(金額単位 千円)

被害 学校名	被害状況										
	建築物							工作物被害金額	土地被害金額	施設被害金額	被害金額計
	要新築				要補修 大以下	計					
	全壊		半壊			面積 ㎡	金額				
	面積 ㎡	金額	面積 ㎡	金額	金額						
計校											

被害状況等報告

災害名				報告の区分		即報		確定報告	
報告者				区分		被害		被害程度及び応急対策状況(経過)	
発生日時		平成 年 月 日 時 頃		公立文教施設		(55)	千円		
報告日時		平成 年 月 日 時		農林水産業施設		(56)	千円		
市町村		龍ヶ崎市		公共土木施設		(57)	千円		
				公共土木施設		(58)	千円		
				その他の公共施設		(55)	千円		
				小計		(59)	千円		
				農産被害		(60)	千円		
				林産被害		(61)	千円		
				畜産被害		(62)	千円		
				水産被害		(63)	千円		
				商工被害		(64)	千円		
				その他		(65)			
				被害総額		(66)			
				災害対策本部設置状況		(67)	設置		
						(68)	廃止		
				避難の指示等		(69)			
				消防職員出動延人員		(70)	人		
				消防団員出動延人員		(71)	人		
				全壊		(5)	棟		
				半壊		(6)	世帯		
				一部損壊		(7)	人		
				床上浸水		(14)	棟		
				床上浸水		(15)	世帯		
				床上浸水		(16)	人		
				床上浸水		(17)	棟		
				床上浸水		(18)	世帯		
				床上浸水		(19)	人		
				全壊		(20)	棟		
				半壊		(21)	棟		
				一部損壊		(22)	棟		
				床上浸水		(23)	棟		
				床上浸水		(24)	棟		
				全壊		(25)	棟		
				半壊		(26)	棟		
				一部損壊		(27)	棟		
				床上浸水		(28)	棟		
				床上浸水		(29)	棟		
				流出・埋没		(30)	ha		
				冠水		(31)	ha		
				流出・埋没		(32)	ha		
				冠水		(33)	ha		
				文教施設		(34)	箇所		
				病院		(35)	箇所		
				道路		(36)	箇所		
				橋りょう		(37)	箇所		
				河川		(38)	箇所		
				港湾		(39)	箇所		
				砂防		(40)	箇所		
				清掃施設		(41)	箇所		
				がけ崩れ		(42)	箇所		
				鉄道不通		(43)	箇所		
				被害船舶		(44)	隻		
				水道		(45)	戸		
				電話		(46)	回線		
				電気		(47)	戸		
				ガス		(48)	戸		
				ブロック塀等		(49)	箇所		
				り災世帯数		(50)	世帯		
				り災者数		(51)	人		
				建物		(52)	件		
				危険物		(53)	件		
				その他		(54)	件		
				田					
				畑					
				その他					
				火災発生					

その他の施設被害報告書

No. .				
施設被害（速報、確定）				
年 月 日 時 分現在			受信時間	
発信機関			発 信 者	
受信機関			受 信 者	
全 般 的 被 害 状 況	種別 区分			計
	個所数			
	被害額	千円	千円	千円
重 大 な 被 害 状 況	施 設 名			
	被害の程度			
	応急対応			
	復旧見込			
	被 害 額	千円	千円	千円

2-2-3 被害の分類 認定基準

被害区分		判 定 基 準 等
人の被害	死 者	当該災害が原因で死亡し、遺体を確認した者、又は遺体は確認できないが、死亡したことが確実な者。
	行方不明	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのある者。
	負 傷 者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者。 (重症) 1カ月以上の治療を要する見込みの者。 (軽症) 1カ月未満で治療できる見込みの者
住家の被害	住 家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	棟	一つの建築物をいう。 主屋より述べ面積の小さい建築物（同じ宅地内にあるもので、非住家として計上するに至らない小さな物置、便所、風呂場、炊事場）が付属している場合は同一棟とみなす。 また、渡り廊下のように、二つ以上の主屋に付着しているものは切半して、それぞれを主屋の付属建物とする。
	世 帯	生計を一にしている実際の生活単位をいう。（同一家屋内の親子夫婦であっても、生活の実態が別々であれば当然 2 世帯となるわけである。また、主として学生等を宿泊させている寄宿舎、下宿、その他これらに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいる者については、原則としてその寄宿舎を 1 世帯として取扱う。）
	全 壊	住家が滅失したもので、具体的には住家の損壊、若しくは流失した部分の床面積が、その住家の延べ面積の 70%以上に達したものの、又は住家の主要構造部の被害額が、その住家の時価の 50%以上に達した程度のものとする。
	半 壊	住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに使用できるもので、具体的には損壊部分が、その住家の延べ面積の 20%以上 70%未満のもの、又は住家の主要構造部の被害額が、その住家の時価の 20%以上 50%未満のものとする。
	一部損壊	全壊及び半壊にいたらない程度の住家の損壊で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
	床上浸水	住家の床より上に浸水したものと及び全壊、半壊には該当しないが、土砂竹木等のたい積により一時的に居住することができないものとする。
	床下浸水	床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。
	非住宅の被害	非 住 家
公共建物		役場庁舎、コミュニティセンター、公立保育所等の公用又は公共の用に供せる建物とする。
そ の 他		公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
その他	田の流出・埋没	田の耕土が流失し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。
	田の冠水	稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
	畑の流出・埋没、畑の冠水	田の例に準じて取り扱うものとする。
	文教施設	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。
	道 路	道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 2 条第 1 項に規定する道路のうち、橋梁を除いたものとする。

そ の 他	橋 梁	道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。
	河 川	河川法が適用（昭和 39 年法律第 167 号）され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理に必要な堤防、護岸、水制、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
	港 湾	港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）第 2 条第 5 項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。
	砂 防	砂防法（明治 30 年法律第 29 条）第 1 条に規定する砂防施設、同法第 3 条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第 3 条の 2 の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
	清掃施設	ごみ処理及びし尿処理施設とする。
	鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
	被害船舶	ろ・かいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
	電 話	災害により通話不能となった電話の回線数とする。
	電 気	災害により停電した戸数の最も多い時点における戸数とする。
	水 道	上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。
	ガ ス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
	ブロック塀	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
火 災 発 生	火災発生件数については地震又は火山の噴火の場合のみ報告する。	
罹 災 世 帯	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。	
罹 災 者	罹災世帯の構成員とする。	
公立文教施設	公立の文教施設をいう。	
農林水産施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和 25 年法律第 169 号）による補助対象となる施設をいい、具体的には農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。	
公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和 26 年法律第 97 号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、港湾、漁港及び下水道とする。	
そ の 他 の 公 共 施 設	公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、コミュニティセンター、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。	
公共施設被害 市 町 村 数	公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設の被害を受けた市町村とする。	
そ の 他	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えば、ビニールハウス、農作物等の被害とする。
	林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
	畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
	水産被害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えばのり、魚具、漁船等の被害とする。
	商工被害	建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。

2-2-4 広報の例文

〔例文 1〕地震情報、余震情報の伝達文

【震度 4 程度の場合】

- ◎こちらは防災龍ヶ崎です。
- ◎ただいま地震がありました。
- ◎あわてて外にとび出すのは危険です。
- ◎落ちついてまず火の始末をしてください。
- ◎テーブルの下にもぐるなど、安全なところで、しばらく様子をみてください。
- ◎もう一度、火のもとをたしかめてください。
- ◎なお、新しい情報が入りしだいお知らせします。

【震度 5 以上の場合】

- ◎こちらは防災龍ヶ崎です。
- ◎ただいま大きな地震がありました。
- ◎あわてて外にとび出すのは危険です。
- ◎落ちついてまず火の始末をしてください。
- ◎テーブルの下にもぐるなど安全なところで、しばらく様子をみてください。
- ◎上から落ちてくるものや、倒れてくるものに、気をつけてください。
- ◎地震情報は、ラジオやテレビなどの放送を聞いてください。
- ◎今後、余震が予想されます。落ちついて行動してください。

〔例文 2〕被害の状況

- ◎これまでにわかった当市被害状況をお知らせします。
亡くなった方 ○人、行方のわからない方 ○人、重傷者 ○人、
軽傷者 ○人、全壊家屋 ○棟、半壊家屋 ○○棟
- ◎現在、市内の電気、ガス、水道はすべて供給を停止しています。また、電話も不通となっています。復旧の見通しは立っていません。
ラジオ等の情報に注意し、デマにまどわされないように落ち着いて行動してください。

〔例文 3〕火災発生の状況

- ◎ ○○町付近で火災が発生しています。○○戸が焼失し、現在も延焼中です。
- ◎現在、○○地区の火災は、(○○方面へ) 燃え広がっています。
- ◎○○地域の住民の方は、直ちに○○へ(○○方面へ) 避難してください。

〔例文 4〕交通の状況

- ◎現在、鉄道はすべて運転を見合せています。各鉄道機関では線路などの点検を行っていますが、まだ運転再開の見通しは立っていません。今後の情報に注意してください。
- ◎現在、○○通りが○○のため車両の通行が禁止されています。市民の皆さん、自動車は使用しないでください。
ドライバーの皆さんは、カーラジオの情報や現場の警察官の指示に従ってください。
- ◎現在、○○鉄道は、○○～○○間で運転が一部再開されました。
- ◎現在、市内を運行しているバスは、○○通りを走っている○○交通の○○行きです。
その他の路線は、運行の見通しが立っていません。

[例文 5] 避難の準備の周知

◎現在、〇〇地区は〇〇のため危険な状態になりつつあります。いつでも避難できるように準備をしてください。避難する際の荷物は非常持ち出し品など最小限にとどめましょう。

◎市民の皆さん、避難の用意をしてください。〇〇町付近で火災が発生しています。飛び火に注意してください。お年寄りやお子さんは安全な〇〇公園へ早めに避難してください。

[例文 6] 救護対策の周知

◎負傷者の医療救護所が〇〇に設けられています。けがをされた方は〇〇に行ってください。

◎負傷者の収容についてお知らせします。〇〇付近でけがをされた方は（所在地）の〇〇病院に収容されています。

[例文 7] 被災者の避難収容場所の周知

◎避難所のお知らせをいたします。

被災者の避難所は、〇〇と〇〇に設置されています。お困りの方は直接避難所においでになるか、市役所にご相談ください。

[例文 8] 防疫保健衛生に関する注意

◎市民の皆さん、食中毒や伝染病にかからないように、飲み水は沸かして飲むなど衛生面に十分注意してください。また、マスクの着用、手指消毒、人との距離をとるなど感染症対策に努めましょう。

熱が出たり、下痢等身体に異常を感じたときは、すぐ医師の手当てを受けてください。食中毒症状の時は、竜ヶ崎保健所に連絡してください。

2-3-1 緊急に災害派遣を必要とする場合の連絡先

	部隊等の長 (所在地)	連絡責任者		電話番号
		課業時間内	課業時間外	
陸上自衛隊	東部方面総監部 (東京都練馬区大泉学園町)	防衛部長 (防衛課長)	運用当直長	048-460-1711 内線 時間中 2250、2251 時間外 2401
	第1師団長 (東京都練馬区北町4-1-1)	第3部長 (防衛班長)	司令部当直長	03-3933-1161 内線 時間中 2230、2750 時間外 2708、2709
	施設学校長 (勝田駐屯地司令) (ひたちなか市勝倉3433)	警備課長 (防衛班長)	駐屯地当直司令	029-274-3211 内線 時間中 233 時間外 302
	武器学校長(土浦駐屯地司令) (稲敷郡阿見町青宿121-1)	総務課長 (警備訓練班長)	駐屯地当直司令	029-887-1171 内線 時間中 226 時間外 300、302
	第1施設団長 (古河駐屯地司令) (古河市上辺見1195)	第3科長	団当直長	0280-32-4141 内線 時間中 230、231 時間外 630
	関東補給処長 (霞ヶ浦駐屯地司令) (土浦市右廻町2410)	警備課長	駐屯地当直司令	029-842-1211 内線 時間中 2410 時間外 2302
自衛隊 航空	第7航空団司令 (百里基地司令) (小美玉市百里170)	防衛部長 (防衛班長)	基地当直幹部	0299-52-1331 内線 時間中 2231 時間外 2215
海上自衛隊	要請先 横須賀地方総監 (神奈川県横須賀市西逸見町1丁目無番地)	第3幕僚室長	オペレーション室 当直幕僚	046-822-3500 内線 時間中 2213 課業外直通 046-822-3508
	派遣先 下総教育航空群司令 (千葉県柏市藤ヶ谷1614)	運用幕僚	群当直	04-7191-2321 内線 時間中 213 時間外 220

[災害派遣要請の系統図]

通常の場合	市長 → 知事 → 自衛隊(施設学校長) 依頼(文書) 要請(文書)
緊急の場合	市長 → 知事 → 自衛隊(施設学校長) 依頼(電話等) ※電話等での要請後、速やかに文書を知事あてに提出する。
事態が急迫し 依頼する暇が 無い場合	市長 → 自衛隊(最寄の部隊) 通知 ※通知後、速やかに文書を知事あてに提出する。

2-3-2 自衛隊災害派遣要請・撤回（様式）

様式第1号

文 書 番 号
年 月 日

茨城県知事 殿

機関・職・氏 名 印

自衛隊の災害派遣要請について（依頼）

うえのことについて、自衛隊法第83条の規定による自衛隊の派遣を、下記のとおり依頼します。

記

1 災害の状況及び派遣要請の理由

- (1) 災害の種類 水害、地震、津波、風害、火災、土砂崩れ、遭難、交通事故
その他（ ）
- (2) 災害発生の日時 年 月 日 時 分
- (3) 場 所
- (4) 被 害 状 況
- (5) 要 請 す る 理 由

- 2 派遣を希望する期間 自 年 月 日 時 分
至 年 月 日 時 分

3 派遣を希望する区域及び活動内容

- (1) 派遣希望区域 県 市
- (2) 活 動 内 容

4 その他参考事項

- (1) 現地において協力しうる団体、人員、器材等の数量及びその状況
- (2) 派遣部隊の宿営（宿泊）地又は宿泊施設の状況
- (3) 現地における要請者側の責任者及びその連絡方法
- (4) 気象の概況
- (5) その他

様式第2号

文 書 番 号
年 月 日

茨城県知事 殿

機関・職・氏名 印

自衛隊の災害派遣部隊の撤収について（依頼）

年 月 日付 号で依頼した自衛隊の災害派遣については、下記のとおり部隊の撤収要請を依頼します。

記

1 撤収要請理由

2 撤 収 期 日 年 月 日 時 分

3 その他必要事項

2-4-1 配車計画簿

別表 1

配 車 計 画 簿

輸 送 年月日	時間	車両名	運転者	乗車員	目的	備考
	出発 時 分 帰庁 時 分					
	出発 時 分 帰庁 時 分					
	出発 時 分 帰庁 時 分					
	出発 時 分 帰庁 時 分					
	出発 時 分 帰庁 時 分					
	出発 時 分 帰庁 時 分					
	出発 時 分 帰庁 時 分					
	出発 時 分 帰庁 時 分					
	出発 時 分 帰庁 時 分					
	出発 時 分 帰庁 時 分					
	出発 時 分 帰庁 時 分					
	出発 時 分 帰庁 時 分					
	出発 時 分 帰庁 時 分					
	出発 時 分 帰庁 時 分					
	出発 時 分 帰庁 時 分					
	出発 時 分 帰庁 時 分					
	出発 時 分 帰庁 時 分					
	出発 時 分 帰庁 時 分					
	出発 時 分 帰庁 時 分					

2-4-2 緊急通行車両確認証明書

第 号		年 月 日	
緊急通行車両確認証明書			
		知 事 印 公安委員会 印	
番号標に表示されている番号			
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名）			
使用者	住所	電話 局 番	
	氏名		
通行日時			
通行経路		出 発 地	目 的 地
備 考			

備考 用紙は、日本工業規格A5とする。

避難所設置及び受入れ状況

年 月 日

市災害対策本部長 殿

所在地
名称
管理者氏名

1 避難所の名称

既存建築物 野外仮設

2 開設期間中避難者人員

開設期日	避難実人員	避難延人員	備 考
月 日	人	人	
月 日	人	人	
月 日	人	人	
月 日	人	人	
月 日	人	人	
月 日	人	人	
月 日	人	人	
月 日	人	人	
月 日	人	人	
月 日	人	人	

3 物品の使用状況

品 名	数量	備 考	品 名	数量	備 考

- (注) (1) 避難所の名称の内、□内にはレで記す。
 (2) 他市町村の住民を収容したときは、その住所、氏名及び収容期間を「備考」欄に記入すること。
 (3) 物品の使用状況は、開設期間中に使用した品目別、使用量を記入すること。

2-6-1 災害救助法関係様式

様式第1号 被害状況報告表

防災・危機管理部 防災・危機管理課 扱					発生 中間 様式 決定					
被 害 状 況 報 告 表					龍 ヶ 崎 市					
年 月 日 時現在										
① 災害発生の日時										
② 災害発生の場所										
③ 災害発生の原因										
④ 災 害 の 状 況										
区 分		棟		世帯		人		備 考		
ア	人的被害	死 者		/	/					
イ		行 方 不 明		/	/					
ウ		負傷	重 傷		/	/				
エ			軽 傷		/	/				
オ	住宅被害	全壊・全焼又は流出		棟	世帯	人				
カ		半壊又は半焼								
キ		一 部 破 損								
ク		床 上 浸 水								
ケ		床 下 浸 水								
⑤ 救 助 の 措 置										
救助の種類										
区 分										
ア すでに措置したもの										
イ 今後措置を要するもの										
ウ その他の特記事項										
年 月 日 時報告 茨城県防災・危機管理部長 殿							(報告者) 龍ヶ崎市災害対策本部長 報告書作成者 職 氏 名 印			
(注) 1 電話報告の際もこの様式によって行うこと。 2 災害救助法発動前における報告もこの様式によること。										

2-6-2 「茨城県災害救助法施行細則に定める救助の程度、方法及び期間」 早見表

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考						
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与するものとする。	(基本額) 避難所設置費 1人1日当たり 330円以内 (加算額) 冬季 別に定める額を加算 避難行動要支援者等「避難所」での避難生活において特別な配慮を必要とするものに供与する「福祉避難所」を設置した場合、特別な配慮のために必要な当該地域における通常の実費を加算することができる。	災害発生の日から7日以内	1 「避難所」は、学校、コミュニティセンター等既存建物の利用を原則とするが、これら適当な建物を得難いときは、野外に仮小屋を設置し、又は天幕の設営により実施する。 2 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 3 避難にあたっての輸送費は別途計上						
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者に供与するものとする。	1 設置にあたっては原則として公有地を利用する。ただし、これら適当な公有地を利用することが困難な場合は民有地を利用することができる。 2 限度額 1戸当たり 5,714,000円以内 3 同一敷地内又は近接する地域内に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる(規模、費用は別に定めるところによる)。	災害発生の日から20日以内	1 平均1戸当たり5,610,000円以内であればよい。 2 高齢者等であって、日常の生活上特別な配慮を要する者を数人以上のものに供与し、老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有する施設(以下「福祉仮設住宅」という。)を「応急仮設住宅」として設置できる。 3 供与期間 「応急仮設住宅」の完成の日から建築基準法(昭和25年法律第201号)第85条3項又は第4項に規定する期限までとする。 4 民間賃貸住宅の借り上げを実施し、「応急仮設住宅」の設置に代えてこれらを供与することができる。						
炊き出しその他による食品の給与	避難所に避難している者、住家に被害を受けて炊事のできない者及び住家に被害を受け一時縁故地等へ避難する必要のある者。	主食、副食及び燃料費の経費とし、1人1日当たり 1,160円以内	災害発生の日から7日以内	1 「炊き出しその他による食品の給与」は、被災者が直ちに食することができる現物による。 2 被災者が一時縁故地等へ避難する場合には、左記期間に3日分以内を現物により支給することができるものとする。						
飲料水の供給	現に飲料水を得ることが出来ない者(飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	水の購入費のほか、給水及び浄水に必要な機械、器具の借上費、修繕費、燃料費並びに薬品及び資材費とする。						
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	住家の全半壊(焼)、流失又は床上浸水(土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。)若しくは船舶の遭避等により生活上必要な被服、寝具その他日用品等をそう失又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季(4月～9月)冬季(10月～3月)の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内(1世帯当たり)	災害発生の日から10日以内	「被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与」は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行う。 ・被服、寝具及び身のまわり品 ・日用品 ・炊事用具及び食器 ・光熱材料						
		区分	1人世帯		2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増ごとに加算	
		全壊 全焼 流失	夏		18,800	24,200	35,800	42,800	54,200	7,900
			冬		31,200	40,400	56,200	64,700	82,700	11,400
		半壊 半焼 床上浸水	夏		6,100	8,300	12,400	15,100	19,000	2,600
			冬		1,000	13,000	18,400	21,900	27,600	3,600

救助の種類	対 象	費用の限度額	期間	備 考
医 療	医療の途を失った者 (応急的処置)。ただし、急迫した事情がありやむを得ない場合においては、病院又は診療所「あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律(昭和22年法律第217号)」及び「柔道整復師法(昭和45年法律第19号)」に規定するあん摩、マッサージ指圧師、はり師、きゅう師又は柔道整復師(以下「施術者」という。)において、「医療」(施術者が行うことのできる範囲の施術を含む。)を行うことができるものとする。	1 救護班・・・使用した薬剤、治療材料、破損した医療器具の修繕費等の実費 2 病院又は診療所・・・国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者 協定料金の額以内	災害発生の日から14日以内	1 「医療」は、次の範囲において行う。 ・診療 ・薬剤又は治療材料の支給 ・処置、手術その他の治療及び施術 ・病院又は診療所への収容 ・看護 2 患者等の移送費は、別途計上
助 産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者(出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者)	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内の額	災害発生の日から7日以内	1 「助産」は次の範囲内において行う。 ・分べんの介助 ・分べん前及び分べん後の処置 ・脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給 2 妊婦等の移送費は、別途計上
災害にかかった者の救助	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	1 「災害にかかった者の救助」のため支出する費用は、舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費、修繕費及び燃料費等 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「遺体の探索」として取り扱う。
災害にかかった住宅の応急修理	住宅の半壊し、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者。	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分の修理のために支出できる費用 1 半壊又は半壊に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 300,000円 2 1に掲げる世帯以外の世帯 595,000円	災害発生の日から1ヵ月以内	「住宅の応急修理」は現物を持って行う。
生業に必要な資金の貸与	住家が全壊、全焼又は流出し、災害のため生業の手段を失った世帯。	1 生業費 1件当たり 30,000円以内 2 就職支度費 1件当たり 15,000円以内	災害発生の日から1ヵ月以内	1 生業を営むために必要な機械、器具又は資材を購入するための費用に充てるものであって、生業の見込確実な具体的事業計画があり、償還能力のある者に対して貸与する。 2 「生業に必要な資金の貸与」には次の条件を付するものとする。 ・貸与期間 年以内 ・利子 無利子
学用品の給与	住家の全半壊(焼)、流失又は床上浸水(土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。)により学用品をそう失又はき損し、就学上支障のある小学校児童(特別支援学校の小学部児童を含む。以下同じ。)、中学校生徒(中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部生徒を含む。以下同じ。)及び高等学校生徒(高等学校(定時制の課程及び通信制の課程を含む。)、中等教育学校の後期課程(定時制の課程及び通信制の課程を含む。)、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。)に対して行う。	1 小学校児童及び中学校生徒 「教科書の発行に関する臨時措置法(昭和23年法律第132号)」第2条第1項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出、又はその承認を受けて使用するものを給与するための実費。 2 高等学校生徒 正規の授業で使用する教材を給与するための実費。 3 文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学生児童 4,400円 中学生生徒 4,700円 高等学校等生徒 5,100円	災害発生の日から(教科書)1ヵ月以内 (その他の学用品)15日以内	1 「学用品の給与」は、被害実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行う。 ・教科書 ・文房具 ・通学用品 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。

救助の種類	対 象	費用の限度額	期間	備 考
埋 葬	災害の際死亡した者について、死体の応急的処理程度のものを行う。	1 体当たり 大人 (12 歳以上) 215,200 円以内 小人 (12 歳未満) 172,000 円以内	災 害 発 生 の 日 から 10 日以内	1 「埋葬」は、次の範囲内において、原則として棺又は棺材の現物をもって実際に埋葬を実施するものに支給する。 ・棺 (付属品を含む) ・埋葬又は火葬 (賃金職員等雇上費を含む。) ・骨つぼ及び骨箱 2 災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情により既に死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災 害 発 生 の 日 から 10 日以内	1 「死体の捜索」のため支出する費用は、舟艇その他捜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費等 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 災害発生後 3 日を経過した者は一応死亡した者と推定している。
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理 (埋葬を除く。)	(死体の洗浄、縫合、消毒等) 1 体当たり 3,500 円以内 (一時保存) ・既存建物借上費 通常の実費 ・既存建物以外 1 体当たり 5,400 円以内 (検案) 救護班以外は当該地域の慣行料金	災 害 発 生 の 日 から 10 日以内	1 「死体の処理」は、次の範囲内において行う。 ・死体の洗浄、縫合、消毒等の処置 ・死体の一時保存 ・検案 2 検案は原則として救護班 3 輸送費、人件費は、別途計上 4 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため一時的に生活に支障をきたしている場合で自力では除去することができない者	1 世帯当たり 137,900 円以内	災 害 発 生 の 日 から 10 日以内	「障害物の除去」のため支出する費用は、ロープ、スコップ、その他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等。
救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費	1 被災者の避難 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の捜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救 助 の 実 施 が 認 め ら れ る 期 間 以 内	
費用弁償	災害救助法施行令第 11 条の規定による実費弁償 (災害救助法施行令第 10 条第 1 号から第 4 号までに規定する者)	1 人 1 日当たり 医師、歯科医師 20,600 円以内 薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技師及び歯科衛生士 16,000 円以内 保健師、助産師、看護師及び准看護師 16,800 円以内 救急救命士 15,300 円以内 土木技術、建築技術者 16,700 円以内 大工 24,200 円以内 左官 24,900 円以内 とび職 23,900 円以内	救 助 の 実 施 が 認 め ら れ る 期 間 以 内	1 時間外勤務手当及び旅費別途に定める額とする。 2 災害救助法施行令第 10 条第 5 号から第 10 号までに規定する業者のその地域における慣行料金による支出実績に手数料としてその 100 分の 3 の額を加算した額以内。

※ この基準によっては、救助の適切な実施が困難な場合は、知事は厚生労働大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

2-7-1 行方不明関係様式
様式第1号

行方不明搜索届出書

届出者住 所
氏 名
電 話

不明者の	本 籍				
	現住所				
氏 名					
性別・年齢		性別	男 ・ 女	年齢	歳
身 長					
着 衣					
特 徴 (具体的に)					

上記のとおり届出ます。

年 月 日

龍ヶ崎市災害対策本部長 殿
(市 長)

様式第3号

埋 葬 台 帳

死 亡 年月日	埋 葬 年月日	死亡者		埋葬を行った者		埋 葬 費				備考
		氏名	年齢	死亡者 との関係	氏名	棺 (付属品 を含む)	埋葬又は 火 葬 料	骨箱	計	
計		人								

2-8-1 労務供給関係様式
様式第1号

作業員動員台帳

事業所名	作業員住所	氏名	場所	作業日数				基本賃金		割増賃金		合計
				日	日	日	日	日数	金額	日数	金額	

機械器具借上台帳

年月日	事業所名	要請内容	場 所	車 両			その他器具			備 考
				種類	台数	金額	種類	内容	金額	
計										

3-1-1 義援金関係様式
様式
第1号

No.
年 月 日

義 援 金 受 領 書

殿

龍ヶ崎市災害対策本部長
(龍ヶ崎市長)

印

1. 金 額 円

2. 品 物 数 量

年 月 日に発生した災害に対し、上記の金品を確かに受領いたしました。

3-1-2 り災証明様式関係

様式第1号(第4条関係)

年 月 日

り災証明書交付申請書

龍ヶ崎市長 様

り災証明書の交付について、次のとおり申請します。

申請者 (窓口に来た方)	住所 電話 ()
	ふりがな 氏 名 印
り災者との関係	<input type="checkbox"/> 所有者本人 <input type="checkbox"/> 所有者世帯員(続柄:) <input type="checkbox"/> 居住者世帯主 <input type="checkbox"/> 居住者世帯員(続柄:) <input type="checkbox"/> その他(※その他の場合は、委任状が必要)
り災者 (所有者本人又は 居住者世帯主)	住 所 ふりがな 氏 名 印 電 話 ()
り災場所	<input type="checkbox"/> 申請者の住所と同じ(記載不要) <input type="checkbox"/> 申請者の住所と異なる (所在地)
り災物件種別	
り災の原因	
り災年月日	年 月 日
り災状況	

以下は、記入しないでください。

添付書類	<input type="checkbox"/> り災状況が確認できる写真 <input type="checkbox"/> り災場所の位置図 <input type="checkbox"/> その他市長が必要と認める書類
本人確認書類	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険証 <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> その他 ()

様式第2号（第4条関係）

年 月 日

被災証明書交付申請書

龍ヶ崎市長 様

被災証明書の交付について、次のとおり申請します。

申請者 (窓口に来た方)	住所 電話 ()
	ふりがな 氏 名 印
被災者との関係	<input type="checkbox"/> 被災者本人 <input type="checkbox"/> 被災者世帯員 (続柄:) <input type="checkbox"/> その他 (※その他の場合は、委任状が必要)
被災者 (申請者と同じ場合は、記載不要)	住 所 ふりがな 氏 名 印 電 話 ()
被災の原因	
被災年月日	年 月 日
被災場所	<input type="checkbox"/> 申請者の住所と同じ (記載不要) <input type="checkbox"/> 申請者の住所と異なる (所在地)
被災状況	

(注) 被災証明書は、被災状況を客観的事実 (添付書類等) に基づき確認したことを証明するものであり、民事上の権利義務関係に効力を有するものではありません。

以下は、記入しないでください。

添付書類	<input type="checkbox"/> 被災状況が確認できる写真 <input type="checkbox"/> 被災場所の位置図 <input type="checkbox"/> その他 ()
本人確認書類	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険証 <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> その他 ()

様式第3号（第5条関係）

り災証明書		年	第 月	号 日
世帯主（申請者）住所				
世帯主（申請者）氏名		世帯人員		
り災状況	災害の原因			
	り災者住所			
	り災者			
	り災者区分			
	り災場所			
	り災物件種別			
特記事項 （世帯構成等）				

り災程度	区 分		浸水区分	
	参 考			
	その他			

上記のとおり、り災したことを証明する。 年 月 日 龍ヶ崎市長				
---------------------------------------	--	--	--	--

3-1-3 災害弔慰金・災害障害見舞金・災害援護資金

種別	対象者	支給又は貸付金額	支給又は貸付条件	根拠法令等
災害弔慰金の支給	<p>11 支給対象災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象による災害</p> <p>2 支給対象者 災害により被害を受けた当時、この市の区域内に住所を有していた者の遺族</p> <p>3 支給条件 次の各号に該当する場合は支給しない (1) 死亡が故意又は重大な過失による場合 (2) 死亡した者が業務に従事していたことにより支給される給付金その他で厚生労働大臣が定めるものが支給された場合</p>	<p>1 生計維持者が死亡した場合 500万円</p> <p>2 その他の者が死亡した場合 250万円</p>	<p>1 遺族の範囲 (1) 配偶者 (2) 子 (3) 父母 (4) 孫 (5) 祖父母 (6) 死亡した者の死亡当時における兄弟姉妹(※') ※'死亡当時に同居又は生計をともしていたもの、また、(1)～(5)がいない場合に限る</p>	<p>1 根拠法令等 災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号) 災害弔慰金の支給等に関する法律施行令(昭和48年政令第374号) 災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和49年龍ヶ崎市条例第26号)</p> <p>2 実施主体 (1) 実施主体 市 (2) 経費負担 国 1/2 県 1/4 市 1/4</p>
災害障害見舞金の支給	<p>1 支給対象災害 上記(I)-1に同じ</p> <p>2 支給対象者 災害弔慰金の支給等に関する法律別表に掲げる程度の障害を負った者</p> <p>3 支給制限 上記(I)-3に準ずる</p>	<p>1 生活維持者が傷害を受けた場合 250万円</p> <p>2 その他の者が障害を受けた場合 125万円</p>		<p>1 根拠法令等 (I)に同じ</p> <p>2 実施主体 (I)に同じ</p>
災害援護資金貸付け	<p>地震等の自然災害により、家屋等に被害を受けた世帯で、その世帯の前年の所得の合計が、次の額以上の者には貸付けられない。</p> <p>(1) 同一の世帯に属する者が1人であるときは220万円 (2) 2人以上であるときは 2人の場合 430万円 3人の場合 620万円 4人の場合 730万円 5人以上の場合 1人増すごとに730万円に30万円を加えた額 (3) 世帯の居住が滅失した場合は 1,270万円</p>	<p>1 世帯主が1か月以上負傷した場合 (1) 家財の1/3以上が損害した場合 150万円 (2) 住居の半壊 270(350)万円 (3) 住居の全壊 350万円</p> <p>2 世帯主の負傷がない場合 (1) 家財の1/3以上が損害した場合 150万円 (2) 住居の半壊 170(250)万円 (3) 住居の全壊 250(350)万円 (4) 住居の全体が滅失 350万円</p> <p>()は特別の事情がある場合</p>	<p>1 償還期間 10年間とし、据置期間は、その内3年間(厚生労働大臣が被害の程度その他の事情を勘案して定める場合の据置期間は5年)</p> <p>2 利率 年1.5%(据置期間中は無利子)</p>	<p>1 根拠法令等 (I)に同じ</p> <p>2 実施主体 (1) 実施主体 市 (2) 貸付原資負担 国 2/3 県 1/3</p>
災害見舞金の支給	<p>1 支給対象災害 火災、風水害、震災、その他の自然災害</p> <p>2 支給対象者 本市において住民基本台帳又は外国人登録原票に記載されている被災者又は、葬祭を行う者</p> <p>3 支給制限 災害救助法が適用され(I)(II)(III)の支給を受けた場合は、減額又は支給しないことがある。</p>	<p>1 死亡又は死亡したと推定されるとき 15万円</p> <p>2 負傷し、全治3か月以上の入院加療を要するもの 5万円</p> <p>3 住家の全焼又は全壊 10万円</p> <p>4 住家の半焼又は半壊 5万円</p> <p>5 住家の床上浸水 2万円</p>		<p>1 根拠法令等 災害見舞金等支給条例(昭和45年龍ヶ崎市条例第27号)</p> <p>2 実施主体 市</p>

3-1-4 『生活福祉資金貸付条件一覧』

(令和3年11月1日現在)

資金種類／資金の目的	貸付対象世帯 ●			貸付限度額	据置期間 (以内) 据置期間 中無利子	償還期限	利率	
	低所得世帯	障害者世帯	高齢者世帯					
総合支援資金	生活支援費	●	-	-	6月以内 ※	10年	連帯保証人あり 無利子 連帯保証人なし 年1.5%	
	住宅入居費	●	-	-				
	一時生活再建費	●	-	-				
福祉資金	福祉費	生業を営むために必要な経費	●	●	-	4,600,000円	20年	連帯保証人あり 無利子 連帯保証人なし 年1.5%
		技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	●	●	-	技能を習得する期間が 6月程度 1,300,000円 1年程度 2,200,000円 2年程度 4,000,000円 3年以内 5,800,000円	8年	
		住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費	●	●	●	2,500,000円	7年	
		福祉用具等の購入に必要な経費	-	●	●	1,700,000円	8年	
		障害者用自動車の購入に必要な経費	-	●	-	2,500,000円	8年	
		中国残留邦人等にかかる国民年金保険料の追納に必要な経費	●	●	●	5,136,000円	10年	
		負傷又は疾病の療養に必要な経費（健康保険の例による医療費の自己負担額のほか、移送経費等、療養に付随して要する経費を含む。）及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費	●	-	●	療養期間1年以内 1,700,000円 療養期間が1年を超え、1年6月以内であって、世帯の自立に必要なとき 2,300,000円	6月以内 ※ 5年	
		介護サービス、障害者サービス等を受けるのに必要な経費（介護保険料を含む）及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	●	●	●	介護サービス受給期間1年以内 1,700,000円 介護サービス受給期間が1年を超え、1年6月以内であって、世帯の自立に必要なとき 2,300,000円	5年	
		災害を受けたことにより臨時に必要な経費	●	●	●	1,500,000円	7年	
		冠婚葬祭に必要な経費	●	●	●	500,000円	3年	
住居の移転等、給排水設備等の設置に必要な経費	●	●	●	500,000円	3年			

	就職、技能習得等の支度に必要な経費	●	●	●	500,000円		3年		
	その他日常生活上一時的に必要な経費	●	●	●	500,000円		3年		
	生活復興支援資金(特例)	一時生活再建費	●			貸付期間6月以内 二人以上世帯 月額200,000円 単身世帯 月額150,000円	2年以内		20年
		生活再建費	●			800,000円			
		住宅補修費	●			2,500,000円			
		緊急小口資金	●	●	●	100,000円	2月以内 ※		12月
教育支援資金	教育支援費	●	-	-	高校 月額35,000円 高専 月額60,000円 短大 月額60,000円 大学 月額65,000円	卒業後 6月以内	20年	無利子	
	就学支度費	●	-	-	500,000円				
型 不動産担保生活資金	不動産担保型生活資金	●	-	●	土地の評価額の7割 月額/300,000円	契約終了後 3月	据置 期間 終了時	年3%又は長期プライムレートのい ずれか低い方	
	要保護世帯向け 不動産担保型生活資金	●	-	●	居住用不動産の評価額の7割 月額/保護の実施機関が定 めた額				

3-1-5 被災者生活再建支援法の適用にかかる被害状況報告書

番 号
年 月 日

被災者生活再建支援法の適用にかかる被害状況報告書

茨城県知事

殿

市町村長名

印

このことについて、被災者生活再建支援法施行令第1条の基準に該当する災害が発生しましたので下記のとおり報告します。

記

災害発生日時	年 月 日 午前・午後 時 分				
災害の原因及び概況					
被災の状況 災害発生場所 (町・字名)	人口	全 壊 世帯数	半 壊 世帯数	床上浸水 世 帯 数	備 考
	人	世帯	世帯	世帯	
合 計					

注1：被災者生活再建支援法施行令第1条第1号に該当する市町村にあつては全ての項目を記載すること。

注2：被災者生活再建支援法施行令第1条第2号～5号に該当する市町村にあつては、全壊世帯数のみ記載すること。

3-1-6 激甚災害基準

[激 甚 災 害 指 定 基 準 (本 激)]

適用すべき措置	激甚災害とされる被害の程度
<p>法第3条 (公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助)</p>	<p>次のいずれかに該当する災害 (A基準) 事業費査定見込額>全国都道府県及び市町村の当該年度の標準税収入総額×100分の0.5 (B基準) 事業費査定見込額>全国都道府県及び市町村の当該年度の標準税収入総額×100分の0.2 かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上あるもの (1)都道府県負担事業の事業費査定見込額>当該都道府県の当該年度の標準税収入総額×100分の25 (2)一の都道府県内の市町村負担事業の事業費査定見込総額>当該都道府県内全市町村の当該年度の標準税収入総額×100分の5</p>
<p>法第5条 (農地等の災害復旧事業等に関する補助の特別措置)</p>	<p>次のいずれかに該当する災害 (A基準) 事業費査定見込額>当該年度の全国農業所得推定額×100分の0.5 (B基準) 事業費査定見込額>当該年度の全国農業所得推定額×100分の0.15 かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上あるもの (1)一の都道府県内の事業費査定見込額>当該都道府県の当該年度の農業所得推定額×100分の4 (2)一の都道府県内の事業費査定見込額>10億円</p>
<p>法第6条 (農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例)</p>	<p>(1)激甚法第5条の措置が適用される激甚災害 又は (2)農業被害見込額>全国農業所得推定額×1.5%で第8条の措置が適用される場合。 (3)漁船等の被害見込額>全国漁業所得推定額×0.5% 又は (4)漁業被害見込額>全国漁業所得推定額×1.5%で第8条の措置が適用される場合。ただし、(3)(4)とも、水産業共同利用施設に係る被害見込額が5千万円以下の場合を除く。</p>
<p>法第8条 (天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例)</p>	<p>次のいずれかに該当する災害。ただし、高潮、津波等特殊な原因による激甚な災害であって、災害の態様から次の基準によりがたい場合は、被害の実情に応じて個別に考慮。 (A基準) 農業被害見込額>当該年度の全国農業所得推定額×100分の0.5 (B基準) 農業被害見込額>当該年度の全国農業所得推定額×100分の0.15 かつ、次の要件に該当する都道府県が1以上あるもの 一の都道府県内の当該災害に係る特別被害農業者数>当該都道府県内の農業を主業とする者の数×100分の3</p>

適用すべき措置	激甚災害とされる被害の程度
法第 11 条の 2 (森林災害復旧事業に対する補助)	次のいずれかに該当する災害 (A 基準) 林業被害見込額 (樹木に係るものに限る。以下同じ) > 当該年度の全国生産林業所得 (木材生産部門) 推定額×100 分の 5 (B 基準) 林業被害見込額 > 当該年度の全国生産林業所得 (木材生産部門) 推定額×100 分の 1.5 かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が 1 以上あるもの (1) 一の都道府県内の林業被害見込額 > 当該都道府県の当該年度の生産林業所得 (木材生産部門) 推定額×100 分の 60 (2) 一の都道府県内の林業被害見込額 > 当該年度の全国生産林業所得 (木材生産部門) 推定額×100 分の 1
法第 12 条 (中小企業信用保険法による災害関係保証の特例等)	次のいずれかに該当する災害 (A 基準) 中小企業関係被害額 > 当該年度の全国中小企業所得推定額 (第 2 次産業及び第 3 次産業国民所得×中小企業付加価値率×中小企業販売率。以下同じ。) ×100 分の 0.2 (B 基準) 中小企業関係被害額 > 当該年度の全国中小企業所得推定額×100 分の 0.06 かつ、次の要件に該当する都道府県が 1 以上あるもの (1) 一の都道府県内の当該災害に係る中小企業関係被害額 > 当該年度の当該都道府県の中小企業所得推定額×100 分の 2 (2) 一の都道府県内の当該災害に係る中小企業関係被害額 > 1,400 億円 ただし、火災の場合又は激甚法第 12 条の適用がある場合の全国中小企業所得推定額に対する中小企業関係被害額の割合は、被害の実情に応じ特例措置が講ぜられることがある。
法第 16 条 (公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助)、 第 17 条 (私立学校施設災害復旧事業の補助)、 第 19 条 (市町村施行の感染症予防事業に関する負担の特例)、 法第 22 条 (罹災者公営住宅建設事業に対する補助の特例)	激甚法第 2 章の措置が適用される激甚災害。ただし、当該施設に係る被害または当該事業量が軽微であると認められる場合は除外。 次のいずれかに該当する災害 (A 基準) 滅失住宅戸数 > 被災地全域で 4,000 戸以上 (B 基準) 次の 1、2 のいずれかに該当する被害 ただし、火災の場合の被災地全域の滅失戸数は、被害の実情に応じた特例的措置が講ぜられることがある。 1 滅失住宅戸数 > 被災地全域で 2,000 戸以上 かつ、次のいずれかに該当するもの (1) 一市町村の区域内で 200 戸以上 (2) 一市町村の区域内の住戸戸数の 10% 以上 2 滅失住宅戸数 > 被災地全域で 1,200 戸以上 かつ、次のいずれかに該当するもの (1) 一市町村の区域内で 400 戸以上 (2) 一市町村の区域内の住宅戸数の 20% 以上
法第 24 条 (小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への参入等)	1 公共土木施設及び公立学校施設小災害に係る措置については激甚法第 2 章の措置が適用される災害。 2 農地及び農業用施設等小災害に係る措置については激甚法第 5 条の措置が適用される災害
上記以外の措置	災害発生の都度、被害の実情に応じ個別に考慮

[局 地 激 甚 災 害 指 定 基 準]

激甚災害法適用 条項	指定基準
<p>第2章（第3条） （第4条）公共 土木施設災害復 旧事業等に関する 特別の財政援助</p>	<p>（1）次のいずれかに該当する災害</p> <p>① （イ）当該市町村が負担する公共施設災害復旧事業費等の査定事業額 \gt 当該市町村の標準税収入\times50%（査定事業費が1千万円未満のものを除く。） （ロ）当該市町村の標準税収入が50億円以下であり、かつ、当該市町村が負担する公共施設 災害復旧事業費等の査定事業額が2億5千万円を超える市町村 当該市町村が負担する公 共施設災害復旧事業費等の査定事業額 \gt 当該市町村の標準税収入\times20% （ハ）当該市町村の標準税収入が50億円を超え、かつ、100億円以下の市町村当該市町村が負 担する公共施設災害復旧事業費等の査定事業額 \gt 当該市町村の標準税収入\times20% +（当該市町村の標準税収入-50億円）\times60% た だし、この基準に該当する市町村ごとの査定事業費を合算した額がおおむね1億円未満であ る場合を除く。</p> <p>②①の公共施設災害復旧事業等の事業費の査定見込額からみて①に掲げる災害に明らかに 該当することとなると見込まれる災害（当該災害に係る被害箇所の数がおおむね十未満のものを 除く。）</p>
<p>第5条 農地等の災 害復旧事業等に 係る補助の特別 措置</p>	<p>（2）次のいずれかに該当する災害</p> <p>①当該市町村内の農地等の災害復旧事業に要する経費 \gt 当該市町村の農業所得推定額\times10% （災害復旧事業に要する経費が1千万円未満のものを除く。） ただし、当該経費の合算額がおおむね5千万円未満である場合を除く。</p> <p>②①の農地等の災害復旧事業に要する経費の見込額から見て①に掲げる災害に明らかに該 当することとなると見込まれる災害（当該災害に係る被害箇所の数がおおむね十未満のものを 除く。）</p>
<p>第6条 農林水産業 共同利用施設災 害復旧事業の補 助特例</p>	<p>第5条の措置が適用される場合。 ただし、上記に該当しない場合であっても、当該市町村内の漁業被害額が当該市町村内の 農業被害額を超え、かつ 当該市町村内の漁船等の被害額\gt 当該市町村の漁業所得推定額\times10%に該当する場合（漁船 等の被害額が1千万円未満のものを除く。）、水産業共同利用施設に係るものに限り適用す る。 ただし、これに該当する市町村ごとの当該漁船等の被害額を合算した額がおおむね5千万円 未満である場合を除く。</p>

<p>第 11 条の 2 森林 災害復旧事業に 対する補助</p>	<p>(3) 当該市町村内の林業被害見込額（樹木に係るもの） > 当該市町村に係る生産林業所得推定額（木材生産部門）×1.5 （林業被害見込額が当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額のおおむね 0.05%未満のものを除く。）かつ (1) 大火による災害にあつては、要復旧見込面積>300ha 又は (2) その他の災害にあつては、 要復旧見込面積>当該市町村の民有林 面積(人工林に係るもの)×25%</p>
<p>第 12 条 中小企業 信用保険法によ る災害関係保証 の特例</p>	<p>(4) 中小企業関係被害額>当該市町村の中小企業所得推定額×10% （被害額が1千万円未満のものを除く。）ただし、当該被害額を合算した額がおおむね5千 万円未満である場合を除く。</p>
<p>第 24 条 小災害債 に係る元利償還 金の基準財政需 要額への算入等</p>	<p>第 2 章（第 3 条及び第 4 条）又は第 5 条の措置が適用される場合。</p>

3-1-7 激甚法により財政援助等を受ける事業

激甚法により財政援助等を受ける事業

<p>I 公共土木施設災害復旧事業等 に関する特別の財政援助</p>	<p>(1) 公共土木施設災害復旧事業 (2) 公共土木施設災害関連事業 (3) 公立学校施設災害復旧事業 (4) 公営住宅災害復興事業 (5) 生活保護施設災害復旧事業 (6) 児童福祉施設災害復旧事業 (7) 老人福祉施設災害復旧事業 (8) 身体障害者社会参加支援施設災害復旧事業 (9) 障害者支援施設災害復旧事業 (10) 婦人保護施設災害復旧事業 (11) 感染症指定医療機関災害復旧事業 (12) 感染症予防事業 (13) 堆積土砂排除事業 (14) 湛水排除事業</p>
<p>II 農林水産業に 関する特別の助成</p>	<p>(1) 農林水産業の災害復旧事業に係る補助の特別措置 (2) 農林水産業共同利用施設災害復旧事業の補助の特例 (3) 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助 (4) 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法の特別措置 (5) 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助 (6) 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助</p>
<p>III 中小企業に 関する特別の助成</p>	<p>(1) 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例措置 (2) 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助</p>
<p>IV その他の財政 援助及び助成</p>	<p>(1) 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助 (2) 私立学校施設災害復旧事業に対する補助 (3) 日本私立学校振興・共済事業団による被災私立学校施設の災害復旧に必要な資金の貸付 (4) 市町村が施行する感染症予防事業に関する特例 (5) 母子及び寡婦福祉資金に関する国の貸付の特例 (6) 水防資材費の補助の特例 (7) 罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例 (8) 公共土木施設、公立学校施設、農地農業用施設及び林道の小災害復旧事業に対する特別の財政援助</p>

小貝川・利根川等洪水避難計画

令和6年1月
龍ヶ崎市

目 次

はしがき

この計画は、指定河川小貝川・利根川の水位が上がり、洪水が発生する恐れがある（洪水が発生した）場合において、浸水危険区域の住民を安全な場所に避難させ、人命の保護を図り人的被害の未然防止・災害拡大を防止することを目的とする。

この際、指定河川小貝川・利根川の水位上昇、牛久沼の水位上昇、江川・小野川等水位上昇、内水氾濫の発生、変化する気象状況など様々な状況の変化があることから、状況を的確に把握して総合的な状況判断・決心を行い、画一的な運用に陥らないように十分留意する。

第1	気象想定及び関係機関の状況.	79
1	気象想定.	79
2	関係防災機関等.	79
第2	避難構想.	81
1	方針.	81
2	小貝川及び利根川による洪水対応.	81
3	共通事項.	81
4	緊急時避難行動（大地震等により突発的に破堤等した場合）.	83
5	住民向け避難行動マニュアル.	84
第3	小貝川・利根川等洪水避難計画.	85
1	小貝川洪水避難計画.	85
2	利根川洪水避難計画.	87
第4	災害対策本部等の各部・班の主要任務.	89
1	共通事項.	89
2	災害対策本部各部各班の事務分掌.	89
第5	指揮・通信.	93
1	災害対策本部及び現地災害対策本部の位置.	93
2	通信.	93
第6	要配慮者利用施設（高齢者・障がい者・乳幼児施設及び病院等）安全体制の確保.	93
1	防災組織体制の確立.	93
2	避難確保計画の作成.	93
3	要配慮者利用施設の状況把握.	93
別紙第1～第12.		94～105
別冊	住民向け避難行動マニュアル.	106

小貝川・利根川等洪水避難計画

第1 気象想定及び関係機関の状況

1 気象想定

(1) 気象想定

台風の関東地方への接近により、断続的に雨が降り、小貝川上流の栃木県や利根川上流の群馬県の山間部で降り始めからの総降雨量が500mmを超えるとともに、茨城県南西部においても豪雨が降り続き、利根川や小貝川の水位が徐々に上がり、小貝川や利根川等が氾濫する可能性がある場合。

(2) 浸水想定区域

ア 小貝川の浸水想定区域

別紙第1 龍ヶ崎市洪水避難地図（小貝川ハザードマップ）

イ 利根川の浸水想定区域

別紙第2 龍ヶ崎市洪水避難地図（利根川ハザードマップ）

ウ 牛久沼の浸水想定区域

令和7年度末までに茨城県が制定予定。制定後、市がハザードマップを作成予定

2 関係防災機関等

(1) 国土交通省関東地方整備局、気象庁

ア 洪水予報・水防警報

龍ヶ崎市に接する利根川は、国土交通省利根川下流河川事務所（以下「利根川下流河川事務所」）が管理している。小貝川は、JR常磐線の橋梁の上流側を国土交通省下館河川事務所（以下「下館河川事務所」）、下流側を利根川下流河川事務所が管理している。

利根川下流河川事務所が管理する小貝川及び利根川が、気象等の状況により洪水のおそれがあると認められる場合は、国土交通省関東地方整備局が、気象庁と共同で「洪水予報」を発表する。これらの洪水予報は、利根川下流河川事務所が茨城県に通報し、茨城県は竜ヶ崎工事事務所を通じて市に伝達する。

なお、下館河川事務所が管理する小貝川が、気象等の状況により洪水のおそれがあると認められる場合は、下館河川事務所が、気象庁水戸・宇都宮地方气象台と共同で「洪水予報」を発表する。これらの洪水予報は、下館河川事務所が茨城県に通報し、茨城県は竜ヶ崎工事事務所を通じて市に伝達する。なお、市への伝達は利根川下流河川事務所、下館河川事務所からも直接伝達される。

また、洪水予報とは別に、利根川下流河川事務所や下館河川事務所は「水防警報」を発令する。これらの水防警報が発せられたとき、茨城県は県水防本部を設置し、竜ヶ崎工事事務所を通じて水防管理団体（稲敷地方広域市町村圏事務組合・利根川水系県南水防事務組合）や市に伝達する。

別紙第3 指定河川洪水予報の発表基準

イ テレメータ水位基準

国土交通省がインターネット等に公表しているテレメータ水位は、自治体の発令する水防団出動や避難指示等の参考となる。

小貝川の増水等で把握すべきテレメータ水位は、栃木県芳賀郡益子町から利根川の合流地

点の左岸であり、黒子・上郷・水海道水位観測所である。

利根川の増水等で把握すべきテレメータ水位は、栗橋・押付・横利根水位観測所である。

なお、避難判断水位は高齢者等避難、氾濫危険水位は避難の基準値とする。

別紙第4 基準水位観測所における設定水位の意味

別紙第5 小貝川・利根川等テレメータ氾濫危険水位等

(2) 茨城県

令和5年梅雨前線による大雨及び台風第2号による災害により越水した牛久沼は県管理河川であり、洪水予報・水防警報の発出要領については茨城県が検討中である。当面の間は茨城県が定めた暫定的な牛久沼水位基準に基づき、県竜ヶ崎工事事務所を通じて水防管理団体（稲敷地方広域市町村圏事務組合・利根川水系県南水防事務組合）や市に牛久沼の水位情報を伝達する。

(3) 水防管理団体（稲敷地方広域市町村圏事務組合・利根川水系県南水防事務組合）

小貝川・利根川の水災の警戒、防御及び被害を軽減するために水防上の必要な警戒、監視、通信連絡、水こう門の操作、水防団並びに消防機関の活動、各団体間の相互協力及び応援、水防に必要な器具、資材、設備の整備、運用等を行う。

(4) 龍ヶ崎市消防団

ア 出場区分

稲敷地方広域市町村圏事務組合水防本部長は、水位が氾濫注意水位に達し、なお上昇の恐れがある場合は、第1次出場、第2次出場、第3次出場を発令する。

イ 動員配備（消防団等）

消防団長は、水防本部長から水防出動が発せられた場合は、小貝川及び牛久沼について水防警戒受持ち区域を設定し、水防協力連絡会等の協力を得て警戒にあたる。

別紙第12 水防警戒受持ち区域図

(5) 水防協力連絡会

小貝川の防災活動を行うため、住民が一体となって水害の防止及び総合的かつ効果的な対策を協議し、住民の生命及び財産を水害から守る。このため、次の任務を有する。

- ・小貝川堤防警戒に関すること
- ・水防器具、機械整備に関すること
- ・水防啓発に関すること
- ・その他

第2 避難構想

1 方針

市は、関係防災機関及び地域と密接に連携して、小貝川・利根川・牛久沼が越水・破堤する前に予想浸水区域の住民を安全な地域に避難させ、人命の保護、被害の軽減等被害拡大を防止する。避難指示等は空振りをおそれず、早めに出すことを基本とし、特に夜間に避難指示等を発令しなければならないことが予想される状況においては、昼間等事前の明るいうちに発令する。

2 小貝川及び利根川による洪水対応

小貝川は、利根川逆流（バックウォーター現象）により洪水が引き起こされることも有することから、両河川の因果関係が大であることから、小貝川及び利根川の関連性を考慮して、洪水対応を行う。

3 共通事項

(1) 情報収集及びその対応

ア 全般

台風接近等により、気象注意報・警報が発表された場合、小貝川・利根川・牛久沼の洪水発生に備えて気象庁ホームページや茨城県防災通信システム端末機からの警戒情報等より気象情報や洪水キキクル等の情報を収集する。

また、国土交通省関東地方整備局が気象庁と共同で発表する「洪水予報」や下館河川事務所、水戸地方気象台・宇都宮気象台と共同で発表する「洪水予報」を情報収集する。

イ 水防団（消防団）の水防受持ち区域による現地確認

氾濫注意水位に達した場合、水防団（消防団）は水防受持ち区域図に基づき現地の状況を現地指揮本部に報告する。

ウ 牛久沼・谷田川水位の情報収集

牛久沼・谷田川の水位は、県竜ヶ崎工事事務所から情報収集するとともに、牛久沼排水機場の水門を閉鎖した場合には、国土交通省関東地方整備局（利根川下流河川事務所）から強制排水の状況等を収集する。

エ 住民等からの情報収集

住民から電話等で通報される小貝川及び牛久沼水位・市内の冠水状況等及び X 等 SNS への投稿文を活用して情報収集する。この際、情報資料を分析して信憑性に留意する。

オ 組織的な情報収集

避難指示等に資する情報及び安全な避難行動に資する情報主要素を定め、組織的かつ計画的な情報収集を行う。

別紙第6 情報収集項目一覧

カ 水害対応チェックリスト及びタイムライン

(ア) 水害対応チェックリスト

国土交通省河川事務所等から発表される気象・水象情報による市の対応をチェックリスト化し適切な対応を行う。

別紙第7 水害対応チェックリスト

(イ) タイムライン

台風の接近・上陸に伴う洪水を対象とした指定河川沿い河川（小貝川・利根川）の避難指示等に着目したタイムラインにより、適時適切な対応を行う。牛久沼対策はこれを準用する。

別紙第8 台風の接近・上陸に伴う洪水を対象とした小貝川・利根川における龍ヶ崎

市の避難指示等に着目したタイムライン

(2) 情報伝達・広報

ア 情報伝達・広報の目的

流言、飛語等による社会的混乱を防止し、民心の安定を図るとともに、住民等の適切な判断と行動を助長するため、正確な情報の速やかな公表と伝達、広報活動を実施する。

イ 情報伝達・広報の手段

防災行政無線、広報車、市公式サイト、市メール配信サービス、フェイスブック、X、緊急速報メール(エリアメール)、Lアラート、音声一斉伝送サービス等を通じて住民への周知徹底を図る。また、報道機関による情報提供を要請し、当該区域住民の安全確保を図る。

避難行動要支援者で災害時避難行動要支援者避難支援プランに登録されている方、市内介護保険施設及び幼児施設等へ、高齢者等避難等を発令した場合等においては、支援者が本人及びその家族へ直接電話で情報伝達する。また、水防協力連絡会(自主防災組織)等との連携を行い情報伝達を確実に行う。

ウ ハザードマップの整備

住民の円滑かつ迅速な避難が行われるように浸水想定区域や避難場所、避難所、日頃の備えなどを周知するため洪水ハザードマップを作成し住民に配布する。

エ 広報予報文

避難指示等の発令された対象地区や避難の切迫性等が確実に伝わるように避難指示等伝達文の工夫を図る。

(3) 避難準備

ア 避難準備行動の促進

水害対応チェックリスト及びタイムラインに基づき正確な気象情報や洪水予報を収集し、住民に適切な注意喚起を行い適切な避難準備を促す。

イ 指定避難所の開設準備

氾濫注意情報(氾濫注意水位)等の発表等の洪水予報の危険性に伴い指定避難所の開設等避難準備体制を確立する。この際、地区の避難所運営委員会等の協力を得て避難所運営の準備を行う。

ウ 水防協力連絡会(自主防災組織)の支援

水防協力連絡会に洪水予報等を提供して、住民の避難準備の完成に努める。この際、特に避難行動要支援者の避難準備を促進する。

エ 避難行動要支援者の避難支援

災害時避難行動要支援者避難支援プランに基づき、地区と連携して高齢者等避難発令時に避難行動要支援者の避難支援を行う。

オ 避難路

避難路は、避難所に通じる県道・幹線市道を基本として、あらかじめ安全性を点検確認しておく。

このため、市、県、及び道路管理者は、災害時における避難経路や避難輸送等のための主要幹線道路となる県道、市道等の浸水対策に取り組む。

カ 指定避難所施設管理者との調整

氾濫注意情報(氾濫注意水位)が発表された場合、指定避難所施設管理者と調整して避難所開設準備を行う。この際、ペットの避難スペース確保について着意する。

(4) 避難実施

ア 避難順序等

小貝川・利根川洪水シミュレーションによる予想浸水地域を考慮し、第1次～第3次避難地域を設定し順次避難する。この際、地区ごとの安全な避難路を指定するとともに警察署等の協力を得て交通の混乱を防止する。牛久沼は浸水想定区域が制定されるまでの間、小貝川を準用するも、避難地区は別示する。

イ 避難誘導

避難者の誘導は警察官・消防署員・消防団員等の協力を得て行う。この際、地区内の混雑が予想される交通の要点に交通整理員を配置する。

ウ 指定避難所の開設

指定避難所の開設は、大規模となることから、避難所班を中心として全庁的な体制の中で避難所を開設準備・開設運営する。

(5) 要配慮者利用施設（高齢者・障がい者・乳幼児施設及び病院等）の避難行動

氾濫注意情報（氾濫注意水位）が発表された場合、水害対応チェックリスト及びタイムラインに基づき確実正確な気象情報や洪水予報を、要配慮者利用施設に適切な注意喚起を行い、適切な避難準備を促す。

(6) 安否確認

ア 避難行動要支援者の安否確認

洪水被害が生じたり、緊急事態が発生した場合は、登録していない要配慮者に関する情報も住民自治組織、民生委員、警察・消防、消防団等に情報提供して安否確認を行う。

イ 行方不明者の調査

(ア) 行方不明者相談所の開設

竜ヶ崎警察署は必要に応じ行方不明者相談所を開設し、行方不明者の捜索を行う。

この際、災害対策本部は警察署等と連携して情報の共有に努める。

※行方不明者とは

当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いがあるものとする。細部は「災害報告取扱要領における人的被害の把握に係る運用」

（改正 平成25年3月29日消防庁第14号）による。

(イ) 行方不明者の受理

行方不明者の届出を受理したときは、避難所、警察等関係機関に必要な手配を行い、保護者等の発見に努める。

ウ 避難者の把握

(ア) 避難所における避難者の把握

避難所班は、発災後、避難所に氏名、住所、性別、年齢等を登録する登録窓口を設置し、被災者生活再建システム等を活用して避難者の把握を行う。

(イ) 在宅避難者等の把握

住民の中には避難指示等を発令しても避難所で避難せず在宅避難等を実施する場合があることが想定される。この際、地域と連携して在宅避難者の情報を可能な限り把握するように努める。

4 緊急時避難行動（大地震等により突発的に破堤等した場合）

(1) 全般

緊急時の避難行動は突発的な避難となり、住民が一律の行動により安全を確保することは現実的でなく住民個々が状況に応じた判断をする行動が強く求められる。

(2) 避難指示等緊急伝達

小貝川・利根川・牛久沼が越水・破堤した場合は、防災行政無線によるサイレン、消防車

による広報、堤防を警戒する水防団からの伝達などあらゆる手段を尽くし伝達する。この際、越水・破堤近傍住民への情報伝達を最優先する。

(3) 越水・破堤箇所付近の住民

ア 突発的な破堤による人的被害を防止するため、家屋の近傍の指定緊急避難場所についてあらかじめ定めておく。

イ 速やかに決壊箇所を把握して自己及び家族の安全確保活動を行う。このため、自宅2階等への垂直避難行動よりも高い堤防等近傍の安全状態にある指定緊急避難場所へ冷静に避難するよう心がける。

5 住民向け避難行動マニュアル

国土交通省河川事務所から発表される氾濫予報や市の発令する避難指示等に対応するための住民向け避難行動のマニュアルについて定める。

別冊 住民向け避難行動マニュアル

第3 小貝川・利根川等洪水避難計画

避難指示等の発令基準を以下のとおり示すが、災害対策本部長は発令にあたっては、水戸地方気象台や国土交通省河川事務所からのホットラインによる助言及び小貝川を水防警戒している消防団の目視情報等を総合的に勘案・判断して決心・発令する。

1 小貝川洪水避難計画

(1) 避難地域毎の避難指示等発令基準

第1次避難地域（避難者総数：15,538名） 川原代地区：3,855名、北文間地区（取手大留地区含む）：1,603名、 馴染地区（取手新川地区含む）：10,080名	
高齢者等避難 発令水位基準	<ul style="list-style-type: none"> ●避難判断水位 小貝川 水海道：6.10m または 利根川 押付：7.10m または 牛久沼 八間堰暫定水位観測所：7.20mに到達し、かつ上流の水位観測所の河川水位が上昇している場合 ●降雨を伴う台風が夜間から明け方に接近、通過し、多量の降雨が予想され、避難判断水位に到達するおそれがある場合
避難指示 発令水位基準	<ul style="list-style-type: none"> ●氾濫危険水位 小貝川 水海道：6.50m または 利根川 押付：7.80m または 牛久沼 八間堰暫定水位観測所：7.40mに到達し、かつ上流の水位観測所の河川水位が上昇している場合 ●降雨を伴う台風が夜間から明け方に接近、通過し、多量の降雨が予想され、氾濫危険水位に到達するおそれがある場合
第2次避難地域（避難者総数：15,584名） 龍ヶ崎地区：11,497名、馴染地区（一部）4,051名	
高齢者等避難 発令水位基準	<ul style="list-style-type: none"> ●氾濫危険水位 小貝川 水海道：6.50m または 利根川 押付：7.80m に到達し、かつ上流の水位観測所の河川水位が上昇している場合
避難指示 発令水位基準	<ul style="list-style-type: none"> ●堤防天端に水位が到達するおそれがある場合 小貝川 水海道：概ね6.596m または 利根川 押付：概ね8.03m ●異常な漏水の進行や亀裂などにより決壊のおそれが高まった場合 ●小貝川が越水・破堤した時点 (該当地区は当時の状況による)

第3次避難地域（避難者総数：5,109名） 大宮地区：3,351名、龍ヶ崎地区：526名、長戸・八原地区：1,758名	
高齢者等避難 発令水位基準	<p>● 氾濫危険水位</p> <p>小貝川 水海道：6.50m または 利根川 押付：7.80m に到達し、かつ上流の水位観測所の河川水位が上昇している場合</p>
避難指示 発令水位基準	<p>● 堤防天端に水位が到達するおそれがある場合 小貝川 水海道：概ね6.596m または 利根川 押付：概ね8.03m</p> <p>● 異常な漏水の進行や亀裂などにより決壊のおそれが高まった場合</p> <p>● 小貝川が越水・破堤した時点 (該当地区は当時の状況による)</p>

(2) 指定避難所

- ア 避難判断水位への上昇が見込まれる場合、避難所開設の準備をする。
- イ 各地区ごとの避難予想人員及び指定避難所の収容予測人員を考慮して避難所を指定する。
コミュニティセンターは福祉避難所の機能を持たせる。
- ウ 指定した避難所に収容できない避難者が予想される場合は、稲敷地方広域市町村圏事務組合構成市町村間における災害時相互応援に関する協定書に基づく牛久市等の避難所への避難を依頼する。

(3) 避難経路

避難経路は、内水氾濫や交通渋滞等による移動障害を考慮して整齐とした避難行動が行えるように警察等と緊密に連携する。

- ア 川原代地区～馴馬台小学校等指定避難所の避難経路
 - ・ 主要地方道竜ヶ崎潮来線～龍ヶ崎市停車場線～馴馬台小沿い
- イ 北文間地区～龍ヶ崎小等指定避難所の避難経路
 - ・ 主要地方道千葉竜ヶ崎線～県立竜ヶ崎南高校沿い
- ウ 馴柴地区～長山小学校等 指定避難所の避難経路
 - ・ 国道6号～八代庄兵衛新田線沿い
 - ・ 市道けやき通り～歳時記の道沿い

(4) 駐車場

コミュニティセンターの駐車場及び小中学校等の校庭を基本とする。

細部は避難所運営マニュアルによる。

駐車場が満車になる場合は、避難所近傍に臨時駐車場を調整確保する。

別紙第9 洪水避難地域及び指定避難所（小貝川）

2 利根川洪水避難計画

(1) 避難地域毎の避難指示基準

<p>第1次避難地域（避難者総数：3,463名） 大宮地区：3,351名、北文間地区：112名</p>	
<p>高齢者等避難 発令水位基準</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●避難判断水位 利根川 押付：7.10m または 利根川 横利根：3.90m に到達し、かつ上流の 水位観測所の河川水位が上昇している場合 ●降雨を伴う台風が夜間から明け方に接近、通過し、多 量の降雨が予想され、避難判断水位に到達するおそれ がある場合
<p>避難指示 発令水位基準</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●氾濫危険水位 利根川 押付：7.80m または 利根川 横利根：4.40m ●降雨を伴う台風が夜間から明け方に接近、通過し、多 量の降雨が予想され、氾濫危険水位に到達するおそれ がある場合
<p>第2次避難地域（避難者総数：6,860名） 龍ヶ崎地区：6,238名、川原代地区：622名</p>	
<p>高齢者等避難 発令水位基準</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●氾濫危険水位 利根川 押付：7.80m または 利根川 横利根：4.40m ●降雨を伴う台風が夜間から明け方に接近、通過し、多 量の降雨が予想され、氾濫危険水位に到達するおそれ がある場合
<p>避難指示 発令水位基準</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●堤防天端に水位が到達するおそれがある場合 利根川 押付：概ね8.03m または 利根川 横利根：概ね5.02m ●異常な漏水の進行や亀裂などにより決壊のおそれが高 まった場合 ●利根川が越水・破堤した時点 (該当地区は当時の状況による)
<p>第3次避難地域（避難者総数：11,363名） 北文間地区：1,491名、馴染地区：5,013名、川原代地区：2,910名 長戸・八原地区：1,949名</p>	
<p>高齢者等避難 発令水位基準</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●氾濫危険水位 利根川 押付：7.80m または 利根川 横利根：4.40m
<p>避難指示 発令水位基準</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●堤防天端に水位が到達するおそれがある場合 利根川 押付：概ね8.03m または 利根川 横利根：概ね5.02m ●異常な漏水の進行や亀裂などにより決壊のおそれが高 まった場合 ●利根川が越水・破堤した時点 (該当地区は当時の状況による)

(2) 指定避難所

ア 避難判断水位への上昇が見込まれる場合、避難所設置を準備する。

イ 各地区ごとの避難予想人員及び指定避難所の収容予測人員を考慮して避難所を指定する。
コミュニティセンターは福祉避難所の機能を持たせる。

ウ 指定した避難所に収容できない避難者が予想される場合は、稲敷地方広域市町村圏事務組合構成市町村間における災害時相互応援に関する協定書に基づいて牛久市等の避難所への避難を依頼する。

(3) 避難経路

避難経路は、内水氾濫や交通渋滞等による移動障害を考慮して整齐とした避難行動が行えるように警察等と緊密に連携する。

○大宮地区～城ノ内小学校等指定避難所の避難経路

- ・主要地方道竜ヶ崎阿見線～八原小沿い
- ・主要地方道竜ヶ崎潮来線又は主要地方道美浦栄線バイパス～城ノ内小沿い

(4) 駐車場

コミュニティセンターの駐車場及び小中学校等の校庭を基本とする。

細部は、龍ヶ崎市避難所運営マニュアルによる。

駐車場が満車になる場合は、避難所近傍に臨時駐車場を調整確保する。

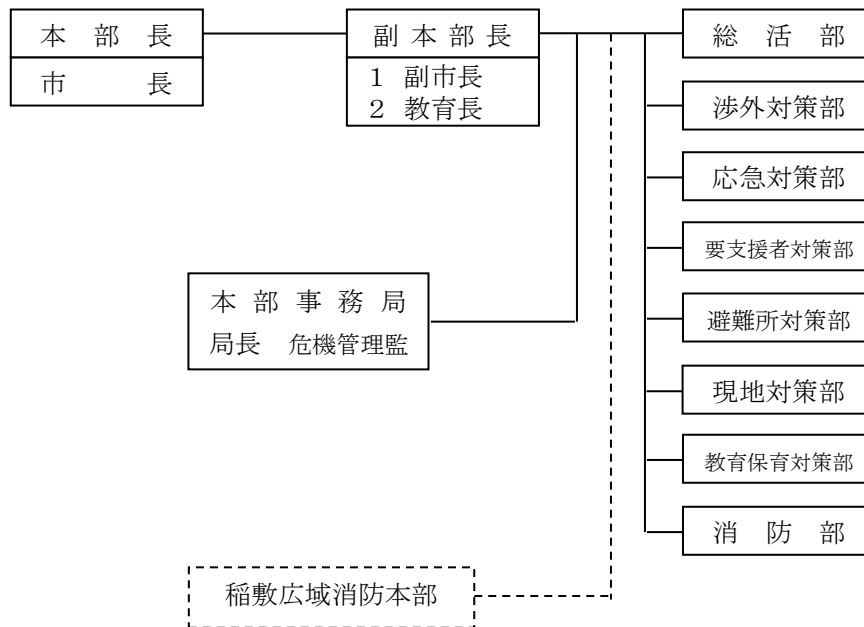
別紙第10 洪水避難地域及び指定避難所（利根川）

別紙第11 洪水避難地域及び指定避難所（小貝川・利根川地区別）

第4 災害対策本部等の各部・班の主要任務

1 共通事項

- ・市災害対策本部組織については、市地域防災計画（一般災害等対策計画編）Ⅱ風水害対策計画第2章第1節「組織計画」第2節「動員計画」に準ずるものとする。



- ・龍ヶ崎市職員災害時初動対応マニュアル各部・班編成に準拠し行動する。

2 災害対策本部各部各班の事務分掌

名称等	初動活動班名	課等名	主な事務分掌
本部事務局 危機管理監	—	防災安全課	災害対策本部の設置及び運営
		人事行政課(人事G)	災害対策本部会議の開催
		秘書広聴課 (秘書広聴G)	災害対策本部、各部との連絡調整 職員参集状況の取りまとめと配置の調整 市有車両等の確保
		財政課(財政G)	
		管財課(管財・営繕G)(施設・ 車両管理)	

名称等	初動活動班名	課等名	主な事務分掌
総括部 総務部長 議会事務局長	総務班 ①人事行政課長 ②財政課長	人事行政課(法務・選挙G)	国・県・自衛隊等への応援要請 ボランティアセンターとの調整
		財政課(契約指導検査G)	
	情報収集班 ①デジタル都市推進課長 ②議会事務局課長	デジタル都市推進課	建物・道路等の被害状況の収集・報告 気象警報等の取りまとめ 市内ライフライン等の被害状況の取りまとめ 庁内ネットワーク関係
		議会事務局	
		監査委員事務局	
渉外対策部 総合政策部長	情報伝達・広報班 ①秘書広聴課長 ②まちの魅力創造課長	秘書広聴課(広報プロモーションG)	災害情報の発信及び広報 報道関係との連絡・調整
		まちの魅力創造課(空き家対策室除く)	
	相談窓口班 ①企画課長	企画課、まちの魅力創造課(空き家対策室)	市民からの問い合わせ対応(コールセンターの設置・運営) 被災者生活再建システム運用(り災証明書発行)
		税務課(大規模災害時被災・り災証明)	
応急対策部 都市整備部長	応急復旧班 ①道路公園課長 ②下水道課長	道路公園課	道路・下水道・公園・河川・市営住宅等の被害状況の確認及び応急復旧 庁舎の被害状況の確認及び応急復旧
		下水道課	
		都市計画課	
		管財課	
要支援者対策部 福祉部長	要支援者対策班 ①福祉総務課長 ②障がい福祉課長	福祉総務課	災害時避難行動要支援者の安否確認・避難誘導(社会福祉協議会と連携) 介護福祉施設、障がい者福祉施設との連絡・調整 ボランティア対策(社会福祉協議会と連携)
		障がい福祉課	
		こども家庭課	
		保育課	
		保護課	

名称等	初動活動班名	課等名	主な事務分掌
避難所対策部 健康スポーツ部長	避難所班 ①地域づくり推進課長 ②介護保険課長	地域づくり推進課	避難所の開設及び運営 帰宅困難者対策 所管施設の応急復旧 避難所開設時の各施設との調整
		税務課	
		納税課	
		市民窓口課	
		保険年金課	
		スポーツ推進課	
		介護保険課	
		教育総務課 (学校施設調整)	
救護班 ①健康増進課長 ②医療対策課長	健康増進課	医療機関との連絡調整 避難所巡回による避難者の健康管理 龍ヶ崎消防署応急救護所での活動支援 (傷病者の応急手当て) 医薬品(救援物資調達品)の一元管理	
	医療対策課		
現地対策部 市民経済部長	物資調達班 ①商工観光課長 ②農業政策課長	商工観光課	生活必需品等物資の確保及び配送 救援物資の受け入れ及び配送
		農業政策課	
		農業委員会事務局	
	飲料水確保班 ①生活環境課長 ②会計課長	生活環境課	飲料水の確保、給水 ごみ・ガレキの処理
会計課			
教育保育対策部 教育部長	教育保育対策班 ①教育総務課長 ②文化・生涯学習課長	教育総務課	児童・生徒の避難及び安全確保 園児の避難及び安全確保 学童保育 教職員の動員 所管施設の応急復旧 避難所運営の補助
		指導課	
		教育センター	
		文化・生涯学習課	
		学校給食センター	
		保育課 (保育施設調整)	
消防部	消防班	龍ヶ崎市消防団	消火・救急・救助活動等

第5 指揮・通信

1 災害対策本部及び現地災害対策本部の位置

- (1) 災害対策本部
市庁舎附属棟 1階第1会議室又は5階全員協議室
- (2) 予備災害対策本部
市庁舎が冠水し、災害対策本部の活動に著しく影響が及ぶことが予想される場合は、たつこのアリーナに予備災害対策本部を設置し、移転後、災害対策本部活動を行う。
- (3) 現地指揮本部（消防団本部）
 - ア 小貝川高須橋上流堤防左岸
 - イ 押付・横利根・小貝川水海道水位観測所の水位が氾濫注意水位に到達した場合
【押付水位観測所（水位5.75m）】
【横利根水位観測所（水位2.85m）】
【小貝川水海道水位観測所（水位4.60m）】

2 通信

- (1) 電話回線
- (2) MCA無線機
- (3) 市保有スマートフォン及びタブレット
- (4) 消防団無線

第6 要配慮者利用施設（高齢者・障がい者・乳幼児施設及び病院等）安全体制の確保

1 防災組織体制の確立

要配慮者利用施設の管理者は、災害時の職員の動員・職務分担・避難誘導に関する計画の作成及び、入所者の情報（緊急連絡先・家族構成・日常生活自立度等）を整理・保管する。

2 避難確保計画の作成

浸水想定区域内に位置する要配慮者利用施設の所有者又は管理者には、水防法第15条の3及び土砂災害防止法8条の2に基づき、当該施設等の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保のため、次に掲げる事項について実施する義務がある。

- (1) 避難確保計画の作成
- (2) 避難確保計画に基づく訓練の実施
- (3) 自衛水防組織の設置

※避難確保計画を作成し、又は自衛水防組織を設置したときは、遅滞なく当該計画又は当該自衛水防組織の構成員及びその他国土交通省で定める事項を市長に報告しなければならない。

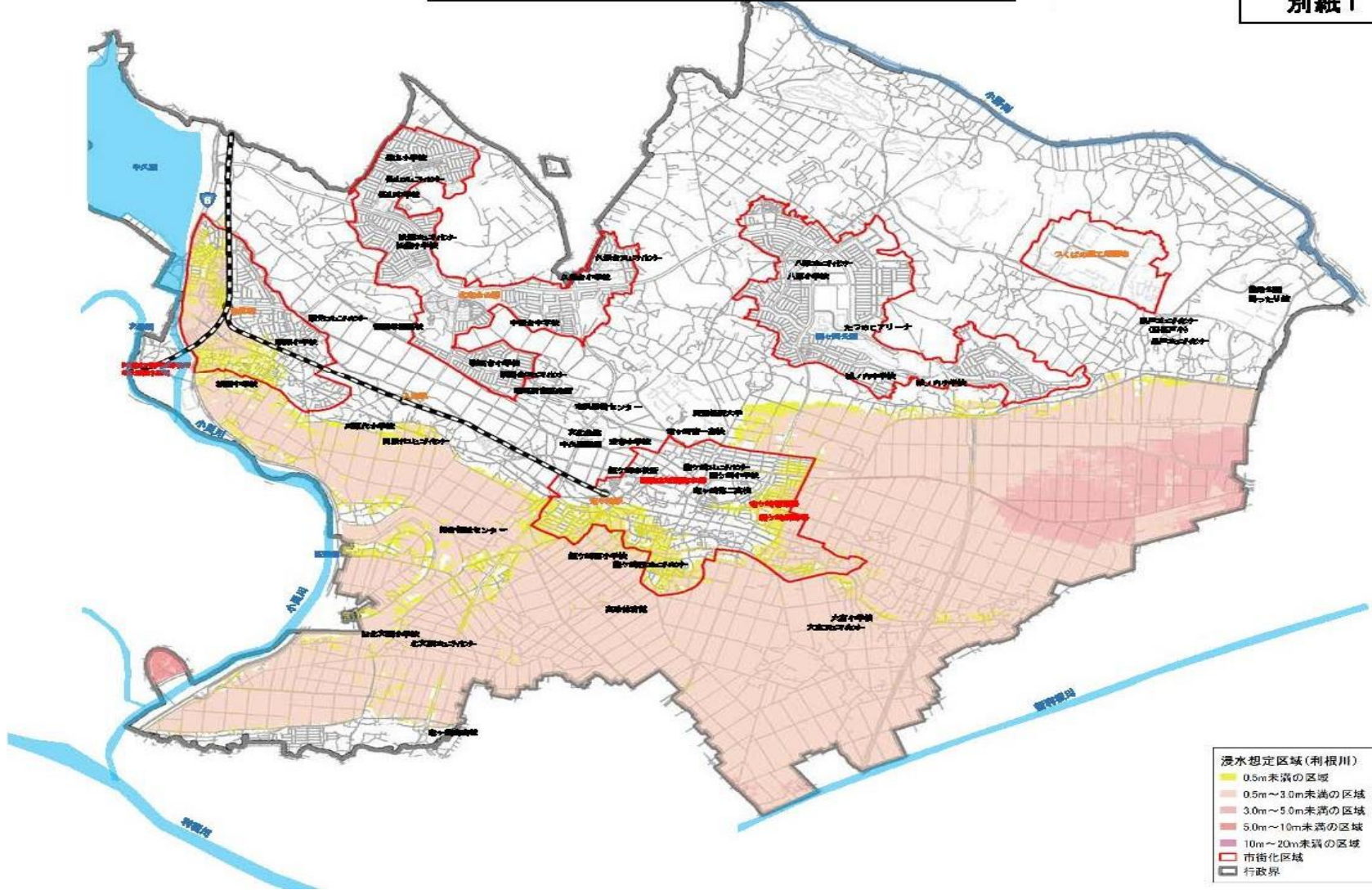
3 要配慮者利用施設の状況把握

市は、浸水想定区域内に位置する要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況について、定期的に確認するよう努める。また、避難確保に関する計画を作成していない要配慮者利用施設について市長は、要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対して必要な指示を行う。

●要配慮者利用施設一覧（資料編1-3-7）

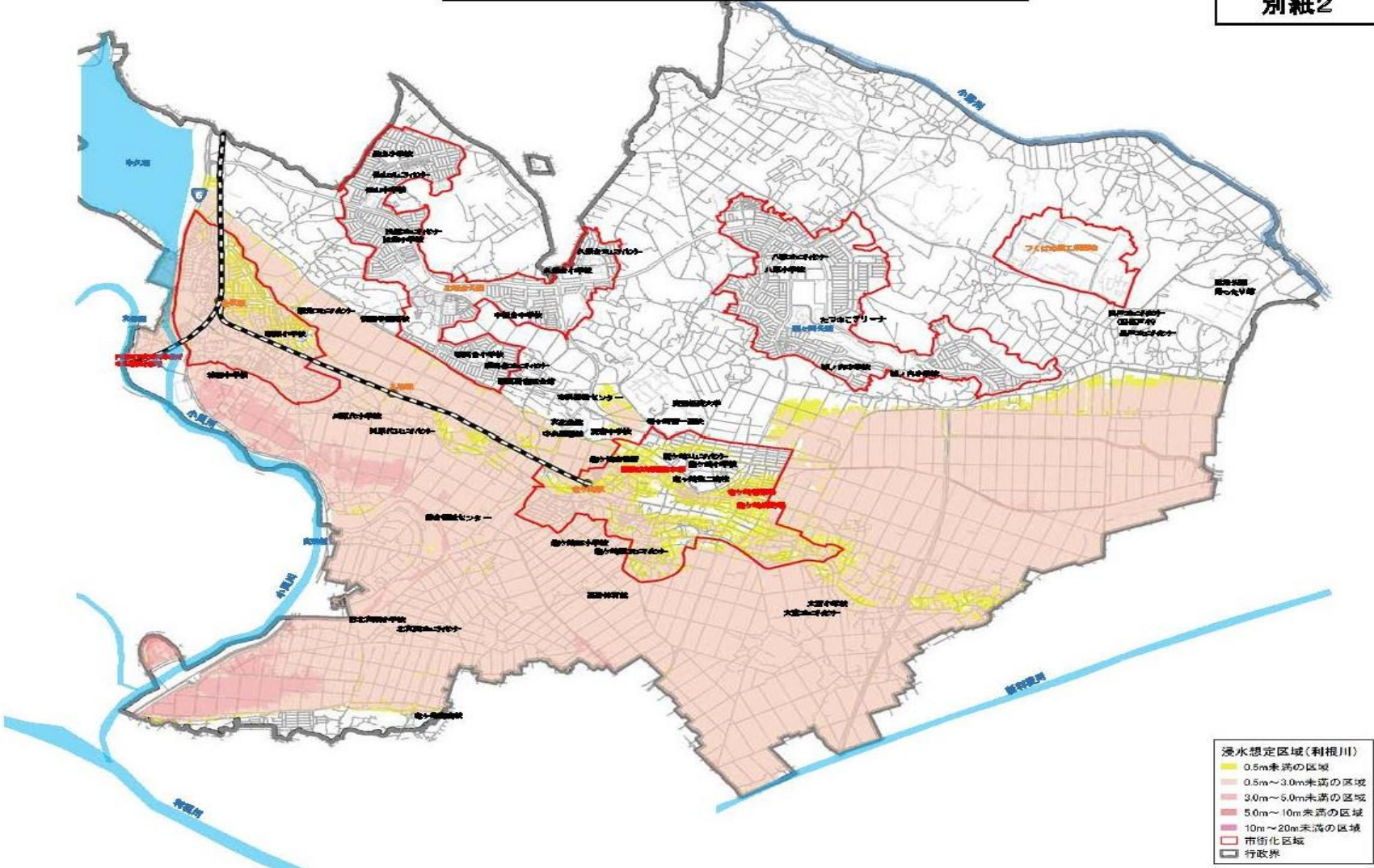
龍ヶ崎市洪水ハザード(小貝川)

別紙1

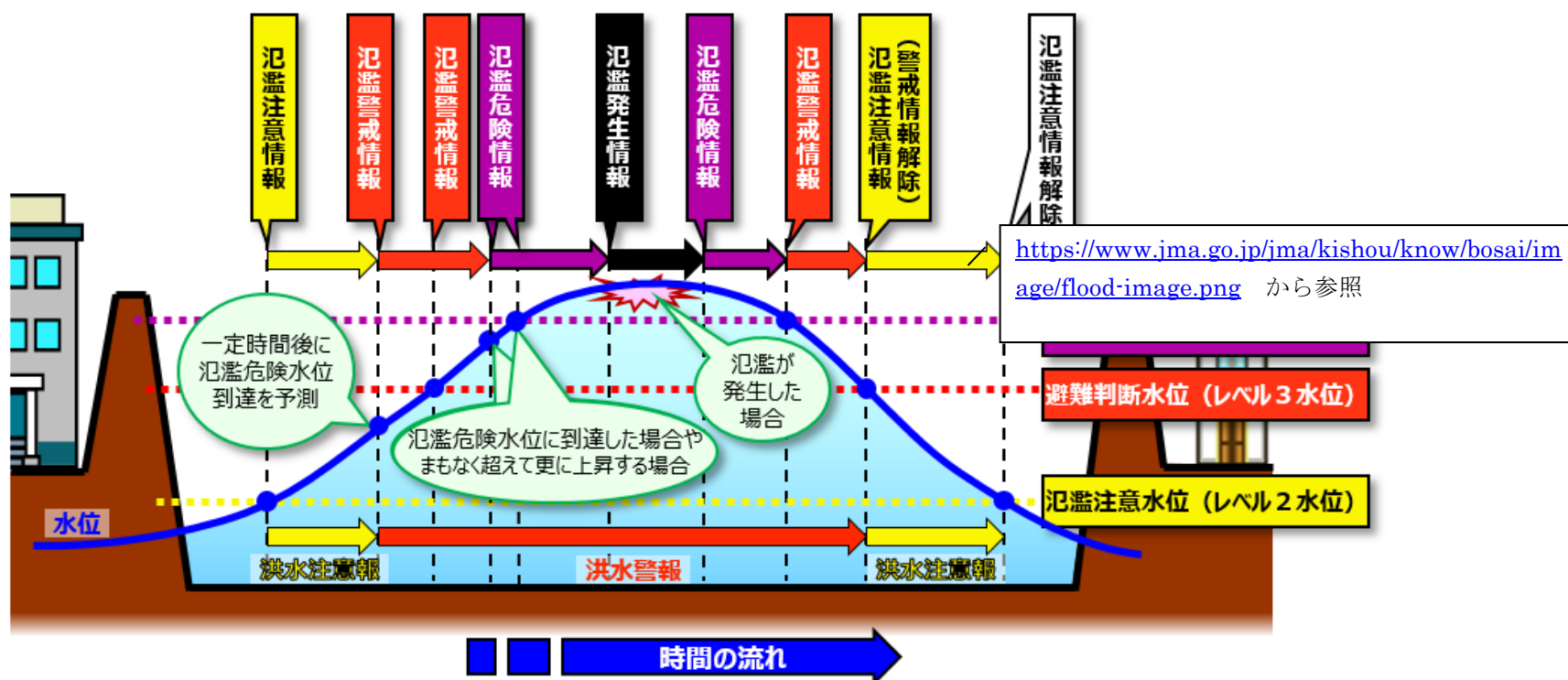


龍ヶ崎市洪水ハザード(利根川)

別紙2



洪水予報の標題 (種類)	発表基準	市町村・住民に求める行動の段階
〇〇川氾濫発生情報 (洪水警報)	氾濫の発生 (氾濫水の予報)	氾濫水への警戒を求める段階 [警戒レベル5相当]
〇〇川氾濫危険情報 (洪水警報)	急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれる場合、あるいは氾濫危険水位に到達した場合	いつ氾濫してもおかしくない状態 避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階 [警戒レベル4相当]
〇〇川氾濫警戒情報 (洪水警報)	一定時間後に氾濫危険水位に到達が見込まれる場合、あるいは避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合	避難準備などの氾濫発生に対する警戒を求める段階 [警戒レベル3相当]
〇〇川氾濫注意情報 (洪水注意報)	氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合	氾濫の発生に対する注意を求める段階 [警戒レベル2相当]



基準水位観測所における設定水位の意味

レベル	水位など	基準水位観測所における設定水位の意味 (危険な箇所を設定した以下の水位を、基準水位観測所地点の水位に置き換えて設定)
5	氾濫の発生	
4 (危険)	(特別警戒水位) 氾濫危険水位	<p>【氾濫危険水位】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村長の避難指示の発令判断の目安 ・住民の避難判断の参考になる水位 (水位設定の考え方) <p>堤防等の構造の基準となる水位(計画高水位)若しくは、リードタイム(避難完了までに、避難勧告の発令、情報伝達及び避難等に要する時間)から設定される水位のいずれか低い水位</p>
3 (警戒)	避難判断水位	<p>【避難判断水位】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村長の高齢者等避難の発令判断の目安 ・住民の氾濫に関する情報への注意喚起
2 (注意)	氾濫注意水位 (警戒水位)	<p>【氾濫注意水位】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水防団の出動の目安
1	水防団待機水位	<p>【水防団待機水位】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水防団が直ちに行動できるように待機する目安

小貝川・利根川等テレメータ－氾濫危険水位等

(令和5年4月1日現在)

河川名	観測所	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位	計画高水位
小貝川	黒子	2.50m	3.80m	5.10m	5.80m	6.082m
	上郷	3.00m	3.60m	4.80m	5.20m	5.542m
	水海道	3.80m	4.60m	6.10m	6.50m	6.596m
	中郷	—	—	—	—	—
利根川	栗橋	2.70m	5.00m	6.90m	8.80m	9.90m
	押付	3.10m	5.75m	7.10m	7.80m	8.03m
	横利根	2.10m	2.85m	3.90m	4.40m	5.02m
牛久沼	八間堰暫定 水位観測所	6.50m	6.80m	7.20m	7.40m	7.50m

情報収集項目一覧

情報主要素	収集項目	事務局	情報収集班	情報伝達広報班	相談窓口班	応急復旧班	避難所班	物資調達班	要支援者対策班	教育保育対策班	消防団
1 小貝川の水位状況	小貝川水海道等の水位は	●	●								
2 利根川の水位状況	利根川押付等の水位は	●(目視含む)	●								
3 小貝川上流の水位状況	小貝川上流黒子等の水位は	●	●								
4 利根川上流の水位状況	利根川上流栗橋等の水位は	●	●								
5 小貝川の堤防状況	小貝川堤防の状況(漏水・亀裂等)は				●						●(目視)
6 牛久沼の水位状況	牛久沼の水位は	●(目視含む)			●						
7 谷田川の水位状況	谷田川の水位は	●(目視含む)			●	●(目視)					
8 江川等小河川状況	江川等小河川の状況は				●	●(目視)					×
9 排水ポンプ場状況	佐貫排水ポンプ場等の状況は					●(目視)					
10 予想冠水地域状況	冠水予想地域の冠水状況は					●(目視)					
11 住民等の動向	住民等の避難行動等は	●		×	●						×
12 ツイッター等SNSの状況	ツイッター等SNSにアップされた状況は		●								
13 避難行動要支援者の状況	避難行動要支援者の状況は								●		
14 避難経路等の状況	避難経路の交通状況・冠水状況は			×		●					×
15 介護施設等の状況	介護施設の対応状況は								●		
16 小中学校・幼稚園等の状況	小中学校・幼稚園等の就学状況									●	
17 避難所の状況	自主避難者の状況は				×		●			×	
18 避難所の物資状況	避難所の物資の状況は							●			
19 警察消防等関係機関の状況	警察消防等の体制・対応は	●									×
備考(凡例)	<ul style="list-style-type: none"> ● 主として情報収集する災害対策本部・班等 × 情報収集の能力がある災害対策本部・班等 ・ 事務局は、国土交通省利根川下流河川事務所・下館河川事務所及び気象庁水戸気象台等のホットラインによる気象情報・氾濫危険情報等の情報収集を行う。 ・ 情報収集した状況は、努めてペーパー及び写真等(メール等)で災害対策本部へ報告する 										

水害対応チェックリスト

別紙第7

河川
水位

低い

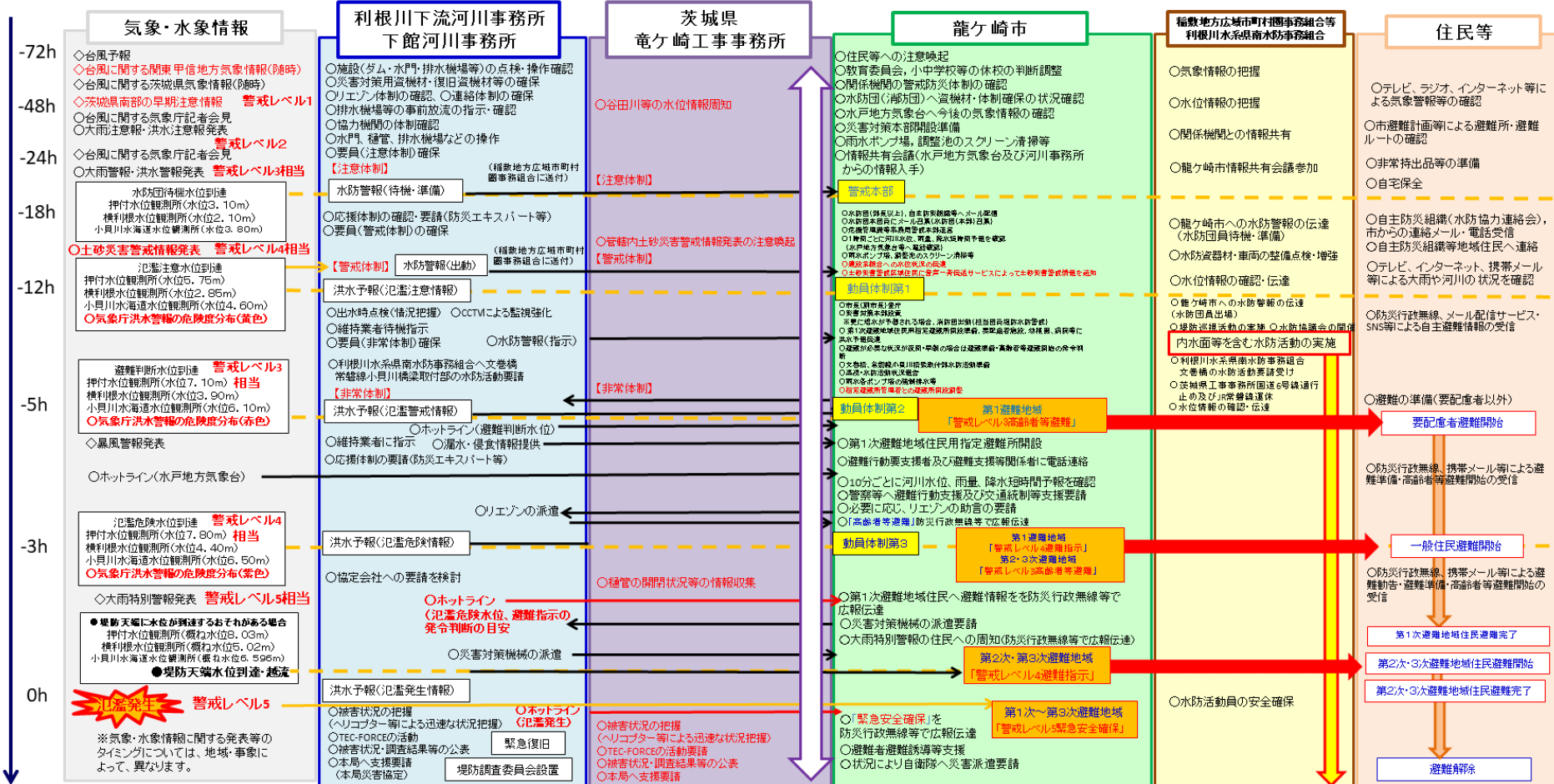
高い

気象・水象	国交省河川事務所等からの情報	龍ヶ崎市の対応	チェック欄								
押付、横利根または水海道水位観測所の水位が水防団待機水位に到達した場合 【押付水位観測所(水位3.10m)】 【横利根水位観測所(水位2.10m)】 【小貝川水海道水位観測所(水位3.80m)】 気象庁から大雨警報等が発表された場合	水防警報(待機・準備) ※稲敷地方広域市町村圏事務組合にFAXにより送付	・防災体制を構築する(警戒本部設置)* ・上流域を含む防災気象情報等を監視し、水位を把握する連絡要員を配置する ・連絡要員は、1時間おきに河川水位、雨量、降水短時間予報を確認する ・避難所の開設を検討する ・小貝川を区間を担当する水防団(龍ヶ崎市消防団等)に対し(消防団部長以上)にメール伝達 ・水防団(龍ヶ崎市消防団)本団員にメール招集(水防団(本部)招集) ・竜ヶ崎工事事務所から委託されている牛久沼土地改良区に樋門・樋管等の操作担当者に、操作に関する注意喚起を行う									
		押付・横利根・水海道水位観測所のいずれかの水位が氾濫注意水位に到達した場合、洪水予報(氾濫注意情報)が発表される。 【押付水位観測所(水位5.75m)】 【横利根水位観測所(水位2.85m)】 【小貝川水海道水位観測所(水位4.60m)】 押付、横利根または水海道水位観測所の水位が氾濫注意水位に到達した場合、水防警報(出動)が発令される。 【押付水位観測所(水位5.75m)】 【横利根水位観測所(水位2.85m)】 【小貝川水海道水位観測所(水位4.60m)】	洪水予報(氾濫注意情報) ※危機管理課にメール、FAXにより送付 水防警報(出動) ※稲敷地方広域市町村圏事務組合にFAXにより送付 ホットライン (河川事務所から予め定めた市担当者(危機管理監又は危機管理課長)へ直接電話等で連絡)※氾濫危険水位に達する見込み等切迫した状況において実施	・防災体制を強化する(第1次動員体制員 龍ヶ崎市消防団動員)* ・災害対策本部が組織的に避難準備・高齢者等避難開始の発令を判断できる体制をとる ・避難所班等職員を派遣し、避難所開設の準備を指示する。避難所班増強職員の検討を行う。避難準備・高齢者等避難開始等の広報準備を行う。 ・要支援者対策班は要配慮者施設、救護班は病院に洪水予報(氾濫危険情報)を伝達する ・今後の水位見積を国土交通省河川事務所(利根川下流河川事務所、下館河川事務所)に確認し、重要水防箇所や危険箇所の位置、氾濫シミュレーション等を踏まえ、避難準備・高齢者等避難開始の発表対象地域を検討する ・避難が必要な状況が夜間・早期になることが想定される場合は、早めに避難準備・高齢者等避難開始の発表の判断を行う ・国土交通省河川事務所(利根川下流河川事務所、下館河川事務所)に対するリエゾン(コーディネーター)の派遣要請について検討する ・水防団(龍ヶ崎市消防団)本団員が巡視、増水等により担当区域団員を招集・巡視、必要があれば増員招集する。 ・水防団(龍ヶ崎市消防団)は、巡視結果を把握し水防上危険であると認められる箇所があるときは、災害対策本部に報告する。災害対策本部は河川事務所(利根川下流河川事務所)連絡して必要な措置を求める。 ・必要に応じ、国土交通省河川事務所長(利根川下流河川事務所、下館河川事務所)へ助言を要請する ・国土交通省河川事務所長(利根川下流河川事務所、下館河川事務所)へリエゾンの派遣を要請をする							
				押付・横利根・水海道水位観測所のいずれかの水位が避難判断水位に到達した場合 【押付水位観測所(水位7.10m)】 【横利根水位観測所(水位3.90m)】 【小貝川水海道水位観測所(水位6.10m)】	洪水予報(氾濫警戒情報) ※危機管理課にメール、FAXにより送付 水防警報(状況) ※稲敷地方広域市町村圏事務組合にFAXにより送付 ホットライン (河川事務所から予め定めた市担当者(危機管理監又は危機管理課長)へ直接電話等で連絡)(水戸地方気象台から市担当者へ直接電話等で連絡)	・防災体制をさらに強化する(第2次動員体制)* ・避難指示等を発令できる体制をとる ・水位等の監視体制を強化し10分毎の河川水位、雨量、降水短時間予報を確認する ・要支援者対策班は、要配慮者施設、救護班は病院等に洪水予報(氾濫警戒情報)及び高齢者等避難を発令したことを伝達する ・第1次避難地域に高齢者等避難を発令する ・警察等へ避難行動支援及び交通規制等支援要請 ・重要水防箇所やリスクライン、危険箇所の位置、氾濫シミュレーション等を確認し、避難指示等の発令対象地域を検討する ・避難が必要な状況が夜間・早期になることが想定される場合は、早めに避難指示等の発令の判断を行う ・水防団による巡視結果や水防活動の実施状況を把握し、水防上危険であると認められる箇所があるときは国土交通省河川事務所長(利根川下流河川事務所、下館河川事務所)に連絡して必要な措置を求める ・過去の洪水との比較等、洪水の切迫性について確認する ・必要に応じ、国土交通省河川事務所長(利根川下流河川事務所、下館河川事務所)、水戸地方気象台長へ助言を要請する ・国土交通省河川事務所長(利根川下流河川事務所、下館河川事務所)、水戸地方気象台長へリエゾンの派遣を要請する					
						押付・横利根・水海道水位観測所のいずれかの水位が氾濫危険水位に到達した場合や到達するおそれがある場合 【押付水位観測所(水位7.80m)】 【横利根水位観測所(水位4.40m)】 【小貝川水海道水位観測所(水位6.50m)】	洪水予報(氾濫危険情報) ※危機管理課にメール、FAXにより送付 水防警報(状況) ※稲敷地方広域市町村圏事務組合にFAXにより送付 ホットライン (河川事務所長・気象台から市長へ直接電話等で連絡)	・防災体制をさらに強化する(第3次動員体制)* ・予め定めた防災対応の全職員が体制に入る ・要支援者対策班は要配慮者施設、救護班は病院に洪水予報(氾濫危険情報)及び避難指示を発令したことを伝達する ・第1次避難地域に避難指示、第2次、第3次避難地域に高齢者等避難を発令する(必要に応じ、ホットライン等により国土交通省河川事務所(利根川下流河川事務所、下館河川事務所)へ対象地域を確認する) ・水防団(龍ヶ崎市消防団等)の活動状況を確認し、必要に応じ県へ自衛隊の派遣を打診する。また、水防団に対し必要に応じ安全な場所に退避を指示する ・必要に応じ、国土交通省河川事務所長(利根川下流河川事務所、下館河川事務所)へ助言を要請する ・国土交通省河川事務所長(利根川下流河川事務所、下館河川事務所)に災害対策機械の派遣などの支援を要請する			
								堤防天端に水位が到達するおそれがある場合 【押付水位観測所(概ね水位8.03m)】 【横利根水位観測所(概ね水位5.02m)】 【小貝川水海道水位観測所(概ね水位6.596m)】	洪水予報(氾濫危険情報) ※危機管理課にメール、FAXにより送付 水防警報(状況) ※稲敷地方広域市町村圏事務組合にFAXにより送付 ホットライン (河川事務所長から市長へ直接電話等で連絡)	・要支援者対策班は要配慮者施設、救護班は病院に洪水予報(氾濫危険情報)及び避難指示を発令したことを伝達する ・第2次、第3次避難地域に避難指示を発令する(必要に応じ、ホットライン等により国土交通省河川事務所(利根川下流河川事務所、下館河川事務所)へ対象地域を確認する) ・水防団(龍ヶ崎市消防団)の活動状況を確認し、必要に応じ県へ自衛隊の派遣を打診する。また、水防団に対し必要に応じ安全な場所に退避を再度指示する ・氾濫シミュレーションの結果等を確認し、緊急安全確保を発令する	
										堤防の決壊等による氾濫が発生した場合	洪水予報(氾濫発生情報) ※危機管理課にメール、FAXにより送付 ホットライン (河川事務所長から市長へ直接電話等で連絡)

※「避難情報に関するガイドライン(令和3年5月内閣府(防災担当))」を参考に記載しています。

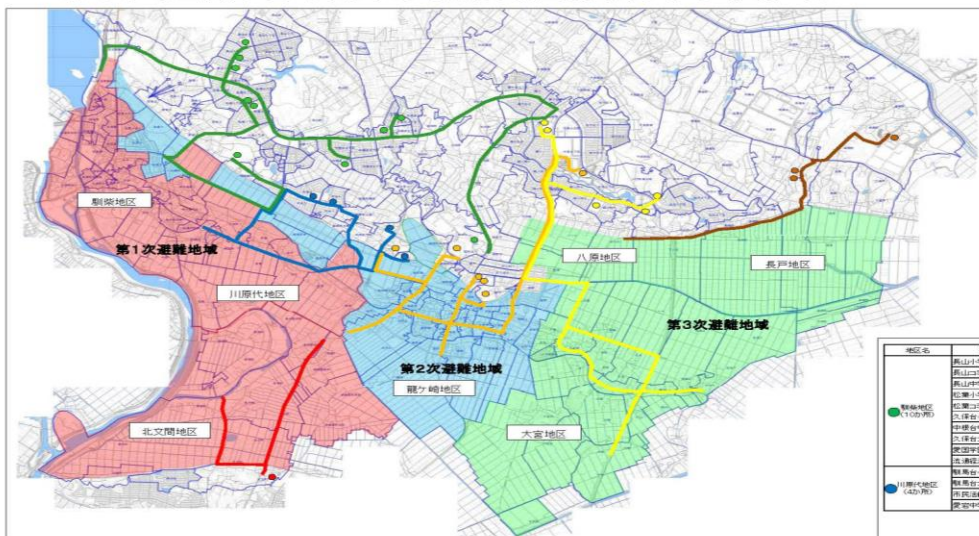
台風の接近・上陸に伴う洪水を対象とした小貝川・利根川における龍ヶ崎市の避難指示等に着目したタイムライン(基準)

※避難情報に関するガイドライン(内閣府)及び利根川下流河川事務所作成タイムラインを参考に作成。



洪水避難地域及び指定避難所(小貝川)

別紙第9



【凡例】

- : 第1次避難地域
- : 第2次避難地域
- : 第3次避難地域
- : 指定避難所 (地区ごとに色分け) (コミュニティセンターは福祉避難所)

地区名	指定避難所名	地区名	指定避難所名
馴柴地区 (10名)	長山小学校	大宮地区 (5名)	城ノ内小学校
	長山コミュニティセンター		八原小学校
	長山中学校		八原コミュニティセンター
	松葉小学校		八原コミュニティセンター
	長保台小学校		城ノ内中学校
川原代地区 (4名)	中根台小学校	長戸地区 (5名)	城ノ内中学校
	中根台中学校		城ノ内中学校
	長保台小学校		城ノ内中学校
	長保台中学校		城ノ内中学校
	長保台小学校		城ノ内中学校
計 39名			

避難地域別行政区名一覧

第1次避難地域(避難者数: 15,538名)				
馴柴地区 (10,080名)	①庄兵衛新田 (390)	②浅間ヶ浦 (188)	③後佐貴 (827)	
	④小通幸谷1 (348)	⑤小通幸谷2 (227)	⑥中佐貴 (417)	
	⑦前佐貴 (164)	⑧佐貴南 (547)	⑨佐貴1 (378)	
	⑩佐貴台 (224)	⑪立羽 (556)	⑫佐貴5 (341)	
	⑬佐貴4-1 (642)	⑭佐貴4-2 (747)	⑮新川 (取手383)	
	⑯南中島2 (1,222)	⑰南中島南1 (390)	⑱紅葉内住宅 (192)	
	⑲佐貴浦 (407)	⑳南中島北1 (765)		
	川原代地区 (3,855名)			①小屋 (915) ②花丸 (936) ③中郷 (43) ④紅葉内 (189)
	北文間地区 (1,603名)			⑤姫宮 (622) ⑥中坪 (113) ⑦砂波 (105) ⑧道仙田 (143)
				⑨西道内 (92) ⑩芳貴 (137) ⑪知手 (237) ⑫入地1 (323)
			⑬高須 (211) ⑭豊田 (212) ⑮長沖 (256)	
			⑯長沖新田 (207) ⑰須藤堀新田 (171) ⑱北方 (242)	
			⑲羽黒 (108) ⑳須藤堀本田 (112) ㉑大留 (取手85)	

第3次避難地域(避難者数: 5,109名)				
龍ヶ崎地区 (526名)	①野原 (526)			
大宮地区 (3,351名)	①小関 (196)	②関 (305)	③上大徳新町 (325)	
	④上大徳 (432)	⑤戸張 (408)	⑥深堀 (130)	
	⑦宮前 (157)	⑧久夫 (151)	⑨宮測上 (163)	
	⑩宮測下 (224)	⑪梶内 (140)	⑫小山 (182)	
	⑬千秋 (117)	⑭上佐沼 (200)	⑮下佐沼 (146)	
	長戸・八原地区 (1,758名)			①上八代 (98) ②中八代 (145) ③下八代 (295)
				④長峰 (291) ⑤半田 (436) ⑥釜高 (360)
				⑦下釜戸 (133)

指定避難所一覧

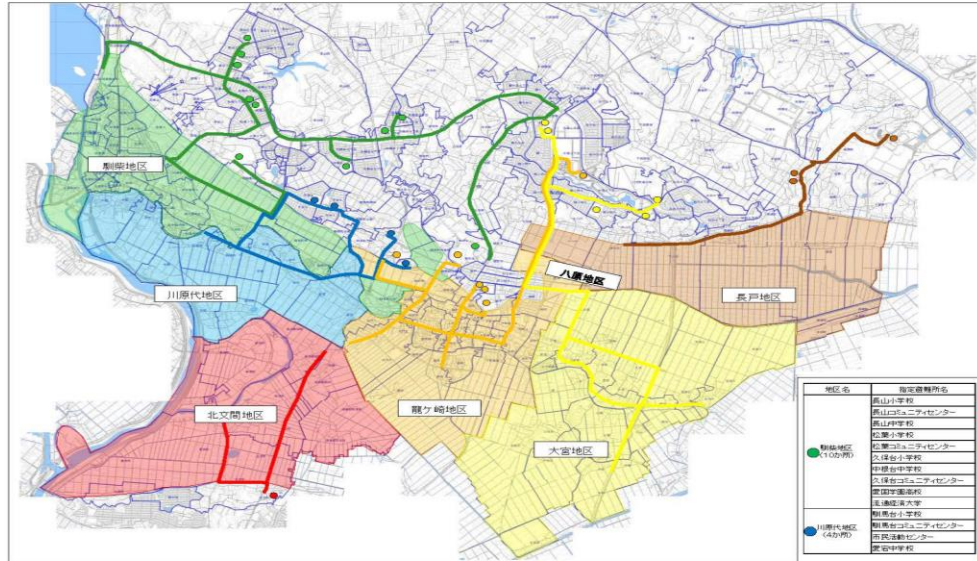
第2次避難地域(避難者数: 15,584名)			
馴柴地区 (4,051名)	①佐貴2 (877)	②佐貴3 (794)	③上米 (611)
	④川崎町 (300)	⑤稲荷新田 (23)	⑥下宿 (301)
	⑦水表 (166)	⑧馴馬町南 (114)	⑨若柴1 (254) ⑩若柴3 (295) ⑪中曾根 (316)
龍ヶ崎地区 (11,497名)	①水門1 (824)	②水門2 (975)	③高砂 (595)
	④新町南 (703)	⑤直射 (695)	⑥砂町上 (584)
	⑦砂町下 (460)	⑧下町東第1 (439)	⑨根町南 (468)
	⑩米町西 (201)	⑪米町東 (243)	⑫米町南 (339)
	⑬横町 (419)	⑭上町上 (344)	⑮上町中 (304)
	⑯上町下 (227)	⑰上町東 (126)	⑱新町 (515)
	⑲栄町 (318)	⑳下町北 (137)	㉑下町南 (220)
	㉒下町東第2 (234)	㉓根町下 (275)	㉔城下 (629)
	㉕田町 (260)	㉖緑町 (983)	

指定避難所【地区ごとに指定】			
馴柴地区 (2,977名)	①長山小 (230)	②長山コミセン (128)	③長山中 (250)
	④松葉小 (140)	⑤松葉コミセン (132)	⑥久保台小 (250)
	⑦中根台中 (340)	⑧久保台コミセン (128)	⑨愛国学園高 (832)
	⑩流通経済大学 (547)		
川原代地区 (826名)	①馴馬台小 (200)	②馴馬台コミセン (136)	③市民活動センター (190)
	④愛宕中 (300)		
北文間地区 (485名)	①県立竜ヶ崎南高 (485) (注: 利根町の避難者含)		
大宮地区 (873名)	①城ノ内小 (230)	②八原小 (120)	③八原コミセン (129)
	④城ノ内コミセン (134)	⑤城ノ内中 (260)	
龍ヶ崎地区 (2,523名)	①たつのアリーナ (1,036)	②龍ヶ崎小 (220)	③龍ヶ崎コミセン (140)
	④竜ヶ崎一高 (520)	⑤竜ヶ崎二高 (426)	⑥文化会館 (181)
長戸・八原地区 (579名)	①長戸コミセン (140)(旧長戸小)	②長戸コミセン (130)	③ゆったり館 (309)

洪水避難地域及び指定避難所(小貝川・利根川)

地区別

別紙第11



【凡例】

- : 馴柴地区
- : 川原代地区
- : 北文間地区
- : 龍ヶ崎地区
- : 大宮地区
- : 長戸・八原地区
- : 指定避難所 (地区ごとに色分け) (コミュニティセンターは福祉避難所)

地区名	指定避難所名	地区名	指定避難所名
馴柴地区 (1,079名)	長山小字	北文間地区 (1,603名)	単立電・稲荷高校
	長山コミュニティセンター		龍ヶ崎小学校
	長山中学校		八原小学校
	龍ヶ崎小学校		龍ヶ崎コミュニティセンター
川原代地区 (4,076名)	龍ヶ崎中学校	大宮地区 (3,351名)	龍ヶ崎中学校
	久保コミュニティセンター		中根台中学校
	東田中学校		久保コミュニティセンター
	北文間小学校		たつのこアリーナ
北文間地区 (1,603名)	龍ヶ崎コミュニティセンター	龍ヶ崎地区 (6,238名)	龍ヶ崎小学校
	龍ヶ崎中学校		龍ヶ崎コミュニティセンター
	龍ヶ崎小学校		龍ヶ崎第一高校
	龍ヶ崎第二高校		龍ヶ崎第二高校
大宮地区 (3,351名)	龍ヶ崎中学校	長戸・八原地区 (1,749名)	龍ヶ崎中学校
	龍ヶ崎小学校		長戸コミュニティセンター
	龍ヶ崎コミュニティセンター		長戸小学校
	龍ヶ崎中学校		農業公園(199-2)調理室

避難地域別行政区名一覧

小貝川

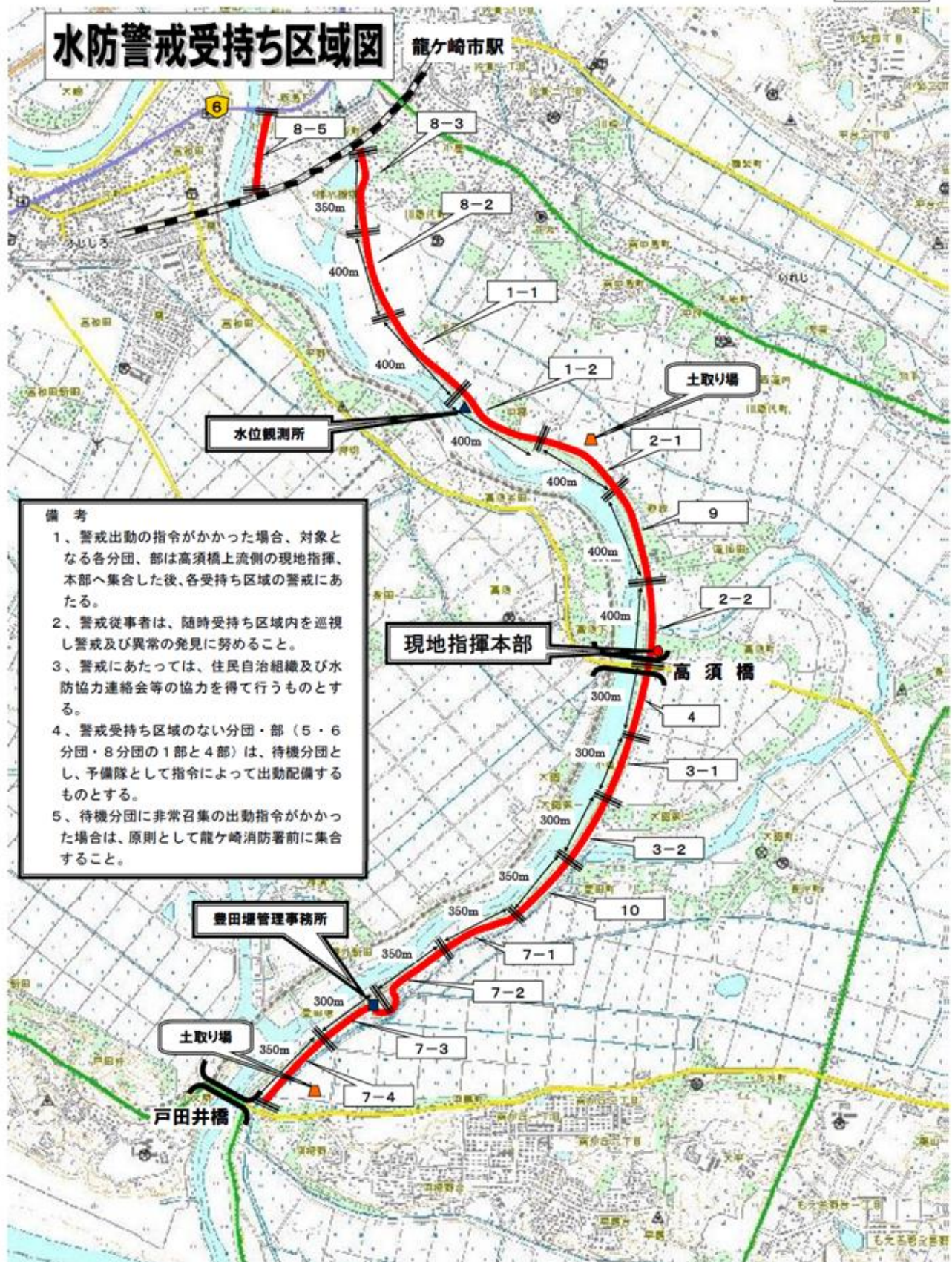
利根川

地区名	避難者数	指定避難所	避難者数
馴柴地区 (1,079名)	①庄元新田 (390) ②小津中 (348) ③小津南 (104) ④小津東 (224) ⑤南中島 (1,222) ⑥佐倉 (407)	①庄元新田 (390) ②小津中 (348) ③小津南 (104) ④小津東 (224) ⑤南中島 (1,222) ⑥佐倉 (407)	⑦佐倉 (407) ⑧小津中 (348) ⑨南中島 (1,222) ⑩佐倉 (407)
川原代地区 (4,076名)	①小津 (815) ②西原 (62) ③高須 (211) ④高須新田 (207) ⑤西原 (62)	①小津 (815) ②西原 (62) ③高須 (211) ④高須新田 (207) ⑤西原 (62)	⑥西原 (62) ⑦高須 (211) ⑧高須新田 (207) ⑨西原 (62)
北文間地区 (1,603名)	①高須 (211) ②高須新田 (207) ③西原 (62)	①高須 (211) ②高須新田 (207) ③西原 (62)	④高須 (211) ⑤高須新田 (207) ⑥西原 (62)
龍ヶ崎地区 (6,238名)	①水門1 (824) ②水門2 (975) ③新町南 (703) ④高砂 (956) ⑤新町北 (622)	①水門1 (824) ②水門2 (975) ③新町南 (703) ④高砂 (956) ⑤新町北 (622)	⑥新町南 (703) ⑦高砂 (956) ⑧新町北 (622)
大宮地区 (3,351名)	①小津 (815) ②西原 (62) ③高須 (211) ④高須新田 (207) ⑤西原 (62)	①小津 (815) ②西原 (62) ③高須 (211) ④高須新田 (207) ⑤西原 (62)	⑥西原 (62) ⑦高須 (211) ⑧高須新田 (207) ⑨西原 (62)
長戸・八原地区 (1,749名)	①小津 (815) ②西原 (62) ③高須 (211) ④高須新田 (207) ⑤西原 (62)	①小津 (815) ②西原 (62) ③高須 (211) ④高須新田 (207) ⑤西原 (62)	⑥西原 (62) ⑦高須 (211) ⑧高須新田 (207) ⑨西原 (62)

地区名	避難者数	指定避難所	避難者数
大宮地区 (3,351名)	①小津 (815) ②西原 (62) ③高須 (211) ④高須新田 (207) ⑤西原 (62)	①小津 (815) ②西原 (62) ③高須 (211) ④高須新田 (207) ⑤西原 (62)	⑥西原 (62) ⑦高須 (211) ⑧高須新田 (207) ⑨西原 (62)
北文間地区 (1,603名)	①高須 (211) ②高須新田 (207) ③西原 (62)	①高須 (211) ②高須新田 (207) ③西原 (62)	④高須 (211) ⑤高須新田 (207) ⑥西原 (62)
龍ヶ崎地区 (6,238名)	①水門1 (824) ②水門2 (975) ③新町南 (703) ④高砂 (956) ⑤新町北 (622)	①水門1 (824) ②水門2 (975) ③新町南 (703) ④高砂 (956) ⑤新町北 (622)	⑥新町南 (703) ⑦高砂 (956) ⑧新町北 (622)
大宮地区 (3,351名)	①小津 (815) ②西原 (62) ③高須 (211) ④高須新田 (207) ⑤西原 (62)	①小津 (815) ②西原 (62) ③高須 (211) ④高須新田 (207) ⑤西原 (62)	⑥西原 (62) ⑦高須 (211) ⑧高須新田 (207) ⑨西原 (62)
長戸・八原地区 (1,749名)	①小津 (815) ②西原 (62) ③高須 (211) ④高須新田 (207) ⑤西原 (62)	①小津 (815) ②西原 (62) ③高須 (211) ④高須新田 (207) ⑤西原 (62)	⑥西原 (62) ⑦高須 (211) ⑧高須新田 (207) ⑨西原 (62)

地区名	指定避難所	避難者数
馴柴地区 (2,977名)	①長山小 (230) ②長山コミュニティセンター (126) ③長山中 (250) ④龍ヶ崎小 (140) ⑤龍ヶ崎コミュニティセンター (132) ⑥久保台小 (250) ⑦中根台中 (340) ⑧久保台コミュニティセンター (128) ⑨愛国学園高 (832)	①長山小 (230) ②長山コミュニティセンター (126) ③長山中 (250) ④龍ヶ崎小 (140) ⑤龍ヶ崎コミュニティセンター (132) ⑥久保台小 (250) ⑦中根台中 (340) ⑧久保台コミュニティセンター (128) ⑨愛国学園高 (832)
川原代地区 (4,076名)	①龍ヶ崎台小 (200) ②龍ヶ崎台コミュニティセンター (136) ③市民活動センター (190) ④龍ヶ崎台 (300)	①龍ヶ崎台小 (200) ②龍ヶ崎台コミュニティセンター (136) ③市民活動センター (190) ④龍ヶ崎台 (300)
北文間地区 (1,603名)	①単立電・稲荷高 (485) (注:利根町の避難者含)	①単立電・稲荷高 (485) (注:利根町の避難者含)
大宮地区 (3,351名)	①城ノ内小 (230) ②城ノ内コミュニティセンター (134) ③城ノ内中 (260) ④たつのこアリーナ (1,036) ⑤龍ヶ崎小 (220) ⑥龍ヶ崎コミュニティセンター (181) ⑦龍ヶ崎第一高 (426) ⑧文化会館 (181)	①城ノ内小 (230) ②城ノ内コミュニティセンター (134) ③城ノ内中 (260) ④たつのこアリーナ (1,036) ⑤龍ヶ崎小 (220) ⑥龍ヶ崎コミュニティセンター (181) ⑦龍ヶ崎第一高 (426) ⑧文化会館 (181)
長戸・八原地区 (1,749名)	①長戸コミュニティセンター (140) ②長戸小 (130) ③ゆーたり館 (309)	①長戸コミュニティセンター (140) ②長戸小 (130) ③ゆーたり館 (309)

(2018/01/01 現在集計値)



住民向け避難行動マニュアル



龍ヶ崎市

1 はじめに

避難は、「災害から命を守るための行動」です。従来の避難所への避難だけでなく家屋内に留まって安全を確保することも「避難行動（注1）」の一つです。従って、近隣の高い建物等の安全な場所へ移動する避難行動（「立ち退き避難」）や2階の高いところなど屋内に留まる安全確保行動（「屋内安全確保」）も避難行動の一つです。

当市では、避難指示等は空振りをおそれず、早めに出すことを基本としています。特に夜間に避難指示等を発令しなければならないことが予想される状況においては、昼間等事前の明るいうちに発令します。

災害対策基本法において、市町村長は必要と認める居住者等に対し、避難指示等を発令する権限が付与されています。しかし、避難指示等が発令されたとしても、立ち退きをしなければならないことにより被害を受けるのは本人自身であること等により、この避難指示等には強制力を伴っておりません。これは、一人ひとりの命を守る責任は行政にあるのではなく、最終的には個人にあるという考え方に立っています。したがって、住民の皆さんの生命、身体を保護するために行うべき市町村長の責務は、住民一人ひとりが避難行動をとる判断ができる知識や情報を提供することであり、住民の皆さんは、これらの情報を参考に避難行動をとることになるのです。

以下、災害が発生する場合等に住民の皆さんが適時的確な判断ができるよう、一人ひとりの居住地にどのような災害があり、どのようなときに避難行動とすべきかについて、住民の皆さんが知っておいてもらいたいことをマニュアル化しましたので、これらを参考にし、命を守る行動をお願いします。

（注1）避難行動

従来の避難行動は、避難指示等の発令時に行う、小中学校の体育館やコミュニティセンター等といった公的な施設への避難が一般的であった。本マニュアルにおける避難行動は、これまで避難所（注2）と呼称されてきた場所に移動することのみではなく、つぎの全ての避難行動とする。

- ①避難場所（注3）への移動
- ②（自宅等から移動しての）安全な場所への移動（公園、親戚や友人宅）
- ③近隣の高い建物・場所への移動
- ④建物内の安全な場所での待避

（注2）避難所

災害により住宅等を失った場合等において、一定期間避難生活をする場所

（注3）避難場所

切迫した災害の危険から命を守るために避難する場所

2 住民の皆さんの避難行動の原則

自然災害に対しては、住民の皆さんが自らの判断で避難行動をとるのが原則です。

当市では、水害が発生する危険性が高まった場合に、起こりうる水害に対応した避難地域等を示して避難指示等を発令します。住民の皆さんは、自宅等が、立ち退き避難が必要な場所なのか、上階への移動等で命の危険を脅かされる可能性がないのか、などについて、あらかじめ確認・認識する必要があります。

まずは、住民の皆さんは、気象庁から気象注意報が発表された段階で、強風や大雨で避難が必要となるレベルに発達する可能性があるかどうか注意を払う必要があります。

気象庁から各種警報、当市から高齢者等避難が発令された段階では、具体的に避難するかを考え、立ち退き避難が必要と判断される場合は、その準備をする必要があります。

特に避難行動要支援者等及びその支援に当たる方々は、避難行動を早めに開始すべきです。なお、台風の場合、高齢者等避難が発令された後、暴風雨となって、立ち退き避難が難しくなることから、台風情報を確認し、早めの避難行動をとる必要があります。

更に、当市から避難指示が発令された場合は、住民の皆さんは速やかにあらかじめ決めておいた避難行動をとる必要があります。

以下住民の皆さんの避難行動に関して基本的な対応について記します。

- ・激しい降雨時には、河川には近づかない。
- ・小さい川や側溝が勢いよく流れている場合は、その上を渡らない。
- ・自分がいる場所での降雨はそれほどでなくても、上流部の降雨により急激に水位が上昇することがあるため、大雨注意報が出た段階、上流に発達した雨雲等が見えた段階で河川敷等の活動は控える。
- ・大雨等により、側溝や下水道の排水が十分できず、浸水している場合は、マンホールや道路の側溝に近づかない。
- ・避難指示が出されていなくても、「自らの命は自分で守る」という考え方の下に、身の危険を感じたら躊躇なく自主的に避難する。
- ・市は、住民の安全を考慮して、災害発生の可能性が少しでもある場合、避難指示等を発令することから、実際には災害が発生しない「空振り」となる可能性が非常に高くなる。避難した結果、何も起きなければ「幸運だった」となる心構えが重要となる。
- ・小河川等による浸水に対しては、避難指示等が発令されないことを前提とし、浸水が発生してもあわてず、各自の判断で上階等へ退避等を行う。

- ・小河川等による浸水に際し、浸水しているところを移動することは、むしろ危険な場合が多いことから、孤立したとしても基本的には移動しない。
- ・小河川等による浸水に際して、やむを得ず移動する場合は、浸水した水の濁りによる路面の見通し、流れる水の深さや勢いを見極めて判断する必要がある。
- ・地下空間等関係者は、大雨注意報が発表された段階から、個別にWeb情報等から雨量や雨域の移動等を把握して対処する必要がある。
- ・小さな落石、湧き水の濁りや地鳴り・山鳴り等の土砂災害の前兆現象を発見した場合は、いち早く自主的に避難するとともに、市にすぐ連絡する。
- ・土砂災害危険区域等に居住していて、避難指示等が発令された時点で、既に大雨になっていて立ち退きが困難だと判断される場合には、屋内でも上階の谷側に待避する。
- ・避難指示等が発令された後、逃げ遅れて、激しい雨が継続するなどして、あらかじめ決めておいた避難場所まで移動することが危険だと判断される場合は、近隣のより安全な場所や建物へ移動したり、それさえ危険な場合は、屋内に留まることを考える。
- ・台風の接近や大雨により、警報・特別警報が発表された場合は、その時点での避難指示等の発令状況を注視し、災害の危険性の有無を確認することが必要である。
- ・避難指示等の対象とする区域はあくまでも目安であり、その区域外であれば一切避難しなくても良いというものでなく、想定を上回る事象が発生することも考慮して、危険だと感じれば、自主的かつ速やかに避難行動をとる。
- ・災害の種類ごとにどのように避難するかを記載・用意しておく「災害・避難カード」を備え付けておく。

災害・避難カード（一例）

災害	避難所（避難場所）	注視する情報	危険な状況
小貝川洪水	県立竜ヶ崎南高等学校 （〇〇児童公園）	小貝川水海道観測所（避難指示） 押付観測所（避難指示）	6. 5 0 m 7. 8 0 m
		小貝川水海道観測所 （高齢者等避難） 押付観測所 （高齢者等避難）	6. 1 0 m 7. 1 0 m
土砂災害	羽黒集会場 北文間コミュニティセンター （〇〇児童公園）	避難指示	・気象庁土砂災害警戒判定メッシュ情報 ・崖崩れの兆候等
		高齢者等避難	
地震	北文間運動広場 （〇〇児童公園）	避難指示	倒壊の危険性がある場合等

3 避難時の心得

洪水時に堤防が決壊した場合には、氾濫水の勢いで堤防近くの家屋は破壊されたり流失したりする可能性があります。（家屋倒壊危険区域（注4））

そのようなときに避難せず家屋にとどまっていた場合には、人命に係わる事態の発生も予想されます。

洪水が予想されるときには、上流域も含めた河川水位情報などを早くから収集し、市からの避難情報などに十分注意しながら、越水や堤防が決壊する前には必ず避難が完了するよう早めの行動を心がけましょう。

(1) 正確な情報収集と自主的避難

テレビ・インターネット等から小貝川・利根川水位及び牛久沼湖面とその変化を観察し、雨の降り方や周囲の浸水状況に注意しましょう。

直面する脅威の種類・強度とその場所の危険の程度がどのくらいなのかを考え、全体として被害が小さくする手段を選択します。

住民は、洪水により自宅にどのようなリスクがあり、避難指示等が発令された場合にどのような避難行動をすべきかについて決め、「災害・避難カード」を作っておきましょう。

(2) 非常持ち出し品の事前準備。

動きやすい服装で非常持出品はリュックサックに入れ、両手には手袋をしましょう。

(3) 避難行動直前の行動

浸水被害の軽減のため、浸水箇所に土のう積み・止水板・開口部目張りをし、家財等を2階へ移しましょう。また、ガスボンベを閉め、電気ブレーカーは落とし、戸締りをして避難しましょう。

(4) 避難行動

ご近所に声をかけ、できる限り2人以上であらかじめ決めておいた安全な避難路を避難しましょう。また、道路や堤防に車を放置しないようにしましょう。

(5) 災害弱者の皆さんの避難に協力

一人暮らしの高齢者、障がい者、妊婦、子どもなどは避難するのに協力が必要です。避難するときに声をかけ避難に協力してあげましょう。

(注4) 家屋倒壊危険区域

比較的大きな河川で、堤防が決壊した場合のシミュレーションに基づき、氾濫水により家屋倒壊のおそれのある区域を示したもの

4 基準水位観測所における設定水位の意味

小貝川・利根川は指定洪水予報河川であり基準水位観測所が設置されています。基準水位観測所における設定水位の意味は、表1のとおりです。

利根川・小貝川を管理する国土交通省利根川下流河川事務所等は河川水位を予測し、「洪水予報」を公表します。この情報は24時間継続的にインターネット等で公表されています。

龍ヶ崎市が避難指示等に参考にしてしている小貝川・利根川の主な基準水位観測所は、水海道（小貝川）、押付（利根川）、横利根（利根川）です。

市は、小貝川・利根川テレメーター氾濫危険水位等（表2）を基準に避難指示等を発令します。

別紙第4

基準水位観測所における設定水位の意味



基準水観測所における設定水位の意味（表1）

小貝川・利根川テレメーター氾濫危険水位等（令和5年8月31日 現在）

河川名	観測所	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位	計画高水位
小貝川	黒子	2.50m	3.80m	5.10m	5.80m	6.082
	上郷	3.00m	3.60m	4.80m	5.20m	5.542
	水海道	3.80m	4.60m	6.10m	6.50m	6.596
	中郷	—	—	—	—	—
利根川	栗橋	2.70m	5.00m	6.90m	8.80m	9.90m
	押付	3.10m	5.75m	7.10m	7.80m	8.03m
	横利根	2.10m	2.85m	3.90m	4.40m	5.02m
牛久沼	八間堰暫定水位観測所	6.50m	6.80m	7.20m	7.40m	7.50m

小貝川・利根川テレメーター氾濫危険水位等（表2）

5 市の発令する避難時の避難情報の種類と心得

市からの避難に関する情報は、避難する時期を判断するために重要な情報です。情報の内容や入手方法を確認しておきましょう。

(1) 市から伝達される避難に関する情報の種類

種類	市からの呼びかけの内容	住民のとりべき行動
高齢者等避難	市民の皆さん！小貝川・利根川が増水しています。万が一に備え、避難の準備をしてください。 高齢者・障がい者の方、乳幼児など避難に配慮を要する方は、避難を開始してください。	・いつでも避難ができるように避難準備 ・ラジオやテレビの放送、市役所からの広報に注意。 ・お年寄りや子ども、障がい者の方は早めに避難。
避難指示	市民の皆さん！小貝川・利根川の堤防が決壊する危険があります。直ちに指定された避難所などに避難し、身を守る行動をしましょう。	・直ちに指定された避難所に避難。「立ち退き避難」や「屋内避難」も含め、最も適した身を守る行動で避難。

(2) 住民の皆さんが情報を入手する方法

市からは避難に関する情報が防災行政無線を中心に様々な方法で発信されます。

- ・防災行政無線
- ・広報車両
- ・市ホームページ・メール配信サービス・フェイスブック・X・LINE・防災アプリ
- ・Lアラート（テレビ等）
- ・テレビ、ラジオ
- ・音声一斉伝送サービス（土砂災害のみ）

6 非常時持出品の事前準備

いざというときにすぐに持ち出せるように、日ごろから準備・点検しておきましょう。

①携帯ラジオ（予備電池含む。）

②救急医薬品

常備薬、絆創膏、傷薬、包帯、風邪薬、胃腸薬、鎮痛剤など

③貴重品

現金、預金通帳、印鑑、免許証、健康保険証、権利証書など

④懐中電灯（予備電池含む。）

できれば1人に1つ。予備電池を忘れずに

⑤非常用食品

乾パン、缶詰など火を通さなくても食べられるもの、非常用食品、ミネラルウォーター、缶切り、栓抜き、紙皿、紙コップ、水筒など

⑥その他

下着、上着などの衣類、タオル、生理用品、粉ミルク、離乳食、紙おむつ、ウエットティッシュ、カップ、ヘルメット、ライター、ラップフィルムなど

⑦ペットを連れて避難する方は、避難所等で管理できる用具（首輪、ゲージ、汚物処理具）やペットフードを携行しましょう。

⑧細部は、全戸配布の「防災の手引き」（龍ヶ崎市）を確認しましょう。

7 突発的決壊による緊急時の避難行動

(1) 準備の必要性

洪水から身を守るには、市が出す情報やテレビ・ラジオからの情報を入手して事前の準備を行い越水・破堤の前に避難することが重要ですが、地震などの複合災害等により突発的決壊により避難しなければならないことも想定しておかなければなりません。

(2) 知っておかなければならない居住地と周辺域の土地条件は、次のとおりです。

ア 龍ヶ崎市防災マップ（「防災の手引き」）を浸水した場合の水深

イ 敷地の地盤高（水田面との比高）、土台の高さ

ウ 居住地と小貝川・利根川堤防からの距離（氾濫水到達距離）。

エ 突発的な破堤発生した時、まず身を守るため浸水しない周辺高台（距離）や浸水により押し流されない建物（距離）など指定緊急避難場所

オ 指定避難所、低地内の高い建物（公共施設）・高い場所（堤防上）近くの親戚・知人宅など、状況に応じて選択する利用可能な避難場所とそこに至る主要道路・迂回路

カ 破堤時避難行動を行う場合、危険な箇所等

(3) 避難行動

ア 身の安全を第一に考えた避難行動をする。このため、破堤場所を確認（出来れば）と氾濫水到着時間の目算を行いましょう。余裕に応じて、2階、近くの高い建物、堤防上、指定避難所等の指定緊急避難場所を選択しましょう。

イ 自動車の集中の混乱と被害を回避するため、近くであれば徒歩で避難しましょう。

ウ 裸足や長靴は禁物です。運動靴がよいでしょう。

エ 家族等で避難する際は、はぐれないように注意しましょう。この際、特に子どもから目を離さないようにしましょう。

オ 歩ける水深は男性が約70cm、女性が約50cmです。水深が腰まであるような無理は禁物です。ロープ等で安全確保し高所へ緊急避難するなど緊急行動が必要です。

カ 水面下にはどんな危険が潜んでいるかわかりません。できれば、長い棒等を杖がわりにして安全を確認しながら歩きましょう。

キ お年寄りや身体の不自由な方は背負うなどすることが必要です。幼児は浮き袋、乳児はベビーバスなどを利用して安全を確保しましょう。

ク 避難指示等の解除があるまで、避難したら戻らないようにしましょう。

いわき市原子力災害広域避難計画 に基づく龍ヶ崎市広域避難受入計画

令和2年7月
龍ヶ崎市

目次

第1章 総則	115
1 目的	115
2 いわき市原子力災害広域避難計画の性格について	115
(1) 性格	115
(2) 災害の想定	115
(3) 広域避難計画の対象区域	115
第2章 龍ヶ崎市の広域避難者の受け入れ支援に関する事項	118
1 原子力災害発生時等のいわき市及び龍ヶ崎市の対応	118
(1) 原子力災害発生時等の基本的な対応の流れ	118
(2) 警戒事態発生時の対応	118
(3) 施設敷地緊急事態へ進展した場合の対応	118
(4) 全面緊急事態に至った場合の対応	119
(5) 避難指示が出た場合の対応	119
2 いわき市及び福島県・茨城県との連絡体制	119
(1) いわき市等との連絡手段	119
(2) すべての連絡手段が途絶した場合の対応	119
3 広域避難者の受入れ体制	120
(1) 広域避難者の受入れに伴い本市が担う役割	120
(2) 広域避難者の受入れ対応	120
(3) 避難中継所の開設・運営等	122
(4) 避難所の開設・運営等	126
(5) 福祉避難所の開設・運営等	127
(6) 受入体制	128
(7) 避難所運営委員会の組織化	131
(8) 広域避難が長期化した場合の対応	131
(9) 広域避難に係る費用負担	131
別紙資料1	132
広域避難者名簿	133
広域避難者名簿（記入例）	134
広域避難者一覧表	135
別紙資料2	136
<参考資料>	138
1 避難等の対応方針	139
(1) 防護措置	139
(2) 防護措置（避難等）の判断基準	139
(3) 避難のパターン	140
2 避難の手順等	143
(1) 一般住民	143
(2) 要配慮者等	144
(3) 学校等	145
(4) 一時滞在者	145
(5) 避難退域時検査及び除染	145
(6) 安定ヨウ素剤の予防服用	146
3 避難先等	147
(1) 避難先・一時集合場所等	147
(2) 避難（輸送）経路	148
(3) 避難手段の確保	148

第1章 総則

1 目的

この計画は、「いわき市原子力災害広域避難計画」に基づき、本市において避難元いわき市の住民等を迅速かつ円滑に受け入れできるように、「いわき市原子力災害広域避難計画に基づく龍ヶ崎市広域避難受入計画」（以下、「本計画」という。）を策定するものである。

2 いわき市原子力災害広域避難計画の性格について

(1) 性格

いわき市地域防災計画では、原子力災害対策を「事前対策」、「緊急事態応急対策」、「中長期対策」の3段階で定めており、いわき市原子力災害広域避難計画は「緊急事態応急対策」における施設敷地緊急事態の発生の通報（又は原子力規制委員会判断の連絡）以降の「いわき市民等の市外、県外への広域避難に関する対応」に関する計画である。

(2) 災害の想定

本計画で想定する災害は、いわき市地域防災計画に基づき、表1のとおり原子力施設を対象とし、原子力災害のみの単独災害の他、地震や津波等との複合災害により広域避難が必要となる事態も想定する。

表 1 対象とする原子力施設・災害

対象となる原子力施設	対象となる災害
ア 福島第一原子力発電所 イ 福島第二原子力発電所	ア 原子力施設の単独災害 イ 一般災害と原子力災害の複合災害

(3) 広域避難計画の対象区域

国の原子力災害対策指針（以下、「指針」という。）により福島県は、原子力災害への対策を重点的に実施する区域（以下、「重点区域」という。）を定めることとされた。このことから、福島県では、被災した原子力施設（特定原子力施設）の災害対策という特殊性を踏まえ、福島第一及び福島第二原発における「予防的防護措置を準備する区域」（以下、「PAZ」という。）及び「緊急防護措置を準備する区域」（以下、「UPZ」という。）を定めている。

各原発からの距離は図1のとおりであり、いわき市における広域避難計画の対象区域は表2のとおりである。¹また、いわき市各地区からの広域避難先市町村は表3のとおりである。

¹ 平成27年4月22日に改正された指針では、特定原子力施設である福島第一原子力発電所については、住民の広域避難を要するような原子力災害の発生は考えにくいことから、PAZを設定する必要はないとされた。

図 1 各原発からの距離

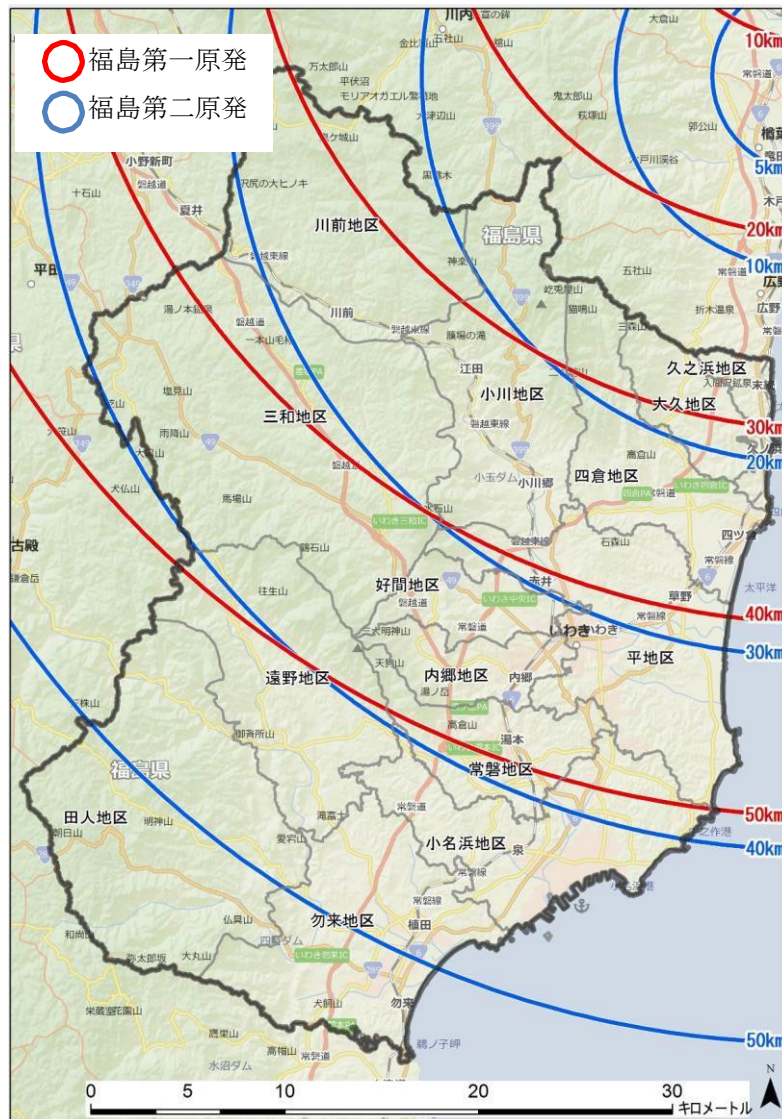


表 2 いわき市におけるPAZ、UPZ

区域区分	福島第一原発	福島第二原発
予防的防護措置を準備する区域 (PAZ : <u>P</u> recautionary <u>A</u> ction <u>Z</u> one)		なし
緊急防護措置を準備する区域 (UPZ : <u>U</u> rgent <u>P</u> rotective <u>A</u> ction <u>P</u> lanning <u>Z</u> one)	いわき市の全域	いわき市の全域

表3 各地区の広域避難先市町村

避難元 地区	避難先市町村	
	南方面（茨城県）	西方面（県内、新潟県）
平	土浦市、石岡市、取手市、牛久市、つくば市、守谷市、つくばみらい市、かすみがうら市、阿見町	（新潟県） 長岡市、柏崎市、小千谷市、十日町市、見附市、魚沼市、南魚沼市、出雲崎町、湯沢町、津南町
小名浜	古河市、結城市、下妻市、筑西市、桜川市、八千代町	（新潟県） 新潟市（北区、東区、中央区、江南区）、新発田市、村上市、胎内市、聖籠町、関川村
勿来	日立市、常陸太田市、ひたちなか市、那珂市	（新潟県） 新潟市（南区、秋葉区）、五泉市、阿賀野市、阿賀町
常磐	水戸市、小美玉市、茨城町	（新潟県） 新潟市（西区、西蒲区）、燕市、弥彦村
内郷	常総市、坂東市、五霞町、境町	（新潟県） 三条市、加茂市、田上町
四倉	稲敷市、美浦村	郡山市、須賀川市、三春町
遠野	笠間市	檜枝岐村、只見町、南会津町、
小川	龍ヶ崎市	柳津町、三島町、金山町、昭和村
好間	潮来市、行方市	会津若松市、郡山市、喜多方市、北塩原村、磐梯町、猪苗代町、湯川村
三和	龍ヶ崎市	喜多方市、西会津町、会津坂下町
田人	城里町	下郷町、南会津町
川前	利根町	西会津町
久之浜・大久	河内町	須賀川市、鏡石町、天栄村

第2章 龍ヶ崎市の広域避難者の受入れ支援に関する事項

原子力災害発生時等に、いわき市の住民等が避難等の指示を受けた場合において、本市が行う広域避難者の受入れ支援に関する事項は本章の定めるところによる。

1 原子力災害発生時等のいわき市及び龍ヶ崎市の対応

(1) 原子力災害発生時等の基本的な対応の流れ

原子力災害発生時等のいわき市及び龍ヶ崎市の基本的な対応の流れは、下記表4のとおりである。

表4 原子力災害発生時等のいわき市及び龍ヶ崎市の対応

	応急対策 (放射性物質放出前)			応急対策 (放射性物質放出後)
	EAL(AL) (警戒事態)	EAL(SE) (施設敷地緊急事態)	EAL(GE) (全面緊急事態)	OIL1による避難 又は OIL2による一時移転
いわき市の対応	○ いわき市警戒体制設置 ○ 福島県、茨城県、龍ヶ崎市との連絡体制の確立	○ いわき市災害対策本部設置 ○ UPZ 住民の屋内退避準備	○ UPZ 住民の屋内退避 ※1 ○ UPZ 住民の避難等の準備 ※1	○ OIL1 に応じた UPZ 住民の避難の実施 ※1 ○ OIL2 に応じた UPZ 住民の一時移転の実施 ※1 ○ 龍ヶ崎市の避難所等での広域避難者受入れ及び運営の協力
龍ヶ崎市の対応	○ いわき市との連絡体制の確立	○ 龍ヶ崎市災害対策本部設置	○ 受入れ支援体制の立ち上げ ○ UPZ 住民の受入準備 ※2 ○ 龍ヶ崎市の避難所等の開設準備	○ 龍ヶ崎市の避難所等での広域避難者受入れ及び運営

※1 いわき市の学校の児童、医療機関の入院患者、社会福祉施設の入所者等は、各施設の避難計画に従って対処する。

※2 龍ヶ崎市は、いわき市又は福島県・茨城県の要請により、避難所等の開設準備を開始する。

(2) 警戒事態発生時の対応

ア 国からの要請

国は、警戒事態が発生した場合には、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部を設置し、福島県及びUPZの区域を有する市町村等（以下、市町村等UPZ市町村等という）に対し、連絡体制の確立などの必要な体制をとるよう要請する。

イ 連絡体制の確立

本市は、いわき市及び福島県・茨城県等との連絡体制を整える。

(3) 施設敷地緊急事態へ進展した場合の対応

ア 国からの要請

国は、施設敷地緊急事態へ進展した場合には、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部を設置し、福島県及びUPZ市町村等に対し、対象住民等の屋内退避の準備等を行うよう要請する。

イ 龍ヶ崎市災害対策本部の設置

本市は、いわき市からEAL(SE)（施設敷地緊急事態）の連絡を受けた場合は、龍ヶ崎市災害対策本部を設置し、必要な人員を確保するとともに、原子力災害情報等の収集及び伝達を行う。なお、施設敷地緊急事態へ進展する以前に、本市域において、地震や風水害等により龍ヶ崎市災害対策本部の設置基準に該当する事象が発生した場合には、当該設置基準に従い、龍ヶ崎市災害対策本部を設置し、災害対応を行う。

(4) 全面緊急事態に至った場合の対応

ア 国からの指示

EAL(GE)（全面緊急事態）に至った場合には、内閣総理大臣は、原子力緊急事態宣言を行い、原災法第15条第3項に基づき、原子力災害対策本部及び原子力災害現地対策本部を設置するとともに、福島県及びUPZ市町村等に対し、屋内退避に関する指示などの緊急事態応急対策に関する事項を指示する。

イ 受入れ体制の立ち上げ

EAL(GE)（全面緊急事態）に至った場合には、本市は、いわき市の要請により、広域避難者の受入れ体制を立ち上げ受入れのための避難中継所や避難所等の開設準備を開始する。

ウ いわき市から広域避難者の受入れ可否の照会があった場合は、本市への避難等予定者数や避難等対象地区（行政区）、避難時期、避難経路、避難手段などについて、図3のとおり、いわき市、国、福島県、茨城県から情報収集を行うとともに、複合災害であった場合は、本市の被災状況や、避難所等の被害状況などを総合的に判断したうえで、広域避難者の受入れ可否を回答する。

エ 本市に地震等による被害がある場合には、可能な範囲で広域避難者の受入れに協力することとする。ただし、大規模な自然災害等により本市も甚大な被害を受け、受入れが困難となった場合は、二次避難先の調整を茨城県・福島県及びいわき市に要請する。

(5) 避難指示が出た場合の対応

<避難所の開設>

OIL1またはOIL2となった場合には、国からいわき市に対して避難等の指示が発令される。避難等の指示が発令された際には、いわき市の要請により本市は広域避難者の受入れ体制を立ち上げ受入れのための避難中継所や避難所等の開設を開始する。

<避難退域時検査等>

福島県及び原子力事業者等は、放射性物質が放出された場合には、UPZ市町村の広域避難者に対する放射性物質による汚染状況を確認するため、主要避難ルートに複数箇所設置される「避難退域時検査場所」で、避難退域時検査及び簡易除染（以下、「避難退域時検査等」という。）を行う。

本市は放射性物質の放出後に避難中継所や避難所等で広域避難者を受入れる場合には、避難退域時検査等を受けているかについて、避難退域時検査場所で発行される通過証等により確認する。

2 いわき市及び福島県・茨城県との連絡体制

(1) いわき市等との連絡手段

原子力災害発生時等において、いわき市及び福島県・茨城県との連絡方法として、茨城県防災情報ネットワークシステム、電話回線（固定電話やファクシミリ）及びインターネット回線（メール、SNS等）を活用する。なお、自然災害等により、電話回線及びインターネット回線が輻輳・途絶等して使用できない場合は、衛星回線を通じた通信手段を活用するなど、連絡体制を迅速に確保するものとする。

(2) すべての連絡手段が途絶した場合の対応

大規模地震等との複合災害により、電話回線、インターネット回線及び衛星回線、メール、FAXなど、いわき市及び福島県・茨城県等との連絡手段がすべて途絶した場合は、いわき市職員が情報収集にあたりるとともに、広域避難者の受入れ対応について福島県・茨城県と協議を行い、当市にあらゆる手段を講じて連絡するものとする。

3 広域避難者の受入れ体制

(1) 広域避難者の受入れに伴い本市が担う役割

本市は、いわき市から広域避難者の受入要請があった時から、本市への避難等が完了し、いわき市へ避難所等の運営を移管するまでの3日間を目途として、次の役割を担うものとする。

- ア いわき市、国、福島県、茨城県からの情報収集
- イ 避難中継所、避難所等の開設・運営等
- ウ 支援物資の調達・配布
- エ その他必要な受入れ支援業務

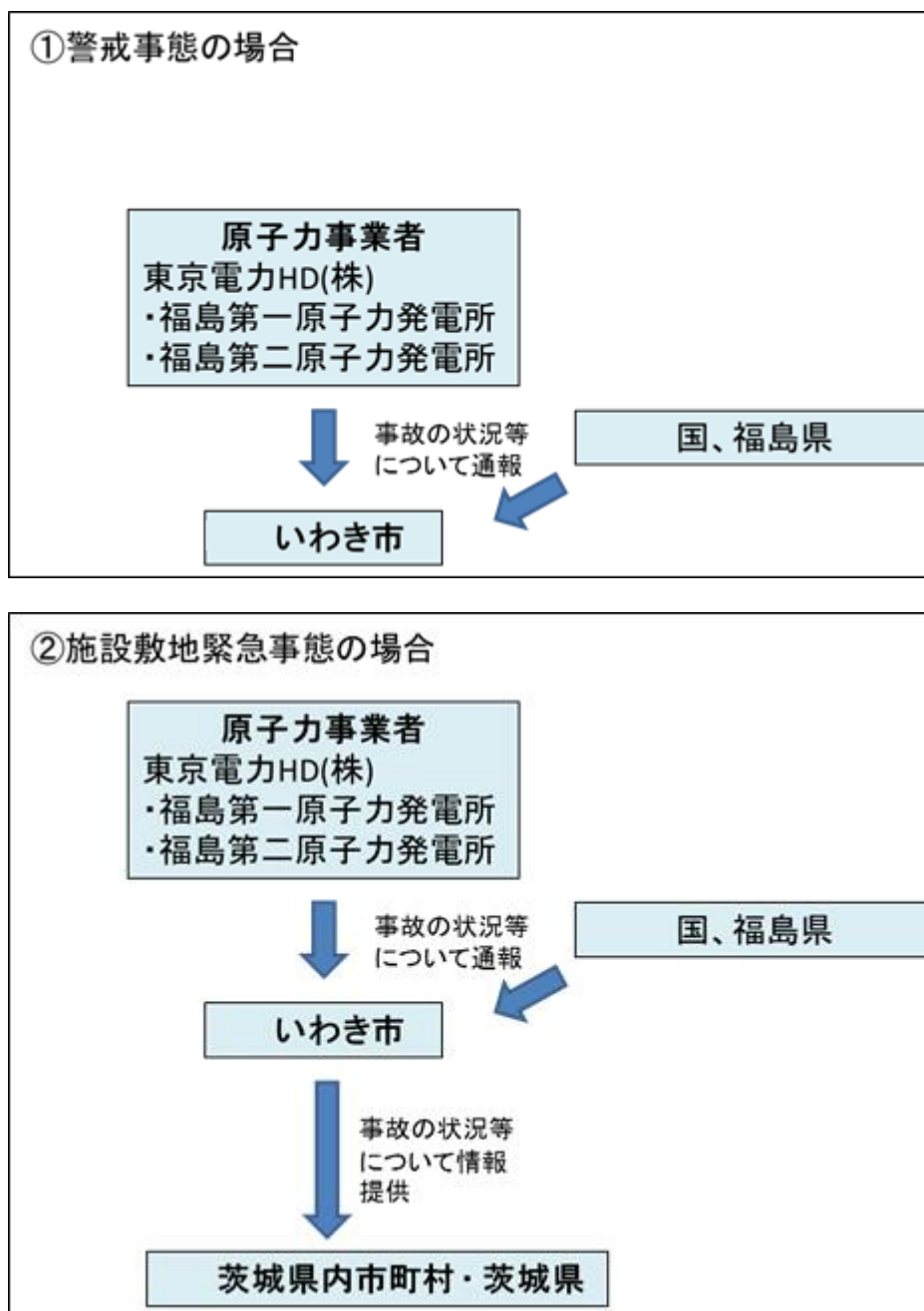
(2) 広域避難者の受入れ対応

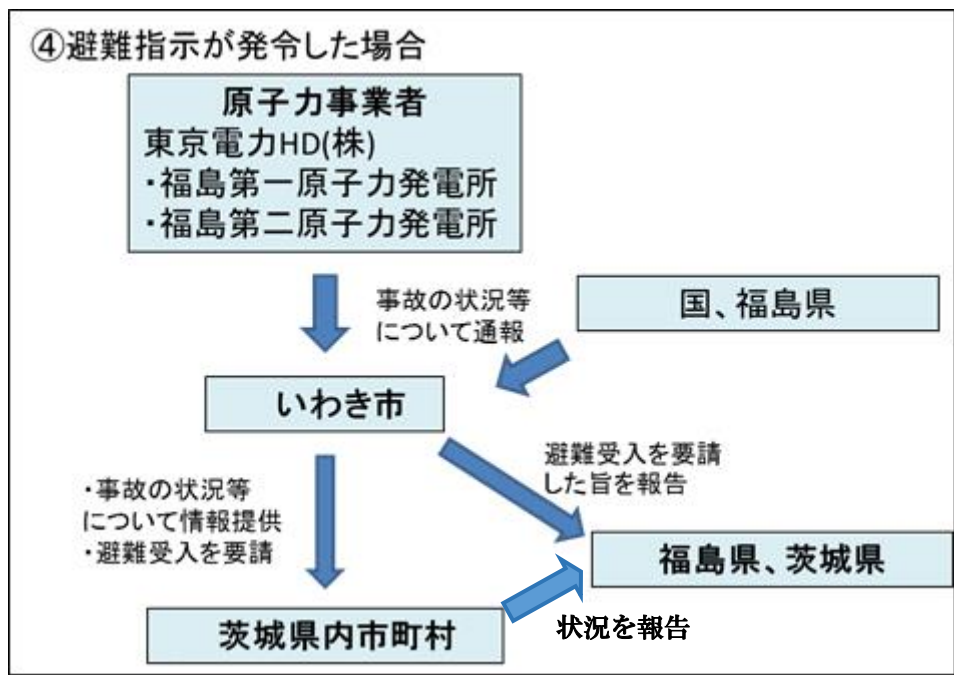
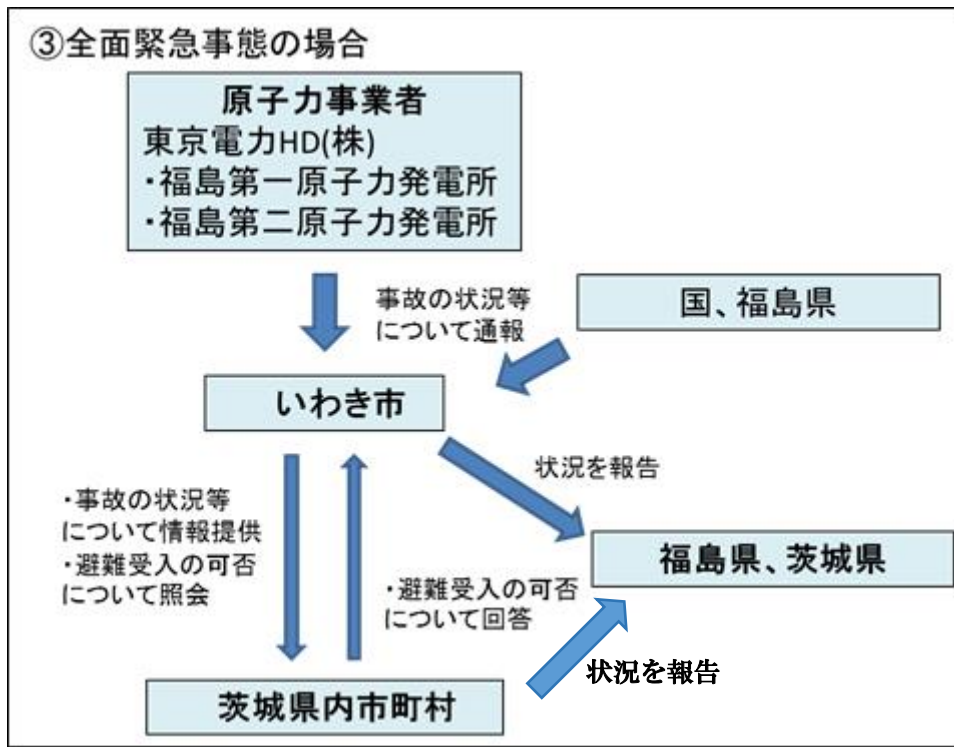
ア いわき市からの受入れ要請にに基づき、本市において広域避難者の受入れを決定した場合は、速やかに、避難中継所や避難所等の開設運営に必要な人員を確保するとともに茨城県及び施設管理者に連絡のうえ、避難中継所、避難所等の開設を行う。

イ 避難等開始当初、いわき市は、住民避難に全力をあげなければならないため、本市で広域避難者の避難等の受入を開始してから、いわき市職員への避難所運営等の引き継ぎが完了するまでの間は3日を目途とし、本市が状況により主体的に対応する。

ウ いわき市からの広域避難受入れ期限は1ヶ月とする。

図3 原子力災害発生時等の広域避難者受入れにかかる連絡体制等の手順（フロー）





(3) 避難中継所の開設・運営等

ア 避難中継所設置の考え方

避難所への広域避難者の避難は、行政区等单位での割り振りを基本としているが、行政区等单位で割り振った場合でも、一つの行政区等に対して複数の避難所を示すことになることから、一度、避難中継所に避難してもらい、その後、受入れ準備が整った避難所に順次案内するという考え方を導入したものである。

イ 避難中継所の主な機能

避難者の受入れ、他の避難所への割り振り及び案内、行政区等单位での情報集約

ウ 避難中継所の開設・運営方法について

(ア) 本市は、避難所を兼ねる避難中継所を優先的に開設し、その間、他の避難所の開設準備を行う。

(イ) 避難中継所は、いわき市からの避難者が最初に目指す施設であり、自家用車による避難が基本となるので、駐車スペースを確保する。

(ウ) 避難中継所では、避難中継所に来た避難者の受入れに加えて、避難中継所が定員に近づいたら、市災害対策本部は他の避難所を開設し、順次案内する。

エ 避難所への移動手段

(ア) 避難中継所から避難所までの移動は、基本的に避難等で使用した広域避難者の自家用車等や福島県又はいわき市が手配したバス等で移動するものとするただし避難所の駐車場に余裕がない場合は、バス等の手配を福島県及び茨城県に追加要請する。

(イ) 避難所まで自家用車にて避難を行った避難者については、表6に基づき、指定の駐車場に移動することとする。なお、茨城県等の関係機関で用意した場合、用意した駐車場に順次移動を行うこととする。

表6 避難者指定駐車場

名 称	想定駐車可能台数	順番
たつのこアリーナ (新駐車場含む)	411	①
文化会館 (図書館・歴史民俗資料館含む)	182	②
小貝川市民運動公園	101	③
長戸コミュニティセンター (旧長戸小学校)	178	④
北文間運動広場	178	⑤
茨城県立竜ヶ崎南高等学校	1089	⑥
茨城県立竜ヶ崎第一高等学校	572	⑦
茨城県立竜ヶ崎第二高等学校	365	⑧

※龍ヶ崎市におけるいわき市避難者の駐車場最大必要台数は2、196台

図4 いわき市広域避難者の避難所

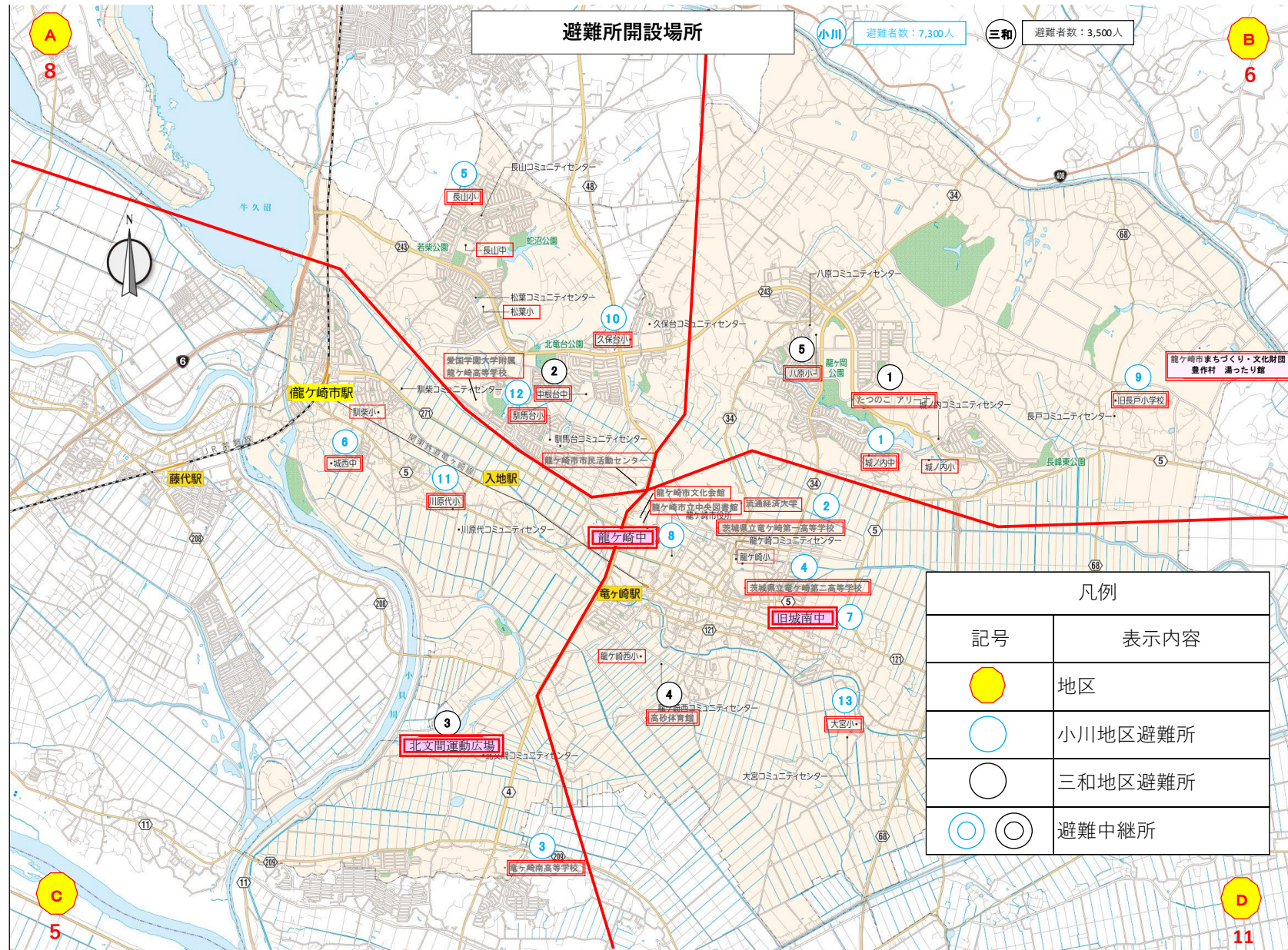


表7 いわき市広域避難者の避難先の割り振り

施設						開設順 (◎避難中継所)	
通番	名称	住所	管理者名	収容可能人数	収容可能面積	地区名	
						小川	三和
						避難人数	
1	龍ヶ崎市立龍ヶ崎小学校	3316番地	龍ヶ崎市教育長	339	678		
2	旧龍ヶ崎市立城南中学校	1736番地	龍ヶ崎市教育長	739	1,479	⑦	
3	龍ヶ崎市立龍ヶ崎中学校	3777番地	龍ヶ崎市教育長	689	1,379	⑧	
4	龍ヶ崎市立龍ヶ崎西小学校	8810番地	龍ヶ崎市教育長	273	547		
5	高砂体育館	7053番地1号	龍ヶ崎市長	309	618		④
6	龍ヶ崎市立大宮小学校	大徳町4945番地	龍ヶ崎市教育長	227	455	⑬	
7	旧龍ヶ崎市立長戸小学校	半田町65番地	龍ヶ崎市長	211	423	⑨	
8	龍ヶ崎市立八原小学校	藤ヶ丘1丁目22番4号	龍ヶ崎市教育長	369	738		⑤
9	龍ヶ崎市立城ノ内小学校	城ノ内5丁目27番	龍ヶ崎市教育長	369	739		
10	龍ヶ崎市立城ノ内中学校	城ノ内5丁目3番	龍ヶ崎市教育長	1,262	2,524	①◎	
11	龍ヶ崎市立馴馬台小学校	平台4丁目23番1号	龍ヶ崎市教育長	364	729	⑫	
12	龍ヶ崎市文化会館	馴馬町2612番地	龍ヶ崎市教育長	392	785		
13	龍ヶ崎市立中央図書館	馴馬町2630番地	龍ヶ崎市教育長	129	258		
14	龍ヶ崎市市民活動センター	馴馬町2445番地	龍ヶ崎市長	100	200		
15	龍ヶ崎市立長山小学校	長山5丁目7番1号	龍ヶ崎市教育長	378	756	⑤	
16	龍ヶ崎市立長山中学校	長山3丁目1番	龍ヶ崎市教育長	557	1,114		
17	龍ヶ崎市立久保台小学校	久保台2丁目3番	龍ヶ崎市教育長	372	744	⑩	
18	龍ヶ崎市立中根台中学校	中根台1丁目12番	龍ヶ崎市教育長	710	1,420		②
19	龍ヶ崎市立松葉小学校	松葉2丁目9番	龍ヶ崎市教育長	270	540		
20	龍ヶ崎市立馴柴小学校	若柴町3135番地	龍ヶ崎市教育長	400	800		
21	龍ヶ崎市立川原代小学校	川原代町3518番地	龍ヶ崎市教育長	224	448	⑪	
22	龍ヶ崎市立城西中学校	川原代町710番地	龍ヶ崎市教育長	543	1,086	⑥	
23	北文間運動広場	長沖町1490番地	龍ヶ崎市長	232	464		③
24	たつのこアリーナ	中里3丁目2番1号	龍ヶ崎市長	1,995	3,991		①◎
25	流通経済大学	120番地	流通経済大学学長	1,610	3,220		
26	龍ヶ崎市まちづくり・文化財団豊作村湯ったり館	板橋町440番地	龍ヶ崎市長	338	676		
27	愛国学園大学附属龍ヶ崎高等学校	若柴町2747番地	愛国学園大学附属龍ヶ崎高等学校校長	1,059	2,118		
28	茨城県立竜ヶ崎第一高等学校	平畑248番地	茨城県教育長	780	1,560	②	
29	茨城県立竜ヶ崎第二高等学校	古城3087番地	茨城県教育長	639	1,278	④	
30	茨城県立竜ヶ崎南高等学校	北方町120番地	茨城県教育長	727	1,455	③	
				16,606	33,222		

(4) 避難所の開設・運営等

ア 避難所の運営は、いわき市に引き継ぐまでの3日間を目途として、本市職員が施設管理者や地域コミュニティ協議会等の協力を得て、当初次の業務を行うこととする。開設避難所は図4 いわき市広域避難者の避難所のおりである。

- (ア) 避難中継所内の受付場所（屋内施設）・その他の避難所への案内・誘導
- (イ) 広域避難者の受付
- (ウ) 広域避難者の避難所への振分け
- (エ) 開設した避難所への誘導
- (オ) 避難中継所敷地内の駐車場管理
- (カ) その他必要な受入れ支援業務

イ 避難所の開設

(ア) 広域避難者のスムーズな避難や、避難後の地域コミュニティの維持、家族の離散防止などを図るため、いわき市の行政区単位で広域避難者の避難先を割り振ることとしており、いわき市の地区（行政区）の避難先の割り振りは表7のとおりである。

(イ) 避難所は、本市指定避難所等への避難を原則とする。なお、複合災害（風水害・地震・津波等）が発生した際にも、その使用に耐えうる必要があり、各施設はあらかじめ耐震性や洪水浸水地域等を確認した上で対象施設を選定する。（「表7 「いわき市広域避難者の避難先の割り振り」参照）

(ウ) 避難所は避難中継所での広域避難者の集結状況に応じて段階的に開設する。

(エ) 複合災害等により、予定していた避難所が使用できない場合は、茨城県・福島県と調整のうえ、他の茨城県有施設等を避難所として活用するほか、二次避難先の調整を茨城県・福島県・いわき市に要請する。

ウ 避難所の運営等

(ア) 避難等開始当初に本市が行う避難所の開設・運営等は、「龍ヶ崎市避難所運営マニュアル」を参考にし、いわき市は本市職員と連携しながら実施するものとする。

(イ) 避難所では、広域避難者の状況把握及び必要な支援実施のため、「広域避難者名簿」により受付を行うとともに、「広域避難者一覧表」を作成する。また、避難所の担当職員は、広域避難者の収容状況を龍ヶ崎市災害対策本部に定期的に報告し、必要な対応を要請するものとする。

（別紙資料1 広域避難者名簿・広域避難者一覧表）参照

(ウ) 避難等の指示を出していない地区からの避難者の流入があり、避難所等の受入人員を超えるおそれがある場合は、当該避難者については、他市町村等での受入れ調整を茨城県・福島県及びいわき市に要請するものとする。

(エ) 広域避難者へ提供する食料や飲料水、毛布等の緊急物資は、必要に応じて本市の備蓄物資を提供するほか、本市と災害時応援協定を締結している民間事業者、いわき市・福島県などに物資の調達等を要請し、迅速に確保するものとする。

ただし、複合災害時には、被災した本市住民等への物資供給を最優先するため、いわき市・福島県などに要請し、必要物資の確保に努めることとする。

エ いわき市への避難所運営の移管

避難開始直後から3日間を目途として、できるだけ早期に、避難所へいわき市職員を配置し、本市からいわき市へ避難所の運営を移管させるものとする。移管後は、いわき市職員やいわき市からの避難者、ボランティア等による自主運営体制に移行するものとする。

(5) 福祉避難所の開設・運営等

ア 在宅要配慮者の受入れ支援

(ア) 「在宅要配慮者」については、まずは避難所で受付を行うものとする。

なお、いわき市の在宅要配慮者のうち、いわき市が定める避難行動要支援者の範囲は表8のとおりである。

表8 避難元自治体が定める避難行動要支援者の範囲

避難元自治体	避難行動要支援者の範囲
いわき市	(1)身体障害者手帳1級又は2級の交付を受けている方 (2)療育手帳(知的障がい者)A又はB(中度)の交付を受けている方 (3)精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている方 (4)介護保険制度の要介護度3、4又は5の認定を受けている方 (5)75歳以上の高齢者のみの世帯で、災害時に避難の支援を「希望する方」 (6)上記対象者以外で避難の支援を「希望する方」(避難に特別な配慮や援護が必要と認められる方) ※施設等に入所されている方は除く。

(イ) 在宅要配慮者のうち、介護を必要とする高齢者や障がい者等については、避難所内に専用のスペース(福祉避難室)を設けて受け入れるものとする。

(ウ) 障がいの程度や体力、病状等の状況から判断し、避難所内の福祉避難室での生活が困難な在宅要配慮者については、必要に応じて、福祉避難所や病院・社会福祉施設等の適切な施設へ移送を行うものとする。

(エ) 在宅要配慮者のケアは、家族が中心となって行うものとする。

(オ) いわき市社会福祉施設等入所者や病院等入院患者は、各施設のいわき市避難計画に基づき、施設毎にあらかじめ定めた避難先の社会福祉施設等や病院等へ避難等を行うものとなる。

イ 福祉避難所の開設

(ア) いわき市又は福島県から福祉避難所の開設・運営等について要請があった場合又は広域避難者を福祉避難所へ移送する必要がある場合は、本市が指定している福祉避難所の中から、龍ヶ崎市災害対策本部の判断により、開設場所を決定するものとする。

(別紙資料2 福祉避難所一覧 参照)

(イ) 本市が指定している福祉避難所のみで、いわき市の避難行動要支援者等の受入れが困難な場合は、二次避難先の調整を茨城県・福島県及びいわき市に要請する。

ウ 福祉避難所の運営等

(ア) 福祉避難所の運営は、本市が実施する。

(イ) 避難所と同様に、発災から3日を目途に、福祉避難所へいわき市職員を配置し、本市から運営を移管するものとする。

(6) 受入体制

ア 市の体制及び職員の参集基準等

市は、事態の状況に応じて適切な措置を講ずるため、下記の体制を整備するとともに、その参集基準を定める(必要人員は「表9 職員動員体制表」による)。

なお、「表9 職員動員体制表」における役割は龍ヶ崎市職員災害時初動対応マニュアルに基づいて、動員が行われる。

●龍ヶ崎市職員災害時初動対応マニュアル

なお、当市のみでの対応が難しい場合については受援計画に基づき、受援体制を整える。

●龍ヶ崎市業務継続計画別冊 龍ヶ崎市災害時受援計画

イ 幹部職員等への連絡手段の確保

市の幹部職員及び防災安全課職員は、常時、参集時の連絡手段として、携帯電話、電話・メール等による連絡手段を確保する。

ウ 幹部職員等の参集が困難な場合の対応

市の幹部職員及び防災安全職員が、交通の途絶、職員の被災などにより参集が困難な場合等も想定し、あらかじめ、参集予定職員の次席の職員を代替職員として指定しておくなど、事態の状況に応じた職員の参集手段を確保する。

なお、市対策本部長及び市対策副本部長の代替職員については、以下のとおりとする。

【市災害対策本部長、市対策副本部長の代替職員】

役職名 (対象者)	代替職員 (第1順位)	代替職員 (第2順位)
市対策本部長 (市長)	副市長	教育長
市対策副本部長 (副市長)	教育長	危機管理監

エ 交代要員等の確保

市は、防災に関する体制を活用しつつ、市災害対策本部を設置した場合においてその機能が確保されるよう、以下の項目について定める。

- 交代要員の確保その他職員の配置
- 食料、燃料等の備蓄
- 自家発電設備の確保
- 仮眠設備等の確保

表9 職員動員体制表

- 事務局：職員数15人【3交代：シフト1（5人）・シフト2（5人）・シフト3（5人）】
- 避難所：1.シフト1・シフト3：避難者数200人あたり職員数1人で計算 2.シフト2：避難者数100人あたり職員数1人で計算
- 物資調達：避難者数200人あたり職員数1人で計算（8時30分～17時15分）

※3交代シフトについては、シフト1：8時～16時、シフト2：16時～24時、シフト3：0時～8時 とする。

避難割合	小学校区名	人数	開設避難所		役割										合計
			名称	収容人数	事務局				避難所				物資調達		
					シフト1	シフト2	シフト3	計	シフト1	シフト2	シフト3	計			
避難割合15%	小川	1,095人	①龍ヶ崎市立城ノ内中学校	1,262	5	5	5	15	6	11	6	23	8	58	
	三和	525人	②たつのこアリーナ	1,995					3	6	3	12			
避難割合25%	小川	1,825人	①龍ヶ崎市立城ノ内中学校	1,262	5	5	5	15	7	13	7	27	14	87	
	三和	875人	②茨城県立竜ヶ崎第一高等学校	780					3	6	3	12			
避難割合50%	小川	3,650人	①龍ヶ崎市立城ノ内中学校	1,262	5	5	5	15	7	13	7	27	27	159	
			②茨城県立竜ヶ崎第一高等学校	780					4	8	4	16			
			③茨城県立竜ヶ崎南高等学校	727					4	8	4	16			
			④茨城県立竜ヶ崎第二高等学校	639					4	7	4	15			
			⑤龍ヶ崎市立長山中学校	557					2	3	2	7			
三和	1,750人	①たつのこアリーナ	1,995	9	18	9	36								
避難割合75%	小川	5,475人	①龍ヶ崎市立城ノ内中学校	1,262	5	5	5	15	7	13	7	27	41	231	
			②茨城県立竜ヶ崎第一高等学校	780					4	8	4	16			
			③茨城県立竜ヶ崎南高等学校	727					4	8	4	16			
			④茨城県立竜ヶ崎第二高等学校	639					4	7	4	15			
			⑤龍ヶ崎市立長山中学校	557					3	6	3	12			
			⑥龍ヶ崎市立城西中学校	543					3	6	3	12			
			⑦ 旧龍ヶ崎市立城南中学校	739					4	8	4	16			
			⑧ 龍ヶ崎市立龍ヶ崎中学校	689					2	3	2	7			
	三和	2,625人	①たつのこアリーナ	1,995	10	20	10	40							
			②龍ヶ崎市立中根台中学校	710	4	7	4	15							
避難割合100%	小川	7,300人	①龍ヶ崎市立城ノ内中学校	1,262	5	5	5	15	7	13	7	27	54	304	
			②茨城県立竜ヶ崎第一高等学校	780					4	8	4	16			
			③茨城県立竜ヶ崎南高等学校	727					4	8	4	16			
			④茨城県立竜ヶ崎第二高等学校	639					4	7	4	15			
			⑤龍ヶ崎市立長山中学校	557					4	7	4	15			
			⑥龍ヶ崎市立城西中学校	543					3	6	3	12			
			⑦ 旧龍ヶ崎市立城南中学校	739					3	6	3	12			
			⑧ 龍ヶ崎市立龍ヶ崎中学校	689					4	8	4	16			
			⑨旧龍ヶ崎市立長戸小学校	211					4	7	4	15			
			⑩龍ヶ崎市立久保台小学校	372					2	3	2	7			
			⑪龍ヶ崎市立川原代小学校	224					2	4	2	8			
			⑫龍ヶ崎市立駒馬台小学校	364					2	3	2	7			
			⑬龍ヶ崎市立大宮小学校	227					2	4	2	8			
	三和	3,500人	①たつのこアリーナ	1,995	1	2	1	4							
			②龍ヶ崎市立中根台中学校	710	10	20	10	40							
			③ 北文間運動広場	232	4	7	4	14							
			④高砂体育館	309	1	2	1	5							
			⑤龍ヶ崎市立八原小学校	369	2	3	2	7							

※上記は判断基準であり、災害対策本部長の判断のもと、各班からの応援を想定のうえ人員の変更等を行う

(7) 避難所運営委員会の組織化

避難先自治体である本市では職員が広域避難者の受入対応等に忙殺されることが見込まれる。また、いわき市職員にあっても十分な配置ができないことも想定される。そのため、避難所の管理運営については広域避難者が自主的に行う避難所運営委員会の組織化が重要となる。避難所運営については「避難所運営マニュアル」を参考とする。

●避難所運営マニュアル

(8) 広域避難が長期化した場合の対応

広域避難が長期化すると見込まれる場合、いわき市・福島県は、広域避難者が賃貸住宅、仮設住宅等へできるだけ早期に移転できるよう努めるものとする。

(9) 広域避難に係る費用負担

広域避難に係る費用負担については、最終的に本市を含む受入自治体の負担とならないことを原則とする。

別紙資料 1

広域避難者名簿・広域避難者一覧表

広域避難者 → 被災者管理班（市担当者）

（避難中継所名

No

広域避難者名簿

①	世帯代表者氏名				住所	
②	入所日時	年 月 日 時 分			電 話	()
	家	ふりがな	年 齢	性 別		
		氏 名				
				男 女	避難退域時 検査	検査済 ・ 未済
				男 女		
	族			男 女	親族等 連絡先	住所 氏名 電話
				男 女		
				男 女	車 (使用者のみ)	車種 色 ナンバー
				男 女		
		《注意》避難した人だけ書いてください				
注意 点	(ご家族に、病気や障がい等特別の配慮を必要とする人や、入れ歯やめがねの不備等、注意点があつたらお書きください。)					
③	個人情報の 取り扱い	ご親族の方々等に安否をお知らせするため、住所、氏名 性別を公表及び他からの問い合わせに対し回答する予定 ですが、希望しない場合は、○で囲んでください。			希望しない	
④	退所日時	年 月 日 時 分			登 録	*
	退所先 住所 (氏名) 電話				退 所	*

- ◎ この名簿は、入所時に世帯代表の方が記入し、被災者管理班へお渡してください。
[広域避難者の方へ]
- 入所にあたり、この名簿を提出することで、避難者登録され、避難中継所での生活支援が受けられるようになります。
 - 内容に変更がある場合は、速やかに被災者管理班に申し出てください。
 - ご親族の方々等に安否をお知らせするため、住所（〇〇町〇〇丁目まで）、氏名、性別に限り公表及び他からの問い合わせに対し回答することとしています。

広域避難者 → 被災者管理班（市担当者）

（広域避難所名

No

広域避難者名簿（記入例）

①	世帯代表者氏名	岩 木 太 郎				住 所	いわき市二番町四丁目7-2	
②	入所日時	〇〇年〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分				電 話	〇〇〇 (△△△△) ●●●●	
	家	ふりがな	年 齢	性 別	要 配 慮 者	地区名 (行政区名)	〇〇地区 (◎◎◎)	
		氏 名				避難退域時 検査	検査済 ・ 未済	
		いわ き た ろう 岩 木 太 郎	44	男 女		親族等 連絡先	住所 氏 名 電 話	
		いわ き はな こ 岩 木 花 子	44	男 女				
	族	いわ き いち ろう 岩 木 一 郎	10	男 女		車 (使用者のみ)	車種 色 ナンバー	
		いわ き よ ね 岩 木 ヨ ネ	78	男 女	○			
				男 女		《注意》避難した人だけ書いてください		
			男 女					
注 意 点	(ご家族に、病気や障がい等特別の配慮を必要とする人や、入れ歯やめがねの不備等、注意点があったらお書きください。) ヨネ 右足が不自由（車椅子必要）							
③	個人情報の 取り扱い	ご親族の方々等に安否をお知らせするため、住所、氏名 性別を公表及び他からの問い合わせに対し回答する予定 ですが、希望しない場合は、○で囲んでください。					希望しない	
④	退所日時	年 月 日 時 分				登 録	*	
	退所先 住所 (氏名) 電話					退 所	*	

- ◎ この名簿は、入所時に世帯代表の方が記入し、被災者管理班へお渡してください。
〔広域避難者の方へ〕
- 入所にあたり、この名簿を提出することで、避難者登録され、広域避難所での生活支援が受けられるようになります。
 - 内容に変更がある場合は、速やかに被災者管理班に申し出てください。
 - ご親族の方々等に安否をお知らせするため、住所（〇〇町〇〇丁目まで）、氏名、性別に限り公表及び他からの問い合わせに対し回答することとしています。
(プライバシーの問題がありますので、公表の不同意はご家族で判断してください。)

(避難所名)
No _____

広域避難者一覧表

No	世帯区分 (注1)	ふりがな 氏 名	年 齢	性別	住 所 電 話	入 所 日 時		情報 公開	備 考 (注2)
						月 日 時 分	月 日 時 分		
1				男女	()	月 日 時 分	月 日 時 分	否	
2				男女	()	月 日 時 分	月 日 時 分	否	
3				男女	()	月 日 時 分	月 日 時 分	否	
4				男女	()	月 日 時 分	月 日 時 分	否	
5				男女	()	月 日 時 分	月 日 時 分	否	
6				男女	()	月 日 時 分	月 日 時 分	否	
7				男女	()	月 日 時 分	月 日 時 分	否	
8				男女	()	月 日 時 分	月 日 時 分	否	
9				男女	()	月 日 時 分	月 日 時 分	否	
10				男女	()	月 日 時 分	月 日 時 分	否	
11				男女	()	月 日 時 分	月 日 時 分	否	
12				男女	()	月 日 時 分	月 日 時 分	否	
13				男女	()	月 日 時 分	月 日 時 分	否	
14				男女	()	月 日 時 分	月 日 時 分	否	
15				男女	()	月 日 時 分	月 日 時 分	否	
16				男女	()	月 日 時 分	月 日 時 分	否	
17				男女	()	月 日 時 分	月 日 時 分	否	
18				男女	()	月 日 時 分	月 日 時 分	否	
19				男女	()	月 日 時 分	月 日 時 分	否	
20				男女	()	月 日 時 分	月 日 時 分	否	

◎ 被災者管理班は、広域避難者が記入した広域避難者名簿を取りまとめ、この一覧表を作成します。

◎ (注1) 世帯区分には、世帯代表者に○印を記入し、世帯ごとに実線で区切ります。

◎ (注2) 要配慮者である場合は「要」と記入し、注意すべき事項も記入します。

別紙資料 2

福祉避難所一覽

福祉避難所一覧（14箇所）

令和3年4月1日現在

No.	地区	施設名	所在地 TEL.	施設の種別	AED 設置	水害へ の対応
1	龍ヶ崎	龍ヶ崎コミュニティセンター	488 番地 62-8885	公共施設	有	有
2	龍ヶ崎西	龍ヶ崎西コミュニティセンター	8897-1 番地 64-0624	公共施設	有	無
3	大宮	大宮コミュニティセンター	大徳町 4901 64-8149	公共施設	有	無
4	長戸	長戸コミュニティセンター	高作町 162-9 64-8193	公共施設	有	有
5	八原	八原コミュニティセンター	藤ヶ丘 1-21-14 64-8246	公共施設	有	有
6	城ノ内	城ノ内コミュニティセンター	白羽 1-5-2 62-3222	公共施設	有	有
7	馴馬台	馴馬台コミュニティセンター	平台 5-12-3 65-4040	公共施設	有	有
8	北文間	北文間コミュニティセンター	長沖町 813 64-8249	公共施設	有	無
9	長山	長山コミュニティセンター	長山 3-13-1 66-7285	公共施設	有	有
10	松葉	松葉コミュニティセンター	松葉 5-1 66-7307	公共施設	有	有
11	馴柴	馴柴コミュニティセンター	馴柴町 21-1 66-7214	公共施設	有	無
12	川原代	川原代コミュニティセンター	川原代町 1665 66-7263	公共施設	有	無
13	久保台	久保台コミュニティセンター	久保台 4-1-12 65-4788	公共施設	有	有
14	川原代	総合福祉センター	川原代町 5014 62-5851	公共施設	有	無

<参考資料>

いわき市広域避難計画 抜粋

いわき市広域避難計画 抜粋

1 避難等の対応方針

(1) 防護措置

原子力災害時に住民がとるべき被ばくを避けるための主な行動として、「屋内退避」「避難」「一時移転」の3種類（以下、「避難等」という。）がある。

【主な防護措置】

◎ 屋内退避：放射性物質が施設外に放出される前に実施し、または放射性物質に曝される可能性がある場合に実施

屋内退避は、住民等が比較的容易にとることができる対策であり、放射性物質の吸入抑制や放射線を遮へいすることにより被ばくの低減を図る防護措置である。屋内退避は、避難の指示等が国等から行われるまで放射線被ばくのリスクを低減しながら待機する場合や、避難又は一時移転を実施すべきであるが、その実施が困難な場合、国及び地方公共団体の指示により行うものである。特に、社会福祉施設・病院等においては避難より屋内退避を優先することが必要な場合があり、この場合は、一般的に遮へい効果や建屋の気密性が比較的高いコンクリート建屋への屋内退避が有効である。

◎ 避難：放射性物質が施設外に放出された後に実施

避難は、住民等が一定量以上の被ばくを受ける可能性がある場合にとるべき防護措置であり、空間放射線量率が高い又は高くなるおそれのある地点から速やかに離れるため緊急で実施するものである。

◎ 一時移転：放射性物質が施設外に放出された後に実施

一時移転も住民等が一定量以上の被ばくを受ける可能性がある場合にとるべき防護措置である。一時移転は、緊急の避難が必要な場合と比較して空間放射線量率は低い地域ではあるが、日常生活を継続した場合の無用の被ばくを低減するため、一定期間のうちに当該地域から離れるため実施するものである。

(2) 防護措置（避難等）の判断基準

原子力災害対策指針では、原子力施設からの放射性物質の放出後、緊急時モニタリング¹を迅速に実施し、その計測結果に応じ、数時間から1週間以内に防護措置を講じなければならないこととされており、防護措置の実施判断基準として、図1のとおり運用上の介入レベル（OIL）を定めている。

¹ 「緊急時モニタリング」とは、放射性物質の異常な放出又はそのおそれがある場合に周辺地域で線量を計測することで、国の統括のもとに実施される。

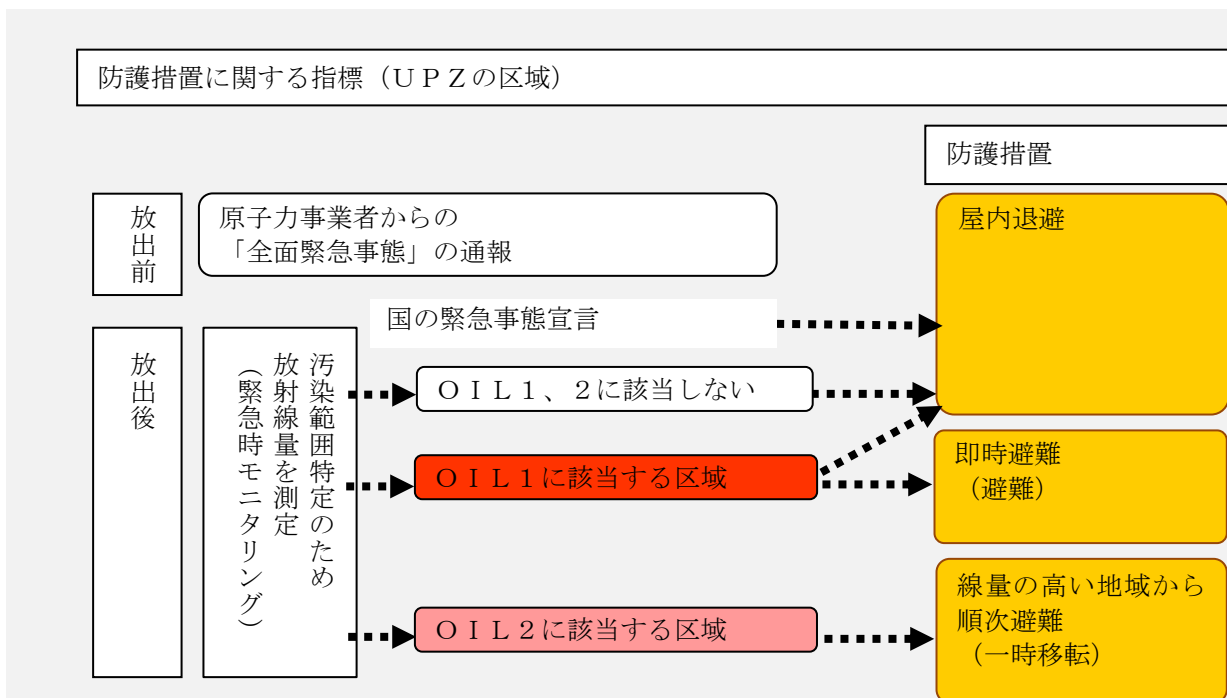


図 1 運用上の介入レベル（OIL）に基づく防護措置

表 1 避難等に関する運用上の介入レベル（OIL）の基準²

基準の種類		基準の概要	初期設定値	防護措置の概要
緊急防護措置	OIL1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、 <u>住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準</u>	500 μ Sv/h	数時間から1日以内に避難
早期防護措置	OIL2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、 <u>住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準</u>	20 μ Sv/h	1週間内に一時移転

(3) 避難のパターン

緊急事態の初期段階では、原発の状況や原発からの距離、放射性物質の放出による汚染状況等に応じて、防護措置の準備やその実施等を適切に行うことが重要である。

いわき市にはPAZは無く、全域がUPZであることから、原子力災害時の防護措置は屋内退避を基本としつつ、放出後のOILにもとづく一時移転・避難を想定する。

²これらの措置の他に、地域生産物・飲食物の摂取制限も行われる。

ア 屋内退避措置

「屋内退避措置」とは、周辺住民が屋内に入り、建物の気密性を高めるなどにより、放射線の影響を防ぐことをいう³。原子力災害が発生した場合、まず、「屋内退避」が有効な防護対策となることから、屋内退避の確実な実施を行うものとする。

イ 放出後のO I Lにもとづく避難・一時移転

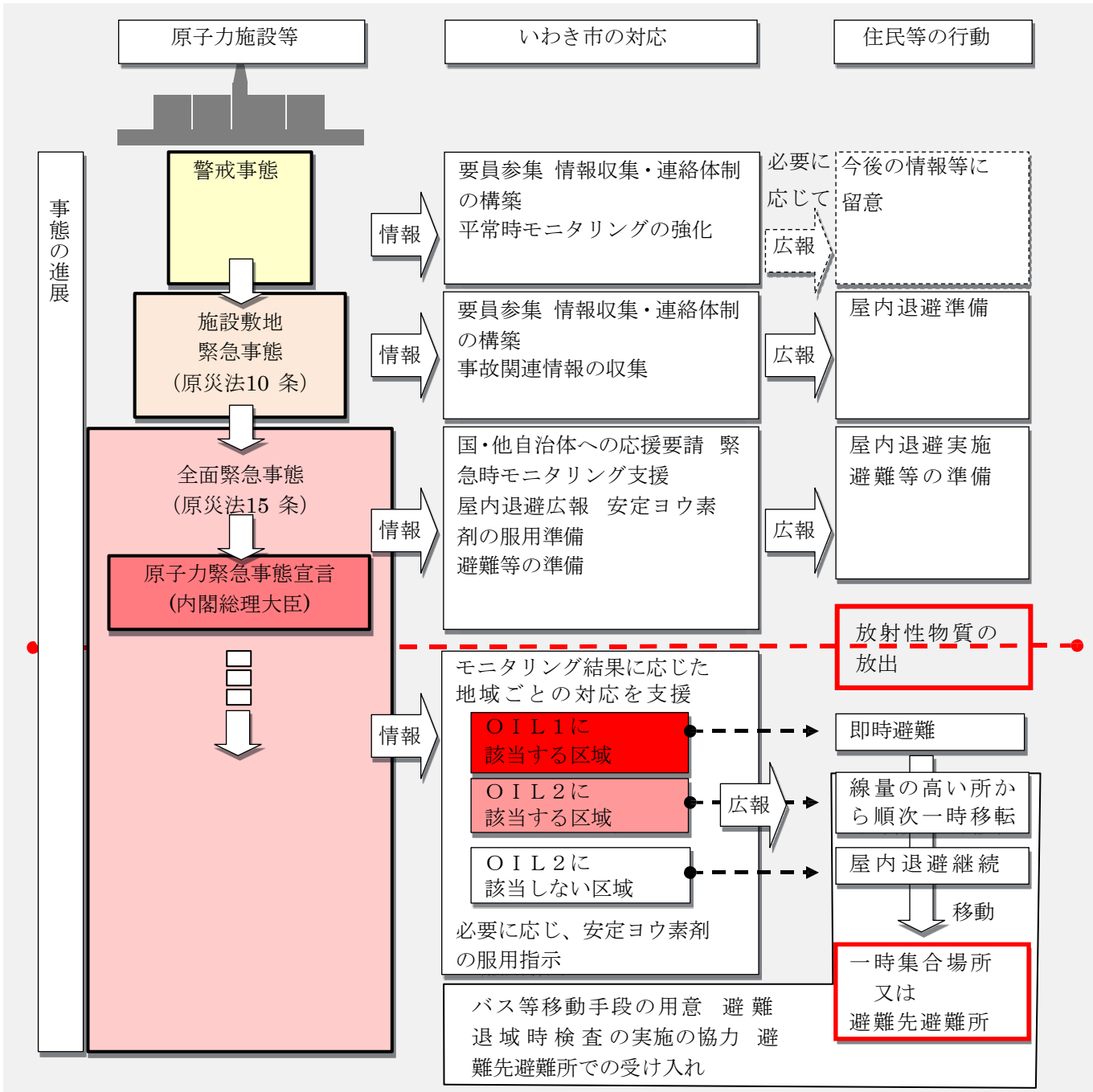
放射性物質放出後に実施する緊急時モニタリングの結果、運用上の介入レベル（O I L）が、O I L 1、O I L 2と判断されたエリアについては、避難や一時移転を行うこととする。

市は、緊急時モニタリングの結果、O I L 1、O I L 2と判断されたエリアを参考として、行政区等の屋内退避、一時移転の対象区域を指示する。

図2には放出後の避難に関する事態の推移を、図3には放出後の段階的な避難イメージを明示する。

なお、対象区域の指示にあたっては、必要に応じてO I L 1、O I L 2それぞれの到達距離を参考に関心円状に対象区域を設定する、あるいはO I L 1、O I L 2それぞれに隣接するエリアも対象区域とするなど、原子力施設の状況や放出の状況、気象状況などを勘案して柔軟に対処するものとする。

³ 首相官邸「屋内退避中の生活について」（内閣府 2011年）



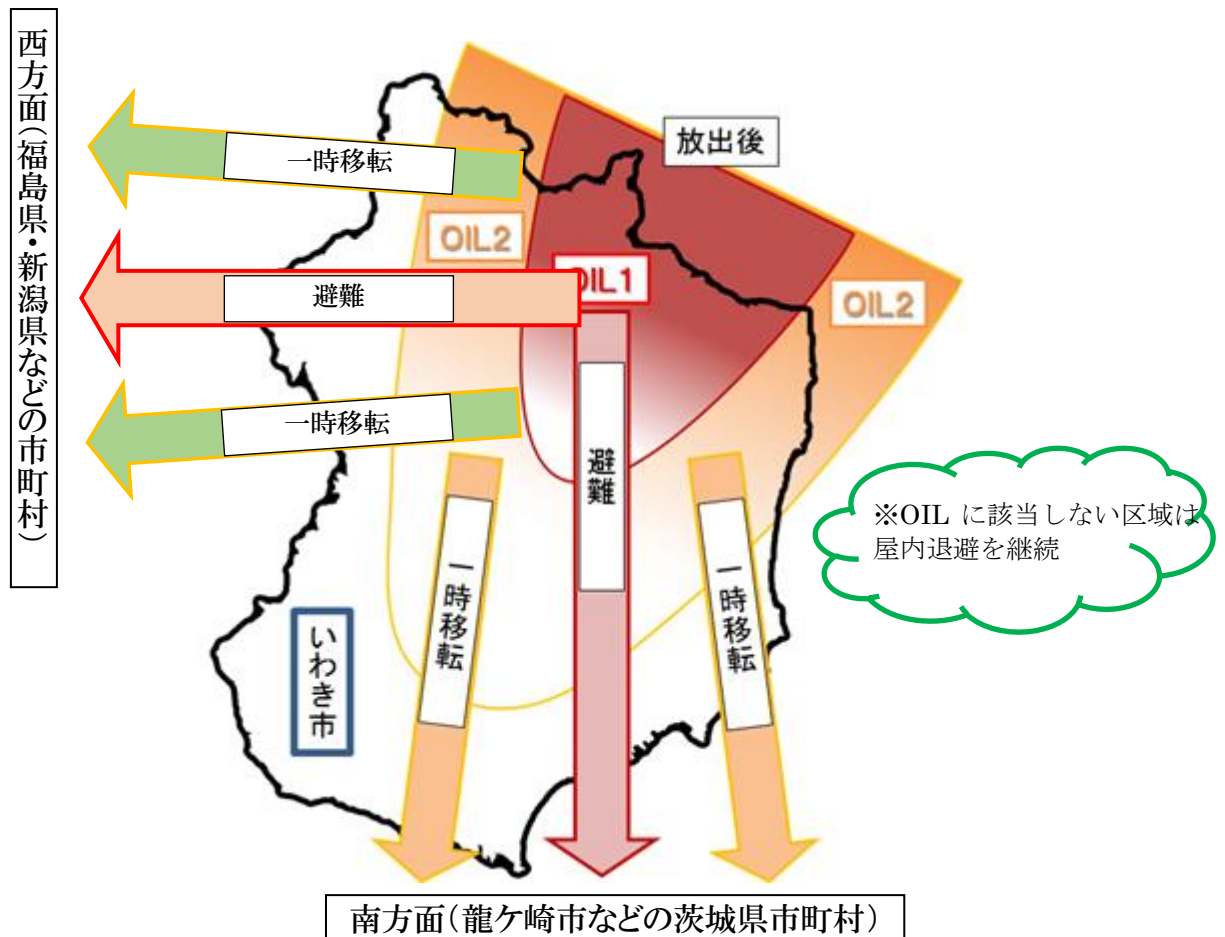


図3 放出後の一時移転・避難のイメージ

2 避難の手順等

(1) 一般住民

避難にかかるポイントは次のとおりであり、今後、協定に基づき避難先自治体と調整して定めるいわき市の広域避難の全体的な流れを図4に明示する。

ア 「屋内退避」を基本としつつ、運用上の介入レベル（O I L）に応じて広域避難を行うものとする。

イ 広域避難が必要となった場合には、原則、自家用車で避難するものとする。ただし、自家用車による避難が困難な場合などは、あらかじめ指定した一時集合場所へ徒歩等で集合し、いわき市等が用意したバス等で避難先避難所へ避難する。

ウ 避難に際して、国・福島県は、適切な箇所に「避難退域時検査場」を設置するものとする。

【避難退域時検査場】 避難退域時検査を実施するための場所。国・福島県・いわき市が連携して、避難退域時検査の候補施設に設置する。

エ いわき市は福島県・避難先自治体と協力して「避難中継所」を設置し、円滑な避難を目指すものとする。

【避難中継所】 避難に際して、避難者が避難先避難所に向かった場合、準備・受入等の混乱が予想される。そこで、避難先市町村内のわかりやすく目立つ場所を避難中継所として設定し、そこで情報提供や避難先の一定の調整を行うこととしている。避難中継所の役割や特徴は表2のとおりである。

表2 避難中継所の役割

機能	内容
(ア) 避難先での目印	避難者を確実に避難所へ誘導するため、避難の際に目印となる大きな施設に一時集合する。
(イ) 避難者の把握	避難者が最初に来る場所なので、避難者の情報を集約できる。
(ウ) 避難所の案内	どの避難所に行けばよいか避難者に伝える。
(エ) 駐車場	避難所に駐車場がない場合の代替駐車場となる。
(オ) 優先開設	避難所よりも先に開設する。
(カ) 避難所	避難所として使用する。

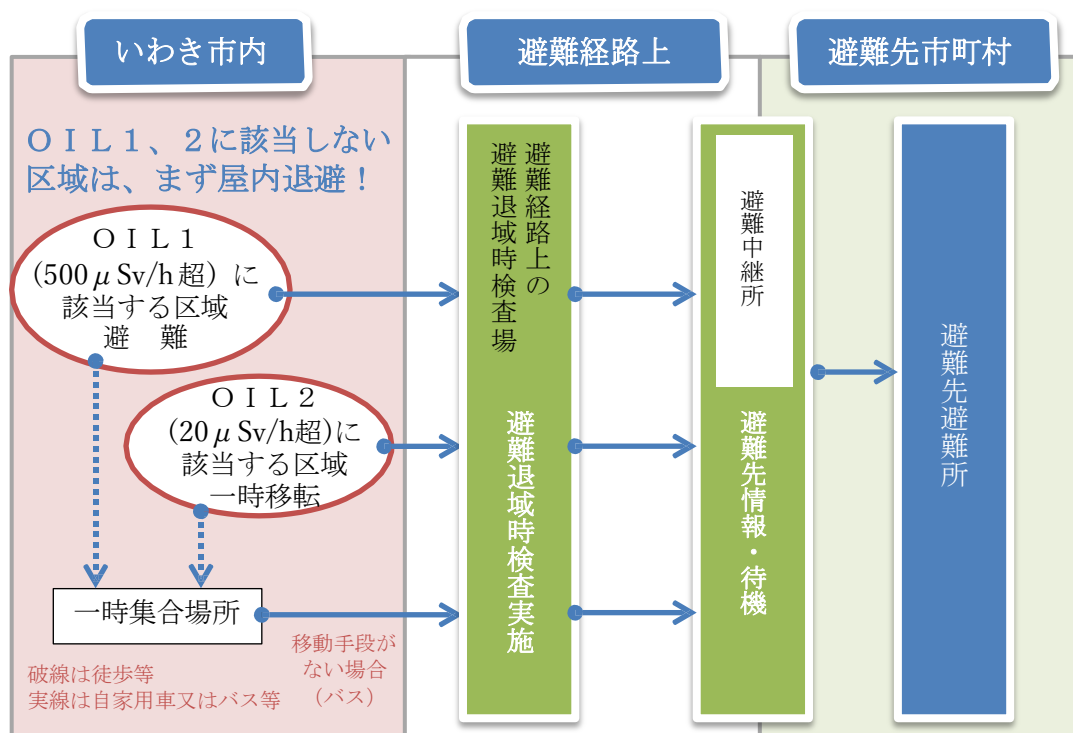


図4 広域避難手順のイメージ

(2) 要配慮者等

ア 在宅避難行動要支援者等

在宅避難行動要支援者とは、通院患者など、自宅にいるが避難行動に不安のある者のことである。原則、避難所へ避難するものとするが、自力での避難行動が困難な要介護者など、避難所での生活に介護等特別な配慮を必要とする場合は、受入先となる福祉避難所が開設され次第、その福祉避難所へ移動を行うものとする。

なお、いわき市は、民生委員及び自主防災組織等の協力のもと、避難所等への誘導を行うものとする。

イ 病院・社会福祉施設等

病院・社会福祉施設等（以下、「病院等」という。）の施設管理者は、福島県の「医療機関・社会福祉施設等原子力災害避難計画策定ガイドライン」に基づき、あらかじめ病院等が策定した避難計画に基づき施設入所者等を避難させ、避難計画に基づく避難ができない場合については、福島県に調整を求めるものとする。

なお、これらの施設では、東日本大震災時に、避難先や搬送手段及び避難途上の渋滞、避難後も続く食料・物資の不足など劣悪な避難環境の実態があったところである⁴。

そうした教訓を踏まえ、施設入所者の避難実施は、受入先や避難手段について十分な準備が整ってから避難を開始することとし、それまでの間は屋内退避とするものとする。

(3) 学校等

園児、児童、生徒等(以下、「生徒等」という。)の在校時に原子力災害が発生し、避難の指示が発せられた場合、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校及び保育所等(以下、「学校等」という。)の施設管理者は、あらかじめ学校等が作成した避難のマニュアルに基づき、教職員の引率のもと生徒等を保護者に引き渡し、原則として、生徒等は自宅等から避難を実施するものとする。

なお、学校等からの帰宅が困難な場合、又は、被ばく軽減の観点から自宅等へ帰ることが必ずしも適当でない場合には、学校等からの集団避難を行うものとする。

(4) 一時滞在者

観光客等の一時滞在者については、集客施設等との協力のもと、適切に情報提供を行うとともに、早期の帰宅を求めるものとし、早期帰宅が困難な場合には、一時集合場所又は避難所等への避難を促すものとする。

(5) 避難退域時検査及び除染

避難退域時検査は、放射性物質の放出後に避難する場合に必要となるもので、放射性物質の付着を確認するために実施される。

避難退域時検査に関する基本的な考え方は次のとおりである。

ア 福島県は、避難経路等に基づき避難退域時検査場をあらかじめ設定し、避難退域時検査に要する人員体制や手順等の検討を国及び関係自治体（他県、市町村）と連携して進め、避難退域時検査体制を整備する。

イ 福島県は、原子力事業者や県内外の関係自治体と連携し、国や陸上自衛隊の協力を得ながら、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構や公益社団法人福島県診療放射線技師会等の支援のもと、災害対応状況や対象区域等に応じ、原子力災害対策本部が決定する避難退域時検査基準等に基づき、住民が避難指示区域から出た後に、住民（状況に応じ、避難輸送に使用する車両及びその乗務員、携行物を含む。）の避難退域時検査等を実施する。

また、必要に応じて、除染を実施する。

⁴いわき市といわき明星大学が共同で実施したヒアリング調査による。

ウ 福島県及びいわき市は、市民の避難退域時検査や除染に関する記録を収集・整理、保管する。なお、その際、汚染が一定レベル以下であると判断されたことの通過証を発行する。

(6) 安定ヨウ素剤の予防服用

全域がUPZであるいわき市では、全面緊急事態において、屋内退避指示及び安定ヨウ素剤の服用準備を指示することとなる。

ア 安定ヨウ素剤の備蓄と配布

安定ヨウ素剤の配布対象者は、指針に基づき全市民とし、次のように配布する。

いわき市では、全面緊急事態に至った場合に備え安定ヨウ素剤を備蓄し、市民の速やかな避難に資するため、40歳未満の市民に対し安定ヨウ素剤を事前に配布（家庭備蓄）することとする。また、40歳以上の市民については、安定ヨウ素剤を服用したことにより、一時的な甲状腺機能低下等の副作用が生じる可能性が、年齢が上がるとともに増加するとの報告もあることから、希望者に対し、窓口において服用方法や副作用等について説明した上で配布することとする。

なお、未受領者、紛失者及び一時滞在者等に対し配布する安定ヨウ素剤は、速やかな配布態勢への移行を考慮し、支所等へ備蓄するものとする。

イ 安定ヨウ素剤の服用指示

全面緊急事態に至った場合には、原則として、国が原子力施設の状況や緊急時モニタリング結果等を勘案し、避難や一時移転等と併せた防護措置として、安定ヨウ素剤の配布・服用の必要性を判断する。その服用判断に基づいて、いわき市が服用の指示を出す。

連絡手段の断絶等により、国からの指示を受けることができない不測の事態の場合等には、福島県やいわき市が指針の内容と照らし合わせて、服用の判断を行う。

また、安定ヨウ素剤の未受領者、紛失者及び一時滞在者等、安定ヨウ素剤を所持していない者については、避難や一時移転等の際、支所等に備蓄してある安定ヨウ素剤を市職員等が備蓄場所から搬出し、必要に応じて配布・服用させる。

ウ 体制の整備

いわき市は、引き続き次のような取り組みを進めることとする。

- (ア) 国や福島県が、安定ヨウ素剤の服用が必要と判断した場合、避難指示と同時に安定ヨウ素剤の服用指示（服用の可否）が出せるよう、体制を整備する。
- (イ) 人によっては、甲状腺機能低下や嘔吐、発疹、下痢等の副作用が生じる可能性があるため、服用不適格者や慎重投与対象者を事前把握する。
- (ウ) 服用後の副作用発生時に迅速に対応ができるように、相談窓口等を整備する。
- (エ) 配布対象住民の転入出や安定ヨウ素剤の服用期限、加齢による服用量の変更等について適切な管理を行うこととする。

3 避難先等

(1) 避難先・一時集合場所等

ア 広域避難先

広域避難が必要となった場合における広域避難先に関する方針・考え方は、次のとおりである。

- (ア) 地震・津波における同時被災のリスクが少ない西方面と、降雪等の気象状況による避難のリスクが少ない南方面の複数方向の避難先を定める。
- (イ) 地域コミュニティの維持や円滑な住民支援を図るため、可能な限り避難する地区が複数の市町村に分散しないよう、避難先を定める。

上記の方針・考え方にに基づき、各地区の避難先市町村は表3のとおりである。

表3 各地区の広域避難先市町村

避難元 地区	避難先市町村	
	南方面（茨城県）	西方面（県内、新潟県）
平	土浦市、石岡市、取手市、牛久市、つくば市、守谷市、つくばみらい市、かすみがうら市、阿見町	（新潟県） 長岡市、柏崎市、小千谷市、十日町市、見附市、魚沼市、南魚沼市、出雲崎町、湯沢町、津南町
小名浜	古河市、結城市、下妻市、筑西市、桜川市、八千代町	（新潟県） 新潟市（北区、東区、中央区、江南区）、新発田市、村上市、胎内市、聖籠町、関川村
勿来	日立市、常陸太田市、ひたちなか市、那珂市	（新潟県） 新潟市（南区、秋葉区）、五泉市、阿賀野市、阿賀町
常磐	水戸市、小美玉市、茨城町	（新潟県） 新潟市（西区、西蒲区）、燕市、弥彦村
内郷	常総市、坂東市、五霞町、境町	（新潟県） 三条市、加茂市、田上町
四倉	稲敷市、美浦村	郡山市、須賀川市、三春町
遠野	笠間市	檜枝岐村、只見町、南会津町、
小川	龍ヶ崎市	柳津町、三島町、金山町、昭和村
好間	潮来市、行方市	会津若松市、郡山市、喜多方市、北塩原村、磐梯町、猪苗代町、湯川村
三和	龍ヶ崎市	喜多方市、西会津町、会津坂下町
田人	城里町	下郷町、南会津町
川前	利根町	西会津町
久之浜・大久	河内町	須賀川市、鏡石町、天栄村

イ 一時集合場所

一時集合場所は、次のとおり選定する。

(ア) 複合災害（風水害・地震・津波等）が発生した際にもその使用に耐えうる必要があり、各施設はあらかじめ耐震性や津波浸水区域などを確認した上で対象施設を選定する。

(イ) 一時集合場所は、避難対象となる行政区等ごとに定める。

ウ 避難等を実施する単位

避難等を実施する単位は、避難誘導時の住民への広報、避難者の把握等を考慮して、コミュニティ単位である行政区等を基本とする。

(2) 避難（輸送）経路

避難等の輸送にあたっては、多数の車両が避難区域等に集中することが想定されるため、避難等の優先順位、道路状況等を勘案し、あらかじめ地区単位で、避難（輸送）経路のパターンを設定する。

(3) 避難手段の確保

避難にあたっては、災害の状況に応じ、住民の自家用車等をはじめ、いわき市等が用意したバス、鉄道等の公共交通機関、国、福島県、いわき市及び防災関係機関が保有する車両、船舶、ヘリコプター等のあらゆる手段を活用するものとする。

輸送手段の確保に関する基本的な考え方は次のとおりである。

ア 自力で避難可能な住民については、原則、段階的避難指示に従って自家用車により避難するものとする。この場合、渋滞を極力避けるため家族又は近所の住民との乗り合わせにより避難する。

イ 自家用車等により避難が困難な住民は、一時集合場所からバス等により避難する。

ウ バスによる避難については、いわき市が所有するバスだけでは不足するため、福島県が公益社団法人福島県バス協会と締結している協定に基づき、一時集合場所、学校等必要な箇所へ確実に手配できるよう、あらかじめ体制を整えておくものとする。

なお、バスによる避難にあたっては、原則として福島県又はいわき市の職員等が同乗するものとする。

エ 鉄道による避難が可能な場合は、東日本旅客鉄道（株）等の鉄道事業者の協力を得て積極的に活用するものとする。

オ いわき市は、要配慮者の避難などに福祉車両等が利用できるよう、社会福祉協議会等の協力を得るとともに、自衛隊や海上保安庁等の車両、船舶、ヘリコプター等が利用できるよう、関係機関と福島県を通じて協議を行うものとする。

カ バスの安全とスムーズな運行のために、警察車両による先導について検討しておくものとする。